平成27年12月定例会

南伊豆町議会会議録

平成27年　12月 2 日　開会
平成27年　12月 3 日　閉会

南 伊 豆 町 議 会

平成２７年１２月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（１２月２日）

○議事日程……１
○本日の会議に付した事件……１
○出席議員……１
○欠席議員……１
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１
○職務のため出席した者の職氏名……２
○開会宣告……３
○議事日程説明……３
○開議宣告……３
○会議録署名議員の指名……３
○会期の決定……４
○諸般の報告……４
○町長の行政報告……４
○一般質問……９
加　畑　　毅　君……９
漆　田　　修　君……２４
岡　部　克　仁　君……４３
長　田　美喜彦　君……５５
比野下　文　男　君……６８
○散会宣告……８１
○署名議員……８３

第　２　号　（１２月３日）

○議事日程……８５
○本日の会議に付した事件……８６
○出席議員……８６
○欠席議員……８７

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……８７
○職務のため出席した者の職氏名……８７
○開議宣告……８８
○議事日程説明……８８
○会議録署名議員の指名……８８
○一般質問……８８
清　水　清　一　君……８８
渡　邉　　哲　君……１０９
横　嶋　隆　二　君……１２１
○諮第２号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……１３９
○議第７１号～議第７７号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……１４１
○議第７８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４５
○議第７９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４６
○議第８０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４７
○議第８１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４８
○議第８２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５０
○議第８３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５２
○議第８４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５３
○議第８５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５４
○議第８６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５９
○議第８７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６１
○議第８８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６２
○議第８９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７３
○会議時間の延長……１７４
○日程の追加……１７５
○議第９７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７５
○議第９０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７６
○議第９１号～議第９６号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……１７９
○発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８３
○発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８４

○発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８５
○発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８８
○各委員会の閉会中の継続審査申出書……１９０
○議員派遣の申し出について……１９０
○閉議及び閉会宣告……１９１
○署名議員……１９３

平成27年12月定例町議会

（第1日　12月2日）

平成２７年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２７年１２月２日（水）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長の行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	岡　部　克　仁　君	２番	渡　邉　　哲　君
３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	梅　本　和　熙　君	副　町　長	松　本　恒　明　君
教　育　長	小　澤　義　一　君	総　務　課　長	橋　本　元　治　君
企画調整課長	菰　田　一　郎　君	建　設　課　長	鈴　木　重　光　君
産業観光課長	齋　藤　重　広　君	町　民　課　長	渡　辺　雅　之　君

健康福祉課長	黒　田　三千弥　君	教育委員会事務局長	大　野　孝　行　君
生活環境課長	飯　田　満寿雄　君	会計管理者	鈴　木　豊　美　君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大　年　美　文	主　　幹	渡　辺　信　枝

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君）　おはようございます。

平成27年もあと１カ月足らずとなりました。今回、最後の定例会でございます。終わりよければ全てよしということわざもございますので、慎重審議の上、審議にご協力いただくようよろしくお願いいたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成27年12月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　議事日程は印刷配付したとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　これより本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

５番議員　　長　田　美喜彦　君

７番議員　　清　水　清　一　君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月３日までの２日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月３日までの２日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君）　諸般の報告を申し上げます。

平成27年９月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

◎町長の行政報告

○議長（稲葉勝男君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　おはようございます。

平成27年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、９月定例会以後の主な事項について行政報告を申し上げます。

１、フェスタ南伊豆について。

10月18日、南伊豆町役場において、「第12回フェスタ南伊豆」が開催されました。当日は秋の心地よい日差しのもとに約20団体がブースを出店し、小学生による愛国米の模擬販売等もあって、数多くの来場者でにぎわいました。また、姉妹都市、塩尻市の皆様にも白菜等、新鮮な高原野菜をたくさんご用意願い、駆けつけていただきました。

今回は交流自治体である杉並区からも高円寺阿波踊り連の皆様のご参加をいただき、会場を下賀茂商店街にまで広げて、地元園児、小中学生、阿波踊り「ゆうすげ連」も加わり、大いに地域を盛り上げていただきました。

２、地熱資源の活用について。

地熱資源の活用における地熱開発理解促進関連事業については、これまでに温泉事業利害関係者を中心とした会議を４回、産業団体等を中心とした会議を１回、計５回の会議のほか、勉強会を開催してまいりました。同会議には、九州で地熱発電所に勤務されていた実務経験者等も招聘しており、参加者からは公平でわかりやすいとの評価をいただいたところであります。

次に、地熱資源開発調査事業については、現在、昨年度収集したデータの数値再解析を続けているところでありますが、11月までの解析中間経過などから、加納、下賀茂地内の１カ所ずつでボーリング調査候補地として有力ではないかといった段階まで絞り込まれてきている状況であります。

３、自治体クラウド推進協議会について。

10月５日、賀茂郡４町において、「河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町自治体クラウド推進協議会」を設立いたしました。

当協議会は、クラウド技術を活用した情報システムの共同化によるコスト削減、業務の効率化などについての具体的な取り組み、データのバックアップの確保、災害発生時の業務の継続性及び情報セキュリティーの向上など、災害等に強い基盤構築を進めてまいります。

４、ジャングルパーク跡地利用計画について。

石廊崎ジャングルパークの跡地の再生につきましては、年度当初に改めて石廊崎区役員会の意見聴取を行い、９月には昨年度、基本計画（案）の策定を委託した千葉大学との意見調整を実施し、９月、10月の２回にわたって石廊崎売店組合からの意見聴取等も実施いたしました。

昨年度末に提出された同基本計画（案）答申の趣旨は、「誰もが行きたくなる石廊崎」というものでありました。

この計画の具体化に向けて地域の意向を改めて確認いたしましたところ、灯台周辺については駐車場も含めて休憩所、トイレ等を整備し、石廊崎漁港内の駐車場、土産物屋、遊覧船事業等との共存を図りたいというご意見を伺ったところであります。

このような地域の意向も加味し、平成28年度中には実施設計を完成させ、平成29年度の事

業着手など、早期着工に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

５、杉並区との自治体間連携について。

11月６日（金）、東京都杉並区において、名寄市、南相馬市、青梅市、小千谷市、東吾妻町、北塩原村、忍野村、南伊豆町の９自治体が一堂に会し、第２回地方創生・交流自治体連携フォーラムが開催されました。

当日は、各市町村の総合戦略の策定状況が発表され、それらをもとに意見交換を行いました。また、翌日からの２日間にわたり、区内の桃井原っぱ公園において第３回すぎなみフェスタ2015が開催され、当町からも観光協会、伊豆漁協南伊豆支所、産業観光課との連携によりブースを出店し、南伊豆の観光、豊富な地場産品などのアピールに努めてまいりました。

また、10月末には、弓ヶ浜の共立湊病院跡地と杉並区区有地を活用するお試し移住構想がアクティブシニアのヘルスアップステイ及び広域連携による日本版ＣＣＲ事業、温泉・地熱資源の活用を中心とした南伊豆健康ブランドの創出事業として、国の地方創生広域連携上乗せ交付金の採択を受けました。

これから年度末にかけて、総括的な総合戦略のほか、具体的なお試し移住の２事業計画を策定し、その内容をもって当町の地方創生事業が国のモデルケースになることを目指してまいります。このため、11月５日には企画調整課内に新しい係として地方創生係を設立し、スピード感を持って事業を推進してまいります。

６、賀茂地域広域連携会議の進捗状況について。

下田市、賀茂郡内の各首長、静岡県伊豆半島担当副知事から成る「賀茂地域広域連携会議」は、10月末までに５回の会議を開催いたしました。

この会には、消費生活センターの共同設置、教育委員会の共同設置、税の徴収事務の共同処理、監査事務の共同化、災害時における人的・技術的支援体制の構築、地籍調査の共同実施、地域包括ケアシステムの構築・運用、官民・民民の連携を検討する８部会が設置され、各市町の担当部局が部会ごとに調整会議を進めているところであります。

このような中、消費生活センターの共同設置及び税の徴収事務の共同処理については、具体的な方向性が確定し、新年度において２つの新しい組織が運用を開始する予定です。

また、官民・民民の連携に関する部会では、伊豆半島全域連携による海岸清掃、道の駅連携等の事業が具体化いたしました。これを受けて、11月10日には伊豆半島全域連携による海岸清掃のスタートアップとなる弓ヶ浜クリーン作戦が開催され、弓ヶ浜アクアスロン参加選手とともに住民約300人にもご参加をいただきながら、伊豆半島を磨き上げる事業に取り組

んだところであります。

７、産業振興等について。

（１）イベント等について。

10月11日、第２回南伊豆・弓ヶ浜アクアスロン大会が開催され、３部門に128人の選手が参加いたしました。

この大会は、弓ヶ浜の洋上と海岸道路を競技コースとして使用するもので、昨年度は台風の影響により中止となったため、実質今回が初めての大会となりました。競技中は海岸道路を時間制限で閉鎖いたしましたが、地元湊区の皆様方のご協力に深く感謝申し上げる次第であります。

また、11月14日には、青野川ふるさと公園をスタート・ゴールとして「第２回南伊豆町100㎞・70㎞みちくさウルトラマラソン」が開催されました。当日は不安定な天候でありましたが、591人の選手がエントリーし、100㎞の部が午前５時、70㎞の部が午前７時にスタートし、町内の海岸線や山間部の起伏に富んだコースを走り、各エイドステーションで地元からのおもてなしを受けながら、最終ランナーは午後９時過ぎにゴールをいたしました。

今回からは部門がふえ、外国人も数名見られたほか、参加の半数が町内に宿泊するなど、所定の効果をもたらしているものと考えております。

また、台湾旅行社による視察もあり、夜桜マラソンなどとともに、外国からの各種イベントへの参加にも期待を寄せているところであります。

町民の皆様には、走路員やエイドステーションなどの競技運営ボランティアを初めとして、沿道からの応援などにもご協力をいただきました。まことにありがとうございました。

（２）世界ジオパーク認定について。

伊豆半島ジオパークの世界ジオパークネットワークへの加盟については、去る９月19日にアジア太平洋ジオパークネットワークで審査され、「保留」という結果となりました。

この結果を受けて、伊豆半島ジオパーク推進協議会では加盟に向けた取り組みを推進してまいりましたが、認定保留の理由となった課題解消には相応の時間が必要となることや、審査機関が世界ジオパークネットワーク（ＧＧＮ）から国連教育科学文化機構（ユネスコ）に変更になる見通しであることなどに伴い、早期加盟は極めて厳しい状況となりました。

今後も世界ジオパークネットワーク認定を目指し、伊豆半島ジオパーク推進協議会を中心として静岡県を初め参加各市町が連携を図り、伊豆半島ジオパークの推進に取り組んでまいります。

また、10月27日から29日までの鹿児島県霧島市で行われた日本ジオパーク全国大会の席上、本町のジオガシ旅行団代表、鈴木美智子さんが本年度の優秀活動団体として表彰されました。同団体は、平成24年から地層や岩石を模したジオ菓子づくりを始め、ユニークな発想や、わかりやすく、楽しくジオパーク活動に取り組んでいることが評価されたもので、この受賞を契機とし、本町及び伊豆半島ジオパークのＰＲにご活躍されることを期待するものであります。

（３）観光施設等の入り込み状況について。

４月から10月末における観光施設等の入り込み状況がまとまりましたので、ご報告をいたします。

主要観光施設につきましては、昨年度の施設の閉園等により８万2,635人で、前年度対比97.67％となりました。

また、宿泊客数につきましては、民宿が４万2,749人で、前年度対比102.15％、旅館が８万7,831人で、102.33％、全体では102.27％となり、前年度を上回る結果となりました。

日帰り温泉施設につきましては、銀の湯会館が６月から休館となっておりますので、前年度対比25.91％でありますが、みなと湯は２万3,350人で156.57％となりました。

なお、入り込み数の詳細につきましては、別表をごらんください。

８、滞納処分強化対策について。

町税等の滞納処分につきましては、静岡県短期派遣職員による支援のほか、滞納整理機構との連携強化により、年度当初から鋭意取り組んでおります。

また、静岡県及び県下35市町においては、静岡県個人住民税徴収対策本部を組織し、収納率向上を図っており、特に11月から12月の２カ月間を滞納整理強化月間と定め、徴収体制の強化に取り組んでいるところであります。

この強化期間は、催告書の送付、納税相談、差し押さえ等の滞納処分はもとより、新規滞納案件を中心に電話による納税勧奨を集中的に実施するとともに、年度末に向けてさらなる徴収率の向上と税負担の公平性の確保に努めてまいります。

９、南伊豆町津波対策検討会（地区協議会）について。

静岡県では、第４次被害想定に基づくレベル１の津波想定高をもとに、県下21市町において津波対策検討会（地区協議会）を設置し、津波による人的被害の８割軽減をめどとした静岡モデルを推進しております。

本町におきましては、下田土木事務所が主管となり、11月６日の南崎地区を皮切りに、三

坂・竹麻・三浜の順に地区協議会を開催いたしました。

第１回目となる地区協議会においては、同協議会設立の目的と津波対策の進め方、協議会組織に係る運営要領の策定のほか、各地区における津波想定高の状況などが報告されました。

今後は津波防御施設等の整備手法が協議され、住民合意に基づく諸条件等が整った地域から、既存の防災林・道路・防潮堤のかさ上げ及び補強、水門・避難路・避難用施設等の整備計画が策定されることになります。

また、町単独による津波対策事業では、レベル２の津波想定高に基づき、海岸13地区の津波避難計画を策定中でありますので、静岡モデルとの整合性を図りつつ、地区住民の安全確保と津波被害のさらなる軽減に向けて事業を推進してまいります。

以上で、平成27年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（稲葉勝男君）　１番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　まずもって、日程のほうと会期日程のほう、議席番号が私、１番のままになっていますけれども、４番です。訂正をお願いします。

それでは、改めましておはようございます。

今回８人の方が一般質問、登壇するという中で、先頭で質問させていただきます。よろしくお願いします。

今回、私の質問のほうは２つあります。

まずは、地方創生係創設の目的と今後の活動予定、これが１本です。

それから、蝶ケ野に開設した食肉処理場への町のかかわり方というテーマで質問させていただきます。

それでは、事前通告に従って質問させていただきます。

まず、地方創生係創設の目的と今後の活動予定というテーマで、質問させていただきます。

11月５日、企画調整課に地方創生係を創設したという記事が新聞でありました。この中には、地方創生に合わせた結果という簡潔な理由のみの記載でした。今回の行政報告の中にも少し触れてありましたけれども、詳細を詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生事業につきましては、現在、国から先行型交付金3,084万5,000円と、地方消費喚起・生活支援型交付金1,917万5,000円の配分を受け、総合戦略策定に係る調査費等支援業務事業、空き家バンク物件リフォーム等補助事業、南伊豆プレミア商品券発行事業ほか８件を展開しているところであります。

総合戦略策定に係る調査費等支援業務事業につきましては、人口ビジョン、総合戦略の骨子がまとまり、町の魅力を生かしたワークスタイル、ライフスタイルを創出し、若者の就職時の転出を抑えるとともにＵ、Ｉターン者の転入をふやす、町が持つ環境を生かした生涯健康で元気に暮らせる地域社会を創出し、アクティブシニア層の転入をふやし、後期高齢者の転出を抑えるなど、４つの柱となるべき構想を打ち出しております。

このような中、10月には国から地方創生広域連携の上乗せ交付金の公募アナウンスがあり、アクティブシニアのヘルスアップステイ及び広域連携による日本版ＣＣＲ事業のほか、温泉地熱資源の活用を中心とした南伊豆健康ブランドの創出事業を提案いたしましたところ、双方とも採択され、4,776万円の追加交付金を受けることになりました。

このため、本年度末までに上乗せ交付金充当事業を含めた総括的な総合戦略を策定するほか、組合所有の病院跡地と杉並区有地を活用した具体的な事業計画等も必要になることなどから、新たに地方創生係を創設したところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、町長からの説明にもありましたように、地方創生という言葉、今、

国内中で非常に騒がれているわけですけれども、まさにこれが現在の安倍政権の国内政策の目玉となっている状況であります。

大都市圏から地方への人口移住、特に東京への一極集中ということから地方への分散、人口分散を促して、地方経済の振興をしていこうと。そして地方の人たちが地元で職を得て、なおかつＩターン、Ｕターン、今町長が言われたように、その人たちも移住者の人たちも豊かに暮らせるようにすると。人口減少に歯どめをかけていこうという状況、これが地方創生のまさにその説明だと思うんですけれども。

多くの地方自治体が、例えば地方創生といいますと、プレミアム商品券とかというところから入っていって、その次の施策をなかなか打ち出せていない状況が全国的に蔓延していると思うんですけれども、そんな中でも、南伊豆町はいろんな施策が、これは問題と裏腹なんですけれども、山積みになっている、それだけチャンスが広がっていると思うんです。

そんな中で、例えばお試し居住という形で町のほうが借り上げた下賀茂のニュー南伊豆ホテル、ここのお試し居住の事業展開というのもされていますし、それから杉並区と連携した特別養護ホーム、これが平成29年度の開設を目指しているという中で、俗に言うＣＣＲＣの問題ですね、その形を解決しようとしているわけですけれども、このような問題のところを地方創生係のほうに分けていくと、企画調整課の中から分けて、そこの部分に特化していくというような形の解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議員のおっしゃるとおりです。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　そうなりますと、地方創生係という中に、我が町が抱えている１つの問題としての石廊崎のジャングルパークの跡地利用・活用の問題があると思います。

これも、地方創生という中では、今、天城北道路が着々と南下してきておりまして、伊豆縦貫道路もいよいよ我が町に近づいてきていると。そんな中で、半島の一番最先端にある石廊崎地区を何とか人の受け入れができるような状況にしておかなければならないという状況にあるわけです。

ここは、地方創生係の枠外という形になるのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議員のおっしゃるとおりです。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　だとしますと、どうしても石廊崎ジャングルパークの跡地利用の問題というのも注目度が高い問題ですので、ぜひとも地方創生係の中に入らないという形であっても、企画調整課のほうで継続して推進していってほしいという願いが、町民全体の願いだと思っているんです。

ワークショップの策定後の動きなんですけれども、前回の９月議会の中で同僚議員からも質問がありましたけれども、その後の動きというのがなかなか町民に伝わってこないという声は実際に聞こえてあります。

ワークショップの内容だけで完結というわけではないと思うんですね。次の展開に行かなければならない時期に来ていると思うんですけれども、その点について、展開が今もしあれば担当者のほうから説明をいただきたいと思うんですけれども。できますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

石廊崎ジャングルパークの跡地の再生につきましては、決して地方創生係でつくったからそれを進めないというわけではなくて、議員がおっしゃるとおり、企画調整課の中で企画調整係が今後担当していくという流れになっております。

９月定例会において、本年度中に跡地利用基本計画（案）答申の実現性を検討し、平成28年度中には実施計画を完成させ、29年度には事業着手したい旨をご報告させていただきましたが、この方針には変わっておりません。

本年５月には石廊崎区の役員の意見聴取を行い、９月には昨年度基本計画（案）の策定を委託した千葉大学との意見調整を実施し、あわせて９月、10月に石廊崎売店組合の意見聴取も実施いたしました。

同基本計画（案）答申の趣旨は、誰もが行きたくなる石廊崎といったものでありますが、計画の具体化に向けて地域の意向を改めて確認しましたところ、灯台周辺については駐車場も含め休憩所、トイレ等を整備し、下の駐車場、売店、遊覧船事業等とも共存を図りたいという内容でございました。

石廊崎の開発の課題としましては、上は上、下は下といったこれまでの開発形態では、共倒れになるリスクが非常に高いと考えております。例えば、石廊崎区自体が法人化し、町との間で管理協定を締結するといったプランが実現できれば、平成29年度末には運用を開始できるのではないかと思います。

このような中で、今、売店組合を含めて石廊崎区と調整をしました。町の意向であります、上下に駐車場をつくるというような形の合意をいただきまして、そのような方向性で新しい28年度には実施計画をつくっていきたい、このように思っております。

間違いなく事業は着実に進んでいる、このように認識しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、町長のほうから答弁いただきましたけれども、今後の、例えば開発予定の内容とかというところは、もし教えていただければと思うんですけれども、その点の説明は担当者からしていただくことはできないのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

まだ実施計画ができない中ですが、少なくとも和解の条件であります道路、これはつくらなくてはならない。それともう１つ、温室を壊すという方向性、これらも考えていかなければならない。このようなことまで、基本的なことはわかっています。あと、具体的に、まだ検討段階でありますが、担当者のほうから説明をさせます。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

現地においての具体的な内容でございますけれども、現状といたしましてはまだ構想の域を出ておりません。しかしながら、区の役員の皆さんとの話し合いの中でも、区の役員の皆さんが、我々が話し合いに行く以前に商工会青年部の皆さんまた地域住民の方々からの後押しをいただいたということで、自分たちで会社的なものをつくって、あそこを野芝を張る、駐車場をつくる、そしてお土産物屋、フードコートをつくって、上下の駐車場を自分たちで経営していくことはできないだろうか、そういったシンクタンク等を紹介してほしいという要望が、打診がございまして、この15日から17日の間で、改めて町長のところに陳情にも来

るということで、ぜひともなんですけれども、３月議会におきまして平面図と実施設計をつくる予算の審議をお願いすることと、その次の時点につきましては数億円の実施計画事業費、そして29年度末にはあそこが平になっていて、できることでありますれば商工会青年部の提言のように、あそこで皮切りのビックイベント、音楽イベント等が開催できればと考えるところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、担当者の方から説明、詳しくいただきまして、前に進んでいるという感触を受けました。青年部で一緒に行ったメンバーの中に私も入っておりました。

これは実際の石廊崎の方々に聞いた話、例えば役員の方々それから売店組合の方々の話というのは、どうしても商工会とリンクする場面があるので話は聞く場面が多かったんですけれども、どうしても町のほうの方針が見えてこないという意見がやはり多かったのは事実でした。

ただ、ワークショップの内容もそこそこにしか把握していない状況というのと、あとは売店組合のほうと役員の皆さんとの話し合いがちょっと通っていない部分もあったなという印象を受けたのも事実です。

ただ、地元の人たちは、このジャングルパークの跡地をどうにかしたいという思いは確かにありました。そこへ、商工会の青年部のほうで何かイベントを仕掛けたいんだけれども、どうですかねという話をしました。当然、地元の方々は何かできるものをやってほしいという話になるんですけれども、その準備のほうが見えてこない限りはそこから先に進まないという話で終わっていたんです。

ネックになるのは、その整備の、どっちが先になるかですよね。例えば、裁判の和解の条件の中に、僕の記憶の中では、道路をつけるという条件があったと解釈しています。それが先になるのか、そしてその今ある温室を壊して平らにするのが先にあって、そこからイベントを仕掛けていこうという動きになるのか、それともイベントとか何かやることが決まってからでないとそこの部分を着手できないのかというところの順序というのが、どうしても気になると。

これは地元の方も言っていましたし、例えば我々以外の、青年部以外の団体が何かやろうというときにも、現状変わらないままなのか、先に道路整備と平らにする整備ができている

のかというところで、大きく企画が違ってくると思うんですけれども、その順序というのは決まっているのでしょうか、今の段階で。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　この件につきましては、区からの、地域住民といいますか、あそこに住んでいる方々からの要望項目があるということで、町長とも何度も話し合った結果となりますけれども、来年度に向けまして、本年度３月議会に向けて、数千万になってまいりますけれども、設計の実施設計までを完了させる予算の計上を考えております。それをもとに、29年度、新新年度早々に事業着工いたしまして、道路の設計につきましても計画を立てておるところですけれども、道路だけでも800メートルありますので、1,000万単位の設計だけでかかってまいります。そうしますと、四、五千万の設計になってまいるとは思いますが、これを確実に新年度に予算計上して、29年度の１、２、３月にはあそこが完全に稼働の体制になっている状況、これをつくり上げたいというところが今の構想でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今の、あくまでも構想ということなんですけれども、ぜひその方向で進んでいただければいいのではないかなと思います。

というのは、29年度といいますと、天城下道路の開通というのも近づいてくる時期ですし、杉並区の特養ホームの開設という時期にも重なるわけで、いよいよそのいろんなことが重なって、伊豆半島の先端に活発な動きが出てくるという時期になりますので、その点は本当そのスピード感でやっていただきたいと思います。

その中で、１つ気になることだとすると、ワークショップという形で今まで進めてきた中に、いろんな計画があったと思うんです。そのワークショップの内容というのは、まさにその内容をそのまま推進しますという内容ではないのかもしれませんけれども、かかわったメンバーの方々にしてみれば、自分が上げた企画が、例えば採用されないとか、それを飛び越して次の段階になったとかという不安がもし出るようなことがあると、これはちょっとやりづらくなるのかなという部分がありますので、その方々を含めての会合とか、ワークショップのその提出した後の動きというところというのは、フォローといいますか、その点についての会合なり集まりなりというのは、予定しているのか、それとも今はやっている段階とか、そういうのは教えてもらえますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　基本計画（案）答申につきましては、各方面から実効性を検討させていただきましたけれども、この際には県庁の意向も打診をいたしましたけれども、経済的な継続性を見ることができないということで、各種補助金、また借入金等を確保することが難しい内容であるという結論に至りました。

その中で、ただ誰もが行きたくなる自然公園的な石廊崎をつくっていこうという趣旨、この部分で、芝生広場的なものをつくって、そこでみんなが集まってわいわい時間を過ごせる場所をということがございました。そこについては投資をしていくつもりでございまして、ただ１つだけ内容と違っておりますのが、どうしてもその駐車場の問題ですね。上に駐車場はつくらないという意向でしたけれども、やはり何のイベントをするにしましても、今後の経済性を確保するにしましても、駐車場が必要になってまいります。

区からの要望の中では、現在、区のほう、下で100台程度の駐車場が稼働しておりますが、上でも100台程度、200台程度の駐車場規模を持って自然公園に臨みたいということで打診を受けておりますので、これをまた改めて説明会と申しますか、こういった場で説明をしながら進めていきたいと思っております。

新たに新年度にワークショップ等を開催する計画はございませんで、今のところですと区、地域の意向、これをスピード感を持って実施設計書にまとめ上げていくということを考えております。それをまた、今後、新年度に入ってそれが固まってきた時点で、この２年間お世話になった皆様にどうお伝えしていくかということも、あわせて並行して考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今の説明の中で、ワークショップにかかわった方々へのフォローという場面、つくっていただけるということで、多分その手法というのは今後も重要になってくるのではないかなと僕は思うんです。

ワークショップという手法というのは、梅本政権になってからすごくこう、いろんな場面で使っている状況なんですけれども、これは非常に、僕は有効だと思うんですよね。いきなり建設検討委員会みたいな形で詳細まで決めてしまう前段階で、何でも意見を言っていいよと、その場面があるというのは、やはり意見、たくさんの方法論が出てくる場面だと思うん

です。ただ、その中で言いたいことを言ってもいいという会議になるだけに、結果的にそれが実現する可能性というのはおのずと薄まっていくと。

それは承知でやる会議ですから、それはもういいんですけれども、出ている人たちというのは、実現できると思って来ていると思うんですよ。それが行政のほうとのすり合わせの中でできないといっても、やはり納得できないという人もいるでしょうし、これから先そういう会議を続けていくに当たっては、それでもやはり参画してもらわなければならない、町民の方々に、という場面がたくさんあるので、そこは後々のフォローでケアしていくしかないのかなと思います。そのままやりっ放しで、自分たちの出た案が、例えば冊子になった上で、結果的にはそれが進んでいないということが続きますと、その後のワークショップに参加するときの意欲というのが薄れていくと思うんですよね。やはりそこは実際と違った、その内容と違ったものを行うとしても、やはりそこは情報を伝えていくという場面は必要なのではないかなと思います。

それから今、担当課長のほうからの説明の中に、やはり石廊崎、上と下という認識というのがすごくまだ残っているのかなと思うんですけれども、今後あの部分を開発していくに当たっては、上と下をこう、実際の道路でつなげるというのは難しいのかもしれませんけれども、流動的に行くような、例えば利益関係とか、人のつながりという部分でつなげていくという方向をつくらない限りは、どうしてもその認識というのが最後までひっかかるのではないかなと思うんですけれども、その点のケアというのは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　今回、この上と下という概念が最大のネックでございまして、これを解消するために、石廊崎区が区として、役員会として、住民会として、会社組織をつくれるか、そして上につくる駐車場と下につくる駐車場、これを合わせて経営をしていくことができるかどうか、これが鍵になると思います。

石廊崎区が上下ともにの経営者ということであれば、つながりが出てまいりますし、その中で、下の駐車場の周りにも、上のほうにもフードコート等をつくっていくといいましても喫茶店等はないわけでございまして、パン屋さんとかそういったものが村の中にその後できてくることを期待しつつ、石廊崎区民の活躍活動、これも２年間のワークショップがあったおかげ、またいろんな方々に尻をたたかれたおかげということもありまして、ここまでやってまいりました。これをあとは皆さんが、年をとり過ぎてしまわない間の極力短い間、一、二年の間に具体化するという方向で、ちょっと荒っぽいかもしれないですけれども、スピー

ド感第一というところを持って進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　まさに今の答弁そのものだと思います。

地元の方々が、例えば会社、これは法人をつくるという意味ですよね、株式会社になるのか何なのかわかりませんけれども、それが必要なのではないかなと思います。

例えば、今全国的に有名になりました、中木のヒリゾですね。あの組合の運営の仕方というのは、やはり地域の方々で稼ぎ抜いているという印象がありますし、まさに今、町をリードしていると言っても過言ではないような勢いがあります。それから、伊浜の波勝崎苑、ここもしっかりと事業体をつくって運営していると。こういう形が石廊崎にもできるほうが前に進むのではないかなと。

ここは、利益を出す法人の後押しを自治体がするというところに多少の矛盾があるかもしれませんけれども、ここは地域の方々がしっかりとスクラムを組む意味でも、行政からの後押しとか、例えば伊浜をつくったときの会社設立はこういう方法ですよとか、中木のヒリゾの運営の方法を教える場面というのをつくってあげるとかというところまでは、ここは行政のほうでできる話なのですか、それとも民間同士でやってくださいというところにとどまってしまうのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　いろいろな事業をやるのには資本が必要になりますよね。そういう意味で資本を糾合していくという方法として、例えば地元の人たちが本当は資本を糾合して事業をやるのが一番、これがベターだと思います。

ただ、やはりノウハウとかいろんな問題がありまして、例えば、石廊崎のこの人たちが資本を糾合して、私たちが上下の駐車場を運営しますといったときに、果たして集客能力があるのかという問題もあろうかと思います。

そういうことを含めて考えたときに、法人化した、法人化するのはいいのです、そこのところで。法人化はして、ただ実際の運営を法人化した石廊崎区はやれるのかどうかという問題、そのことに関して、新たに別に専門的な分野のその法人がそこをサポートしていくとか、そういう形が当然必要になってこようかと思います。

いろいろと各事例の中で、例えば地元資本を糾合してうまくいく場合もありますけれども、失敗する場合も相当多いということは、観光に関してはやはり全国的なネットワーク、今では下手すると海外までのネットワークがあるような企業が参入してこなければ、なかなか成功が難しいというような感じで私は受け取っております。

だからそこのところをもう少し石廊崎区とゆっくり話をしながら、石廊崎区の利益がどのように、地元利益がどのようにこう、残るのか。例えば資本が参加したときに、どういうふうに残るのか。そして、あの膨大な園地を将来持続的に管理運営できるのか。これも管理運営も当然その法人がやっていただかなければならないことなんです。ただ駐車場とかそういう施設でもうけましたよ、自然の公園の管理は我々はしませんというのでは困るわけで、我々いわゆる自治体は、その点に関してはその会社、法人に全てを任せますよというような方向性、税金は使いませんよという方向性、当然、イニシャルコストはそこのところで出てくるものとは思います。そういう方向性を考えながら、まだまだ協議する部分がありますもので、今、担当が言った形で去っていくという話ではないということは承知しておいてください。

それともう一つ、ワークショップの手法の問題ですけれども、これは非常に民主的な政治形態をやっていくのには、やはり住民参加してもらうのにワークショップは非常に有効な手だてである。ただ、議員がおっしゃるように、やはり自分たちの意見が実際に事業執行の中に生かされていないではないかという問題もあろうかと思います。

ただ、今回の石廊崎のワークショップも、４グループからいろんな提案が出てまいりました。その中に、議員がおっしゃった、１つの音楽イベント的な提案もあったと思います。そういう意味で、提案されたことの中の幾つかは当然実現していく。全てが実現するという形にはならないと思います。いわゆるいろんな意味でのこう、少しずつそのアイデアの中で、実現するものは実現していくという形でワークショップがあったと思います。

ただ、担当が言ったように、一番重要な問題というのは、石廊崎の上と下の問題です。下の今の売店組合の人たちにとってとか石廊崎の区民にとっては、できれば上に駐車場をつくっていただきたくないという意向は非常に強かったです。そこのところで非常にワークショップもそういう形で結論が出たんですけれども、私はそれはちょっとまずいなということで、石廊崎の区の人たちと調整をしました。

その中で今、上と下に駐車場をつくるというところの合意までこぎつけたところであります。今後、具体的な方向性をさらに見つけていきますもので、今後とも注目していただけれ

ばありがたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今の質問の内容、地方創生の問題から始まりまして、石廊崎の問題にスイッチしてきたわけですけれども、非常によくわかりました。

これからの石廊崎という形は、やはり今、町長が言われたように、上と下の問題とあると思うんですけれども、ここを町が取り仕切っていくにはやはり限界の部分があると思うので、例えばコンサルの会社を入れながら、どうやったら一番よく運営できるビジネスモデルをつくるのかというところに行き着くのかなと思います。その点、今後期待していますし、我々もかかわっていくという気構えでいきますので、よろしくお願いします。

そんな中、次の質問に移るんですけれども、今、石廊崎の問題、地元で法人を立ち上げようという動きの準備の段階の話がありましたけれども、蝶ケ野に開設しました食肉処理場、株式会社森守、ここは自前の資本で、町に頼らずに法人を設立したという形の会社ができました。11月４日に株式会社森守が食肉処理場を開設したということです。これは、伊豆半島の中では、伊豆市のイズシカ問屋に続いて伊豆半島内では２例目の施設ということになっております。

先ほど言いましたように、運営には補助金等を頼らないスタイルで設立しておるという形で、私も開設のオープニングのレセプションのときには伺ったんですけれども、この形態の会社が、今、町が抱えている問題というのを幾つか解決していく方向になると思うんですけれども、町のほうとしてはこの会社の出現、どのように捉えておりますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

本町においては、４月から猟期の始まる11月15日までに捕獲された野生獣は、イノシシが417頭、鹿が109頭、猿７頭となっております。同捕獲獣については、各捕獲者による自家消費や埋設などによる処分となっておりますが、今般の食肉加工施設の開設を受けて、これまで廃棄物としてきた野生獣の新たな利活用が見込まれ、南伊豆ブランドの獣肉、ジビエとして流通することにより、新たな特産品となることが期待されているところであります。

また、このような先駆的な取り組みにより、今後、第２、第３の新たな起業家が生まれ、

地域産業、地域経済の活性化はもとより、雇用創出につながる好循環とすることが重要ではないかと思料しています。

行政によるバックアップは限られていると思いますが、効果的な有害獣対策、産業振興等の観点などからも、今後の活躍に期待しているところであります。

それとまた、イズシカ問屋の話をよく聞くのですけれども、イズシカ問屋さんは、やはり行政がかかわった形の中で行われているわけですが、やはりいろいろなこう、行政がかかわるといろんな規制がそこに入り込むということで、なかなかこう、販売とかそういうことに関して苦慮しているというような話も聞いております。

やはり、そういう中で、民間がこのような形で、自分が販路を探しながらこういう形で進めていくという形は、非常にいい形だなと。そして我々行政としてバックアップできる、側面的なバックアップですか、そういうことは当然していきたいなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、町長の答弁の中にもありましたように、伊豆半島で２つ目の事例といいましても、確かに伊豆市のイズシカ問屋さんのほうは行政の補助金が入っているということで、活動の範囲が狭まっているのが現状だと思います。それに比べて、今回の株式会社森守さんのほうは補助金なしで、自前で今、活動しているので、その範囲は要するに制限なしのままいけると。これが注目されている理由だと思うんです。

11月４日の開設から約１カ月なんですけれども、その間、メディアのほうにも多々登場しております。私、ネットのほうでちょっと調べさせてもらったんですけれども、11月７日には毎日新聞の地方版に記事が掲載されて、11日にはテレビ静岡の夕方の番組内でも、黒田社長のインタビューが放映されています。それから、12日には農林水産省の関東農政局静岡支局が視察にも来ていると。13日にはまた読売新聞にも記事が掲載されている。22日のこれ、新東名の駿河湾沼津サービスエリアです。これ下田ＪＣが開催したイベントへの出店がありまして、翌23日には下田のマルシェのほうに出店、南豆製氷所跡地のところにも出店しておると。またその後産経新聞の取材があって、27日には今、話に出ましたイズシカ問屋さんが実際来社してお話をしているという形で、先日の30日には東北大学の教授が来て、またこの中を視察しているという状況にもあります。

多分この会社にはたくさんの情報が集まると思うんです。単なる鳥獣被害対策だけを吸収

していく会社というところから、僕は山林の整備とか里山整備とかそういう情報というところも、実際自治体がカバーできないところまで情報が集まってくると思うんですね。そういう意味だと、補助金の助けはできないということであっても、情報を例えば共有というところまでいけばいいんですけれども、相手は民間会社ですからその部分で町と提携していくとかというような部分は、ちょっと取り入れてもいいのではないかなと思うんですけれども。その点、例えば係、係つくるまでにはいかなくても、どこかの部署が担当するとかという考えというのはあるのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　少なくともこの山林の整備まで事が広がっていった場合、里山資本主義というか里山を守るという、これは非常に大切なことで、やはりこの森守の社長である黒田さんは山をよく知っている、いろいろな長い経験の中で、どこにどういう山があるということをよく知っていられる方でありますもので、彼の持っている情報というのは、やはりこれは当然いろいろ私も聞いております。

そういう中で、行政とタイアップできるところはタイアップしながら、また担当職員も当然そういう形の中で、森守の社長からいろんな情報をいただいて進めているのではないかなと思います。

また、この森守が認定事業者というとこになることによって、狩猟者ですかね、何かそういう話も聞きました。何か鉄砲ですか、鉄砲による狩猟者を認定していく補助金がもらえるとか、そういう事業がやられるとかというようなことも聞いております。

そういうことを含めて、例えば、わなだけではなく鉄砲による狩猟者ももう少しふやせる方向性があるのなら、この森守の社長と話しながら方向性を考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、町長の答弁の中にありました、山林の整備の部分というのがありまして、これが私、少し有効かなと。この会社と提携するのが有効かなという部分がありまして。

というのは、今、災害マップなんかを見ますと、どこに土砂崩れの可能性があるなんてい

うのも載っているわけではないですか。昔、例えば自分が子供のころ山の中に入ったときに、崩れていなかった部分が崩れていたりとかというところが、やはり目にすることがあるわけですよ。そこには人が入らないから、わからないままその状況がほっといてあるわけですね。一般の人が山の中に入るということがなくても、例えばその会社の狩猟者の方々が山の中を歩いたときに、以前との変化に気づくというような情報というのは、これは行政がやるよりもよほど有効的だと思うんです。実際に詳しい方々が歩くわけですから。

その点、例えば担当が企画調整課から違う分野になるのかもしれませんけれども、その辺の情報収集とかの提携という部分まで考えてみたらどうかなと思うんですけれども、そういう部分の考えは今のところないのですか、災害に関してというところで。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

具体的にその情報収集課みたいなのをつくるとかという部分はちょっと難しいと思うんですけれども、少なくとも今後検討できるとすると、この森守の社長に何らかの公的な立場に立っていただいて、情報をいただけないかというような交渉はしてみる価値はあろうかなと思います。社長の意向もあろうし、私はそんなのは嫌ですよと言われる可能性もあるし。

私は、議員もご承知のように、個人的に森守の社長ともいろいろつき合わせていただいておりますもので、個人的に情報をいただくということは大分しているつもりですけれども、これをやはり統計立った情報としていくためには、議員のおっしゃるような形というのは必要かなと思います。考えます。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　詳しい答弁ありがとうございました。

これで質問を終わりにしたいと思うんですけれども、今回２つの案件は、地方創生に絡めていろいろな、いろいろなといいますか、民間の会社との提携という形で、自治体も地域力を向上させていければいいなというような内容で質問させていただきました。

ちょっと時間早いですけれども、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時２５分

再開　午前１０時４０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　漆　田　　修　君

○議長（稲葉勝男君）　８番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　通告に従い、当町の抱える教育の諸問題と課題について、そして指定管理者制度の各種ソリューションの選択というこの２点について、一般質問をさせていただきます。

最初に、教育関係についてでありますが、政府は平成27年３月、教育再生実行会議の中で、第６次提言を打ち出しました。ご承知のように、提言のテーマそのものは、学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育のあり方についてという非常に大きいテーマで、教育をエンジンとして、地域を動かすための方策について提言を行っております。

また、特筆すべきは、郷土への理解、愛着、誇り等を育む教育に学校が取り組むことや、少子高齢化や人口減少が進む中で、地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことへの希求から、後ほど述べますがコミュニティ・スクール化を図り、スクール・コミュニティへの発展を目指すことが重要であると言われております。

それがその提言の骨子であろうかと思います。先ほども地方創生の話が出ましたが、地方創生と教育との関係、クリエーションの中で、そういうことも種々提言されていることは、教育長、ご存じのとおりだと思います。

これらの取り組みの拡大を加速するため、中教審での議論も踏まえ、制度面の改善や財政の措置も含め、新設の行政所管である地方創生を教育の力でなし遂げようとするものであります。

そこで、地域住民や保護者等が学校経営に参加するコミュニティ・スクール化の実現と、その問題点についての教育長ご自身のお答えと、それから地方創生への貢献は教育とありますが、教育長の所見をあわせて承りたいと思います。

先にお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

議員ご指摘の、教育再生実行会議の第６次提言、第３章にございますように、教育がエンジンとなって地方創生をという記載がございます。少子高齢化が進み、地域経済の縮小が懸念する中で、地域総ぐるみで地方創生をなし遂げる必要がありますが、その成否がまさに人材にかかっており、その人材育成にかかわる教育の力は非常に大きいものがあり、地域を動かすエンジンの役割を担うものであると考えております。

当町におきましても、少子高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な機能が求められる中で、学校は人と人とをつなぎ、さまざまな課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割、これを果たすことが強く求められています。

こうした観点から、地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールは極めて有効な仕組みであると、このように認識いたしております。

コミュニティ・スクールについてでございますが、現在、静岡県では、磐田市で32校、小学校22、中学10校、御前崎市で７校、小学校５校、中学２校、富士市で２校、小学校、中学校各１の41校ほどの学校が、地域とともにある学校づくりに取り組んでいるところであります。

では、本町でございますが、現在この制度は実施しておりませんが、これは小規模校の本町にあっては、従来より地域の人材を活用し、学校支援、教育活動に積極的に取り入れ、保護者や地域住民の方々との連携協力体制を図ってきた経緯がありまして、さらにまた、似た制度として、現在各学校には学校評議員制度がございます。これがあること、さらに小規模校ということで、教職員数の少ないこの小規模校におきましては、管理職を含め教職員の負担がふえてくる、多忙化するなどの理由から、現在コミュニティ・スクールを取り入れていない現状でございます。

しかしながら、今後、学校を核とした地域づくりを推進するためにも、コミュニティ・スクールのメリット、デメリットを分析しまして、よりよい学校運営、地方創生を実現するための教育のあり方、これを関係機関と連携のもとに検討してまいりたいと思っております。

１つは以上ですが、続けてもう１点……、よろしいですか、まだ。はい。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　よく理解しました。

県内の３つのゾーンの実態までご説明いただき、ありがとうございました。

実はコミュニティ・スクール化は、先ほど教育長が申し上げました、学校評議員制度は既にもう実在するものでありますよね。それから、学校運営の協議会制度というのは平成15年、もうそれがスタートしてから既に12年経過しておるわけでありますが、その地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものが平成15年に制定されましたね。その中の一環で、この賀茂郡南伊豆町においては運営協議会がスタートしたという経緯があろうかと思います。

実際には、地域とともにある学校という定義づけが実はありまして、教育長ご存じなんですが、その中には学校評議員制度、これは全国でいいますと80％普及しておりますが、あと学校関係の評価委員会、それが94％、それで放課後の子供教室ですね、これ学童支援とも申しますが、これが全国では50％、そしてあと学校支援地域本部というのがございますよね、これは大きい都市部においてはあるのですが、それが30％、そして今、問題になっておりますコミュニティ・スクール、この概念は今新たに出たものでありますが、それが全体では、全国ではまだまだ７％しか普及していない。静岡県においては41校しかしていませんね。

そういうことで、コミュニティ・スクール化のあり方、今後のあり方、そしてそれらの運用については、非常に興味を持って協議会の方もそれ以外の方々も、県で今、財政担当もそうですが、非常に興味を持ってそれを注目しているというのが現状だと思います。

そこで、その取り組みのいずれかを実施している学校は、今申し上げた５つのですね、非常に多いのですが、それらは地域とともにある学校と総称しているわけです。既に取り組んでいるのだから必要はないという意見も根強くありますが、特に放課後の子供教室などは、学童支援ですね、それは学校支援ボランティアの１つとして見られるようになっております。

学童支援教室のような学習支援のほか、実際に学習支援しておりますね、例えば教師のＯＢがそれに一部携わるとかということはそれに該当すると思うんですが、それ以外にも学童支援の通学の、登校、下校の見守り隊というのがあるんですよね。下田市なんかはトンネルのところに立っておりますけれども、南伊豆町の端のところですか、見守り隊のそういった見守り活動として、環境安全、それから専門的教育支援、それから文化、スポーツ、これは部活の例えば特定のスポーツに対する教師以外の専門の人をそこに充てるとか、こういった

ことも、幅広い活動が行われているのが実情であります。

これは、教育長、既にもう知っておりますから、この辺は話をする必要がないのですが、あくまでも学校運営の最高運営責任者は学校長でありますが、その学校の発展とともに地域の発展も考えるならば、参加から参画へ意識を高める必要があると言われております。これの件に関して教育長のさらなる個別の見解を賜りたいと思います。

これは通告の幅からちょっと逸脱しておりますが、今、その場でアドリブで結構ですが、ご答弁賜りたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　まさに議員ご指摘のように、私も先ほどの答弁の中に、今後十分検討させていただきたい、このようにお答えいたしました。

地域住民、それから保護者、今言われたように参加でなくて参画していかないと、地域総ぐるみで教育、ともにある学校、これはつくれないと思います。これは十分まだ今後、今の実態を考慮しながら検討させていただきたいと思っておりますので、現段階ではこれがこうだという方向性はまだ見えてこないのですが、現状を把握しつつ、十分このコミュニティ・スクールの利点、メリット、これは考えさせて、外部からの人材活用、これは支援ですよね、それを有効に活用させてもらうようなシステムは考えていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　ご答弁ありがとうございました。

実は、第６次提言ではそれ以外にも、実は今ＣＣＲＣがはやっておりますよね、非常に。前にも企画課長から全協で説明がありましたが、ＣＣＲＣはその医療、あるいは福祉の面だけでなく、教育の分野にもＣＣＲＣの機能づけをここで、提言の中でうたっているわけであります。

結局これはローカルの大学であるとか専門学校のある都市部で、それで第一線で活躍した高齢者がその学業に知識還元するために、その場でＣＣＲＣを都市部から、例えば静岡のある専門の学校、主に大学ですね、そういうところに来て、例えばそこに根づいて、その若い青年たちにその自分の知識を分配する、フィードバックさせると。そういうところも実はその第６次提言の中でうたっておるわけです。

ですから、福祉、医療だけではないよ、教育もそうなんだよ。これ、地方創生省ができてから、所管ができてから、それ前もそうでした、地方分権の機能ができてから、それぞれのラインを主管する行政庁に対して、横断的にそれぞれ接触しなければいけませんね。その地方分権もそうです、地方創生もそうなんですが、そうすると勢い国としてはそのような形をとらざるを得ないという面があるのですよ。創生省そのものは垂直のラインの行政府でありませんから。ですから、勢いそういう地方創生に係る分野がそういう横断的に、部分的にまたがるということなんですね。

ですから、話は戻りますが、先ほど提言の中の、ＣＣＲＣの話の中もそうなんですね。ですから、それはかつて戦争中から終戦後にかけて、その南崎地区で優秀な農業指導員が花卉栽培の指導をいたしましたね。そういったことが１つのヒントになろうかと思うんですね、なろうかと思います。これらの動きも、実は町長の言っているまちおこしのヒントにある意味ではなるんじゃないかなと思っております。そういうことをお話ししながら、次の問題にいきます。

さて、次の、公立小中学校の統廃合についてであります。

実は平成27年９月の決算委員会でこの問題の経緯について質問いたしましたが、その後の統合審議会の動き、あるいはその推移、経緯について、もし変動とか大きな動きがありましたら、ご説明をまず賜りたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

南上小学校の統合に関する学校統合審議会ですが、第６回審議会を11月９日に開催し、南上小学校の統合に関するアンケートを実施いたしましたので、この集計結果をもとにご審議をお願いいたしました。

今回の審議内容は、アンケートの集計結果とこれまでの審議内容を勘案しての答申の方向性について、審議がなされました。今後さらに審議を重ね、年度内には答申する予定となっております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　あれから１つそういう大きい動きがあったということですね、９月議会の後ね。

それで私、その前で述べましたように、そのコミュニティ・スクール化が望まれている今の中で、その地域住民の生涯学習やその健康福祉など、各種機能を複合化し、集積化――インテグレーテッドですね――集積化できるよう、その制度のあり方についても検討を加えると、加えることの必要性が叫ばれております。教育長、ご認識のとおりなんですがね。

一般的に当町のような限界集落化可能性の高い要因の１つに、学校の消滅が挙げられております。これ、全てではありませんが、挙げられております。

さきの決算委員会でも申し上げましたが、学校の役割を重視しつつ、町の実情に応じて活力ある学校づくりを実現できるように、当局の主体的な検討や具体的な取り組みをきめ細かに支援することが必要と思われております。

これは、手元に教育委員会のほうに文科省の関連文書がいっていると思うのですが、３通りの方策、方策というか骨組みが文科省のほうから出ていると思うのですが、統廃合に対する文科省の関連文書では、具体的には３通りのパターンが考えられて、まず１番目が、学校統廃合を検討する場合には、通学手段の確保などを統合に付随する課題、取り組みとして支援する。これは、一般会計で言いますところの学校共通のところですね、個別の学校費ではなくて、小学校費、中学校費、そこで計上していると思うんですが、そういったことを支援する。

２番目が、小規模学校の存続を選択する場合、ＩＣＴの活用により、小規模校のデメリット化を最小化する取り組み等を支援する。ＩＣＴというのは、皆さんは今ＮＴＴ西日本ではテレビコマーシャルをしていますよね、スクリーンに相手の小さい、例えば少人数学級同士で電子会議的なコミュニティをインタラクティブにコミュニティをする、それがＩＣＴなんですが、ＩＣＴ化するためには、それだけの大きい実は光ファイバーの容量の太いやつが必要になりますね。ですから、それは現在どうなっているのかも後ほど。これは私が仄聞したところでは平成28年度と承っておりますが、この南伊豆町内においては平成何年になるのか、それは後ほど企画課長のほうからお答えください。

それから、話は戻ります。３番目が、休校化した学校についても児童生徒が増加した場合、その再開に向けた取り組みを支援すると。文科省の関連文書でその３つのパターンを提示しております。それは即それを、例えば審議会に諮ってどうこうするという問題ではありませんが、そこまで考えて支援しなければいけませんよという、１つのマニュアルのブックだと思っております。

そういった取り組みが求められているのが実情でありますが、この３通りの支援とか取り

組みに対して、教育長ご自身の所見を賜りたく、あわせてＩＣＴ活用についての郡内の動向、それから光ファイバー敷設などを考慮したときの現況等をあわせてご説明を賜りたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

これも、先ほど議員のご質問にございました、例の教育再生実行会議の第６次提言、さらに文部科学省から提示してございます、公立小中学校の適正規模、適正配置等に関する手引、これらにもまたございますように、今、議員がご指摘した、限界集落に陥る最大の要因の１つが学校の消滅である。地方公共団体は地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、各市町の実情に応じて活力ある学校づくりを実現できるよう、市町の主体的な検討や具体的な取り組みをきめ細かに支援すると、ここで述べております。

具体的には、今言われましたように、１つは学校統合を検討する場合、２点目が小規模校を存続させる場合、３点目が休校した学校を再開する場合と、この３通りが考えられております。

現在、議員もご存じのように、南上小学校の統合に関して、審議中であり、検討中でございまして、この統合を前提に進めている、これは統合を前提に進めているものではなくて、複式学級の解消を含め、子供の人格形成に及ぼす教育上の影響も配慮しながら審議しているものであり、これに直接この審議に影響を及ぼしかねないような私の答弁はちょっと差し控えさせていただくことを前提に、３通りの個別の見解を申し上げたいと思います。

第１の、学校統合を検討する場合でございますが、保護者、地域住民と教育上の課題あるいはビジョン、これをやはり共有し、理解を得ながら検討を進めてまいりたいと思います。例えば、小規模校の課題あるいはその統合したときの効果、この共通理解、それからアンケートの実施など、統合の適否に関するまず合意形成が必要でありまして、また小規模校であればそのならではの魅力的なカリキュラム、あるいはコミュニティ・スクール、あるいは小中一貫型の教育のあり方、これらの導入も加味した魅力ある学校づくり、さらには先ほど指摘がありました通学路の安全確保、交通手段の確保と、こういったものなどを伴う統合により生ずる課題も同時に対応を含めて、課題への対応等が学校統合を検討する場合、ぜひ必要になってくると考えております。

第２の、小規模校を存続する場合のことでございますが、これにつきましては、基本的に小規模校のメリットを最大限に活用しなければならない。デメリットは最小限にしていく。

そういったさまざまな工夫が必要になってくると私は思っております。例えば、小規模校であることのよさを生かして、何といっても地域の自然や文化、産業資源等を取り入れた授業展開、あるいは地域の人材を有効に活用した校外学習や体験活動、これを一層充実する。

一方で、議員ご指摘のＩＣＴの活用等による、やはり他校との合同会議と言ったりしますが、合同授業、これをすることによって小規模校のデメリットをできるだけ最小化していく等々が考えられると思います。郡内でもこれ、光ファイバーの問題等もまた出てまいりますもので、またこれは私が直接言えませんが、郡内でもなかなか光ファイバーを導入しているところがありますが、こういった実践は今のところはしておりません。けれども、可能性はありますよね、十分あると思っております。

第３の、休校した学校を再開する場合でございますが、これは基本的に地域全体の振興策をまず総合的に検討していく必要があるだろう。その中で、学校再開を想定した休校の校舎、これをどう維持活用するか。例えば、山村留学などによって積極的に受け入れることなどによってふやしていく等、一旦休校した学校、この学校を再開に向けての工夫がいろいろ必要になってくると思っております。

さらには、再開した場合には、今度は、といっても小規模校だと思います、小規模校をいかに活性化するかという、次のまた再開後の課題があろうかと思います。それは、先ほど言った第２番目の小規模校を生かした、存続する理由とつながってくると思います。

そういうことを含めて、十分な回答は出ませんが、以上、私の見解を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

ＩＣＴ、光ケーブルの敷設の件でございますけれども、現在調査につきましては進行中でございます。その中で、現行、南伊豆町内に光ケーブルを全域敷設いたしますと、初期インフラ投資が８億円から10億円、そして年間のランニングコストにつきましては、10年後の償却積立も含めた中で3,000万円から4,000万円が必要という試算となりました。

この状況を現行の南伊豆町の財政状況に照らし合わせますと、28年度に全域を町立施設で敷設することは、ほぼ不可能であると考えなければならないと思われます。と申しますのは、今後、皆様が負担していくこととなる財政持ち出しの分、これが少なくとも年に4,000万円ずつ毎年毎年かかっていく状況であるからでございます。

現在は通信事業者の事業努力、企業のノウハウを持ちましてどの部分にまず引くことができるのか、こういったことについての検討の調整を行っておるところでございまして、この件につきましては、県情報政策課のほうも協力いただいておるところでございます。目標といたしましては、28年度の部分開設、民設民営にてということで考えているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　郡内の動向についてはわかりませんか。郡内の動向についてはね、質問してあるのですが。

局長、わからないですか。わからない。じゃ、結構です。議長、改めて。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　非常に難しいお答えで。なかなか審議会のメンバーも難しい立場に追い込まれているのではないかなとは推測いたします。

そこで、確かに学力、大きな教育の方針というのは、流れは、教育長ご存じのとおり、学力偏重社会からゆとり教育に変換しましたね。またもとへ戻ったのですが、改めてそこで子供たちの、例えば学力に対するその意欲であるとか、そういう方向づけをする先生方であるとか、それから保護者そして地域ですね、その４つが四位一体となって、その学校を取り巻くことに対して前向きに、なおかつその学校、ハードそのものを拠点として考えるというようなことも今回言われておりますので、ぜひともそういう方向づけで、そういう認識を持ちながら日々のジョブを進めていただきたいと思っております。

次に、南伊豆町の学校のいじめ問題に移りますが、最初に、現時点でいじめは実在するのか、あるいは教育委員会としてそれを把握しているのかどうか。それをまずお答えを賜りたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

いじめ問題のまず対策についてお話しいたしますけれども、昨年度において南伊豆町いじめ防止等のための基本的な方針、これを充実いたしまして、３月定例会においては南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例を、これをご承認いただいたところでございます。

私どももいじめは基本的には犯罪であって、いじめは許さない、こういう強い姿勢のもと

で、学校においては各学校で定めるいじめ防止基本方針、これにのっとっていじめを防止あるいは解決しております。

ついては、現在のことに入りますが、いじめの発見については各校から毎月報告がございます。問題行動報告、これにより把握しているところでございまして、26年度はいじめの認知した件数が21件ございました。ただ、子供の命や心身または財産等の損傷等をこうむったような大きな重大事態はございませんでした。

そういうことで、今後もいじめの未然防止、早期発見、あるいは早期対応に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　平成26年で小さないじめを含めて21件ということでありますが、これはいじめの構造あるいはいじめの仕方が、今から約20年前ですね、賀茂郡の例えば名前を挙げて申しわけないのですが、稲生沢中とか東中、そして伊豆中もそうでした、それから南伊豆東小、東中もそうでありましたが、非常に陰険で、なおかつそのグループ化して１人のボスのご機嫌を伺いながら、はしりの人たちがある特定の子供、あるいは児童生徒をいじめるという、そういうパターンが今まで多かったですね。ですから、昭和20年、30年のいじめとは大きくそのいじめの構造そのものが変革しているということがございます。

では、ここはちょっと実名を挙げられないのですが、ある校長が実は相談に来られまして、実はこういう問題があると。ついてはその私は熟知しなかった部分があったと。ついてはその教育委員会の認識と、各学校長の認識がちょっとずれていたんだよということがございましてね。これは今、神経質になりまして、各先生方もそれに対して十分なそのウォッチングをしまして、見守って、具体的にこうしようというところまで動きをしております。

ですから、それについては非常にいい方向に向かっていると思うのですが、どうしてもその集団の中での、例えばある特定の人間あるいはグループを排他的に動きをしようというのは、どこの世界にもあるわけでありましてね。ですから、特に多感な子供たち児童生徒については、いじめというのは教育委員会としても十分目を見張って、学校長に対しても厳しい動きで対応していただきたいと思います。

ですから、これは余り深く追及しません。しません、つかんでおりますけれどもね。個別に何の誰べえがどうしたということを全部つかんでおりますが、それはしません。ですから、

ぜひとも教育委員会としての健全なありようを貫いてください。それだけ申し上げて、次の質問にさせていただきます。

次は、小中学校のハード、ソフト両面の諸問題についてということでありますが、2016年、来年度予算に関するその請求というのは、教育委員会に上がっていると思います。その中で重点的な事項としては、小学校３校、中学、５の小中学校に共通の問題でありますので、それから先にちょっと述べさせてもらって、それに対するご答弁を賜りたいと思っております。

学校の環境整備、それから安全対策、それから災害避難場所としての機能の充実ということで、南上小学校では体育館の雨漏りの問題であるとか、それから伊豆中ではロッカーの老朽化の問題、そして東中では防災上、大変不安視されております、玄関周辺とかのひび割れ、クラッキングですね、そういった問題が実際に起きております。ですから、それに対する来年度は無理かとは思いますが、予算措置をして、何らかのその答えを出さなければいけないと思うんですね。ですから、それが第１点です。

それからあと、支援員の補充の継続ですね。これは、かつての特殊学級ですね、支援を要する児童生徒に対する専門の支援員を補充しなければならない。南中小ですかね。ですから、そういった問題もあります。

それからあと、情報機器の活用をしたその環境の整備と充実。こちらに実は落札した主要建設事業の発注状況についてというものの落札のペーパーが来ておりますが、その中では、南伊豆町立の中学校の1,982万、パソコンの費用ですね、そういったものも実は含まれておるわけですが、実は最新のハードがあっても、実はそれに対する通信の媒体する線が細いためにアクセスが遅いんですね。ですから、そういったものを解消しないと、例えば最高度のジェット機があってもパイロットの腕が未熟、あるいはそれに対する整備の腕が未熟なために飛行機が機能しないという実にアンバランスな状況があるわけですね。そういったものが、実は改善していただけないかという共通項目として挙がっておりますが、教育長、先にそれをご答弁できる範囲で結構です、いただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

議員のほうからございました重点要望事項についてですが、３点ございました。以下、順にできる範囲でお答えいたします。

第１点の、学校の環境整備、安全対策、災害避難場所としての機能の充実、これについてですが、平成28年度当初予算編成における各学校の環境整備につきましては、過日、各校と

教育委員会事務局との予算ヒアリング、これを実施いたしまして、要求内容を確認したところでございます。今後、必要があればさらに学校と詳細な部分を調整し、優先順位を明確にした中で、財政当局とのヒアリングと、こうなる予定ですが、学校の環境整備の充実に向けて効率的な財政運用ができるよう考えてまいります。

第２点目の、多様な児童生徒に対応できる支援員補充の継続及び各校の支援員確保についてでございますが、次年度の各校における支援員数につきましては、学校とのヒアリングの際、要望を確認したところでございます。大体要望支援員数が9.5人ほどぐらいの人数で伺っております。今後も支援員制度も含めて効率的、あるいは効果的な事業が実施できるよう努めてまいります。

３点目の、情報機器を有効に活用した、わかる授業の実現のための教室環境の整備と充実と、これについてですが、情報機器を活用した授業は非常に効率的な授業実施につながるものでございまして、事務局といたしましても推進してまいりました。まだまだ不十分な点がありますが、現在、各校に１台は液晶テレビを設置し、また議員から出ました、回線スピードのアップのため、アクセスポイントの増設等の環境整備を行っております。今後も少しずつではございますが、環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

とりあえず、以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　よく了解いたしました。

今度は個別の各学校のお話になろうかと思うんですが、まず南上小は、電子黒板の導入ですか、そういった要望が多分上がっていると思うんですよ。あと、東小学校は、その拡大器ですね、拡大器も買えば安いものだと思うんですが、そういったものを買ってくださいよとか、それから問題の南中小学校のプールですね、プールの問題。あれは私たちがちょうど小学校１年か２年ぐらいのときにあれ、つくったんですね。ですからその後ずっと何十年と、六十二、三年来ていると思うのですが、そういったものを近代的なプールが各小中学校、整備されておりますので、そういったもの、お金が非常にかかると思うのですが、そういった要望も当然学校としては上げているとは思います。あと、伊豆中では放送器具の充実であるとか、それからあと、東中はそのハード面の充実化ですね。先ほどクラッキングの話いたしました。こういったもろもろが上がっておりますが、でき得る限りソフトは無理な部分は結構ですが、お答えを賜りたいと思っております。

お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

各校との予算ヒアリングは１回実施しておりますので、その際の内容につきましてはこの後事務局長からいろいろ説明させていただきます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

各校の状況なんですが、まず、先ほど議員もおっしゃられたように、今年度及び次年度で全ての要求に応ずるということは大変困難な状況でもございます。その点で、優先順位を決めて進めていきたいということは考えております。

それでは、個々の学校について言える範囲でお話しさせていただきます。

南上小学校についてなんですが、校舎の玄関と駐車場間の照明の修繕という部分も出ておりました。こちらにつきましては、今回の補正予算にて修繕予算を計上させていただいているところでございます。また、電子黒板につきましては、現在学校と調整中という状況でございます。

また、南伊豆東小学校なんですが、拡大器の購入というところですが、こちらは東中との共同使用の方向で今検討を進めているという状況でございます。また、運動場の放送器具の充実につきましては、今回の補正予算にて、やはり施設修繕の予算で計上させていただいております。

続きまして、南中小学校でございます。こちらではプールの整備とトイレの整備というところでございますが、全面的な改修についてはかなりお金がかかりますもので、当面はちょっと難しいのかなというふうに考えております。循環ろ過装置の交換等、維持補修により現在対応していきたいということで考えております。

また、南伊豆中学校なんですが、グラウンドで使用する放送器具の充実、こちらにつきましては学校からの要望にはとりあえずのっていなかったもので、また確認をさせていただきたいと思っています。

東中学校につきましては、トイレの壁面のタイルの修繕、こちらにつきましてはタイルが浮いてひっかかるため、大変危険であるというふうに認識しておりますもので、当初予算に計上の方向を考えております。また、パソコン室のエアコン修理等もございました。こちら

も冷気が出ないため、パソコンにも悪影響を及ぼしているという状況なもので、当初予算に計上の方向で考えております。

各校の状況については以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　大変前向きにありがとうございます。

教育問題、あとちょっと時間がありますので、実は二十数年前に大川小学校を皮切りに少人数学級がスタートいたしました。賀茂郡内は。その後は各１市５町、当時は１市５町１村でありましたが、非常にそういった少人数学級は非常に素早い速さでどんどん普及していった。それが少子化であり、そして人口減少の１つの大きい要因となっているのでありますが、実は少人数学級を防ぐには、今は防ぎようがないわけですよね。その地域にゾーンを例えばその通学ゾーンの中のその該当の児童をふやすしかない。そのためにはどうするか、いろんな手だてを今、行政の本体としてはいろんな方策を打ち出しておりますが、なかなか思うようにいかないということがあるんですよね。

しからば、今現行の法律の中でどういうぐあいに最善の方法を選択したらどうかということを考えているんです。これは、教育課にかかわる人は全て共通でそういう認識を持っておるんですが、例えば教育基本法に比肩する義務標準法という法律がございます。その中においては例えば先生の数、そして生徒数を１クラス何人にする、学級人員、そういったことが決まっておるのですが、本校では今40名なんです。それが35名になり、そして今30名を要求しております。静岡県内においてもそうであります。30名にすると非常に不都合な部分が出てきまして、例えば１学級200人、300人いるような大きな学校であればよろしいのですが、この賀茂郡内のような小さな学校が寄せ集まっているというところでは、例えば、今の現行の法律によりますと小学校１年、２年は全て単独で26名を見なきゃいけない。そうすると３年になると、その学級数が極端にこれで減ってしまうんです。そんなときに例えば教職員の負担など、今までどおり均質な質の高い教育を施すことができるのか、環境的に。それから教師の質的な問題もございます。

そういったことを含めて、県教委にいろんなことの特例の、特例と申しますか、それをやったのは実は釜田前教育長なんです。そのときから実は35名になりました。みんな教育界、私たちもそうですが、手をこう打って喜んだんです。その制度もいつしか疲弊して、どうしようもないところに来てしまっている。ですからその中で、例えば小澤先生あたりは非常に

力のある方ですから、ぜひとも県の県教委のほうに働きかけをするなり奉仕される努力をお願いしたいなと思っております。もしコメントがあったらご答弁ください。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

まことにありがたいお話と伺っております。例えば今出た少人数で40人が今定員の、それで１人の教師と、こういう形になりますけれども、35人学級、これを目指して。実は静岡県、今釜田教育長のお話が出ましたが、現在も目下、静岡型35人学級を継続中で、私たちもかなり陳情しております。小規模校のよさを生かして、その中で現実的には国とのかかわりで小学校１年は35までで有効です。１クラスになります。国の加配で２年生も35までは大丈夫です。ところが、３年になると例えば、36人で２年では２クラスだったのが、一気にまた40人学級に小学校３年からなってしまいます。３、４、５、６は。そういうことも現在大きな問題であり、陳情しております。

それから、中学が現在35人学級を来年度から県はできたら36人以上になれば２クラスにしようかと。ただし、国が予算をどうつけるかによって加配教員がやっている。うまくいくと中学校36人以上になると２クラスに。単位を超える時期が来ました。ただ、賀茂地区でもまず南伊豆町では該当しません。伊豆中も東中も。辛うじて賀茂地区で何校かが中学でも36人から40人の間ができて２クラス。小規模校になったなという現状を受けています。ですので、戻りますが、教員の質を高め少人数学級、あるいは少人数指導含めて予算は十分私たち、考えつつ陳情すべきは陳情して今後ともやってまいりたいと。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　ありがとうございました。

最後の質問の、指定管理者制度とその各種ソリューションについての質問に移ります。

現行の指定管理者制度対象の、行政の分野をまず最初にお教えいただいて、それが今後例えば対象枠は拡大を検討するのか、まずそれについてお答えを賜りたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

平成15年の地方自治法改正により、地方公共団体が設置した公の施設に民間企業等による運営管理を可能にする指定管理者制度が導入されました。町では平成18年度から町内10カ所

の生活改善センター施設、３カ所の集落排水施設及び水産飲料雑用水施設中木を含む14施設で導入を図り、現在では銀の湯会館、湯の花観光交流館などを含む18施設で指定管理者制度を導入しております。

現状の課題としましては、施設の老朽化問題も上げられ、築後20年から30年程度を経た公共施設が多いためその更新整備が急がれます。また、施設整備の更新や長寿命化に対応可能な大規模修繕においては、事業費の平準化も含めた長期計画に基づき執行されることが望ましいことから、適切な整備計画が必要であると認識しております。さらに公共施設等全体の統廃合、譲渡等も含めた再編や再配置などは全国の自治体の共通課題でもある中、総務省からは公共施設等総合管理計画の策定が求められております。同計画につきましては、本年度中の策定を予定しておりますが、この中には現在指定管理者が管理運営する施設も位置づけられていることから、今後当該施設のあり方そのものが問われることになりそうです。外郭団体の統廃合や公共サービスの民営化など、ほかの管理運営方法との比較検討や見直しも含め同管理計画を作成してまいります。

また、今後の対象拡大を検討するかということに関しましては、今の答弁と重複いたしますが、国の指導として公共施設等総合管理計画の策定が求められておりますので、今後におきましても指定管理者制度に積極的に取り組むこととし、より効果的、効率的な管理運営体制、活用方法などについて検証しながら、現行事務事業の民間活用などの可能性についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　理解いたしました。実は14から18になったということはつい最近、上水道とか、あるいは銀の湯はもっと前かと思うんですが、焼却場もそうですか。焼却場もそうですね、そういったものが４つふえたということであります。という理解でおりますが、実はその指定管理制度に移行する前には当然原価的な比較検討もされていると思うんですが、その辺はその効果性についてはそれぞれやられているんですか。やっているんですか、まずそれをお答えください。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

先ほど議員のほうから浄水場、それから焼却施設ですけれども、こちらは指定管理ではございません。民間のほうの委託をさせていただいたところでございます。指定管理の関係は

数、先ほども町長からの答弁がございましたように、基本生活改善センター施設、これは俗に言う地区の公民館が10施設でございます。また、集落排水事業、それから水産飲雑用水施設、これも地区の下水道、集落排水の関係でございますので、当然地区のほうで管理をお願いするほうが適切であろうということの中で実施をして、なおかつ収益についてもそれはもう使用料でございますので、そのまま指定管理料というような対応になってございます。やはり、一番効果的なものはやはり銀の湯会館、あるいは湯の花交流館が対象だと思います。これについては当然施設の特性からそういうものも加味した中で、おっしゃっているのが費用対効果の部分のところで細かい精査をしているのか、計算的なものをやっているのかというお話になるとそこまでは考えてございませんけれども、当然適切な管理の中で必要な運営方法として指定管理制度を選んだというようなことでございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　総務課長、ちょっと私の認識違いかもしれませんが、上水道は指定管理ではないんですか、一般の管理委託契約、通常の一般管理委託契約なんですか、そうしますと。上水道施設。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

指定管理ではございません。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　私、ちょっと認識違いしていまして、指定管理だと思ったんです。ですから、前に２つの業者が入っていました、日々の維持管理をする業者、ウォーターエージェンシーですか。それから、チェックするメーター検針。ですから、すっかり指定管理だと思っちゃったんです。ですから、私、そうしますと一つその前に決算委員会で課長に申し上げたんですが、あの一件はちょっと陳謝しなければいけないですね。ですから、この場でちょっと陳謝を先にさせてもらいます。それから前に進ませてもらいますが。

実は水道料金のチェックのところで、それが下水道料金にそれがオーソライズされて反映されているよという話でしたが、そこは入力のところで区分けするやり方と出力のところで別ルートで例えば料に還元するというやり方、ですから、二通り考えられるんですが、入力は確かに水道料金から別な、例えば車の洗車に使ったよ、あるいは別に使ったよというところは補足できます。ところが、違う井戸から例えば用足しを使った部分をもう一回下水道のパイプを使ってクリーンセンターに流すという２つの見方があるんです、一般的には。です

から、後者のほうを私は前、決算委員会で申し上げました。それは確認しておりません。ですから、確認しないで仄聞でお話ししたことをまず、この場でおわびしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

さて、その先ほどの総務課長のお話の観光協会、銀の湯会館はよろしいと思うんですが、観光協会のお話にちょっと移らさせてもらいたいんですが、これは決算委員会でこれは大分議員もいろんな発言をされたと思うんですが、この観光協会が期の途中で総会を開いて財団法人に、法人になりました。それで条例改正をしますからということでしたが、その後条例改正が、私、会員ですが、そういう文書は回っておりません。その中で町としては補助金を継続することの妥当性に対してのご認識をまず最初に賜って、そして後、当局の考えている一つの大きい構想があろうかと思うんですが、道の駅の、それに対するその観光協会のあり方というこの２点についてまず、ご答弁を賜りたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　指定管理の関係の手続の関係でございますが、お答えいたします。

指定管理者が当然観光協会から今度は法人さんになられたということで、それについては基本的に協定の相手方の名称が若干変わりましたけれども、定款をいただいてそれについての改正という形の、要するに基本的な部分の団体は変わっておりませんものですから。前に私、病院のほうにおりまして、当然これ、当時の地域医療振興協会さんが通常の財団でございましたのが、公的な財団に名称変更したということがございました。これは管理期間中に法人名が変わっても本体自体といいますか、性格は変わってございませんものですから、それについてはそういう対応で、特に条例をいじるとかそういうようなことはございません。必要ないというふうに理解してございます。その指定管理の関係は以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　指定管理の関係は、もう議員もご理解したと思いますけれども、いわゆるこれは一般的に考えれば相続みたいな感じで、承継していくというものの考え方だから変更でよろしいだろうということです。それと、大きく物事を考えていくという意味では、いずれこの観光協会が補助金団体から脱却するというところまではいかないでしょうけれども、なるべく補助金を減らして独自の活動ができる方向性というのを法人化により目指していただきたいと。そのような中で今職員の中に、国内国外の旅行業の主任資格者という者が入っております。だから、いわゆる観光協会自体が今後旅行の商品をつくって販売ができる

というようなことも今進めております。そういう中で少しずつ観光協会がいろんな意味で、独自に収益を上げていくという方向性を今求めてというかお願いしているという、そしてなるべく行政からの補助を少なくしていくというか、そういうことを今お願いしている状況であります。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　ちょっと非常に表現しにくいんですが、観光協会のありようというのは、法人化に伴ってかなり変容が求められているという側面が、実は否定できないと思うんです。これは誰もそうだと思います。特に補助を行う側が、例えば観光協会が青市からあそこに指定管理で来たときの費用の負担の計算根拠がありますね。私たちは当時、そういう根拠の数字を見てそこまでやるのという意識を持って、多分町長も多分そういう意識を持ったと思います、そのときには。ですから、それが継続されて変更のないまま来ていました。日々変動する変動費についてはそれも負担すると、青市のときにかかった費用も、ある特定の部分も費用負担ということでやってきたと思うんです。

ですから、今そこで指定管理者と特定の一般の管理契約している複数の事業体があります。それとの関係が今問題視されているんですが、そういったことも含めたときに、原点に返って観光協会が指定管理になったときのことを思い起こしてもらいたいんです。そうすると答えはおのずと出てくるんです。答えはそこにあるんです。ですから、そういうことをぜひとも行政当局にはお願いしたいなと思っております。あえてここでは深く突っ込みませんが、そういうことをお願いしながら一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩とします。

休憩　午前１１時４０分

再開　午後　１時００分

○議長（稲葉勝男君）　皆さんおそろいですので、議会再開前でありますが、町長より行政報告の一部訂正についてのお申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　午後の議会を再開する前にお時間をいただき、先ほどの行政報告の一部訂正についておわびとお願いを申し上げます。

お配りしてございます行政報告の５ページの上段より５行目の、11月10日となっております日付を10月11日に訂正していただきますようお願い申し上げます。私もこのように読み上げましたもので、ここを訂正いたします。大変失礼いたしました。

○議長（稲葉勝男君）　それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　岡　部　克　仁　君

○議長（稲葉勝男君）　１番議員、岡部克仁君の質問を許可します。

岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　それでは、通告書どおりに質問をさせていただきます。

まず、当町ではさまざまな問題が山積されてはありますが、なかなか解決に至らないというところが現状でありまして、また新しい杉並区との特別養護施設に関しましては国、県、杉並区との関係上着実に前進しております。町有施設についてもなかなか一歩を踏み出せないというところがありまして、石廊崎ジャングルパーク跡地についてもワークショップでの投信のもとでの動きがないという状況でしたが、先ほどの町長の経過報告の中で少しずつ動き出しているということを確認させてもらいました。統合して廃校となった旧三浜小学校においては、今後町としてどのような利活用をされていくのかお教え願いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

学校統合後の平成25年10月、三浜地区の方々とともに旧三浜小学校跡地利用に関する意見交換会を実施いたしました。地元各地区からは自主的な跡地利用の要請はなく、体育館の継続使用、災害拠点整備、民間企業または横浜臨海学校への貸し出しなどとさまざまなご意見をいただいたところでございます。皆様からのご意見を集約いたしますと、適切な施設管理を継続し、今後の利活用の方向性を検討する中で地元への情報提供、有益的な利活用を望むというものでございました。現在は旧校舎の一部をＮＰＯ法人風楽に認知症カフェ及び障害

者余暇活動支援事業の活動の場として提供しております。また、今年度は新たな試みとして杉並区の小学生を町内に招き、子ども漁村交流事業ｉｎ南伊豆を実施いたしましたが、オリエンテーション会場や自炊場として活用いたしました。今後の利活用につきましては副町長をリーダーとし、町職員で組織する町有施設跡地利用検討会議で検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　余り今時点では利活用がされていないように思います。今現在、年間この旧三浜小学校においては管理維持費というのが経費としてどのぐらいかかるのか、また、建物ですので閉め切ったりしていると余りいい影響がないので、その辺のメンテナンスというか清掃等はどのように行われているかお教え願います。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

建物の清掃に関しましては、認定こども園の臨時的任用職員が月２回実施しております。このほか管理費及び維持費といたしましては、水道代、下水道代、電気料等がありまして、ほかに消防設備点検料、水質検査等手数料、浄化槽受電設備清掃料、特殊建物検査料、緊急地震速報配信サービス使用料及び遊具点検、防火防犯経費、電気工作物保安業務、草刈り業務の各委託料などで約200万円でございます。今後におきましてもさまざまな利活用が検討される施設であることから、地元地区からの要請も含めて適正な維持管理に努めていきたい、かように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　建物が大変立派な建物だけにこのまま残していくのも、このままの状況でももったいないなと思いまして、何か利用価値はないかと考えたんですけれども、現在においても宇宙よりも研究が進んでいないと言われる海洋を目標分野として、海洋を主体に調査研究し、その結果を実用技術に結びつける総合海洋科学大学として学校の、新しい大学の設立もしくは誘致などというようなお考えはないでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、職員による町有施設跡地利用検討会議においても実効性の高い利活用の検討を進めております。同検討会議では自治体による季節的な教育施設、民間企業の保養施設や分社化、芸術村などさまざまな利活用を模索しておりますが、施設の使途によっては学校施設という用途の変更に伴い、起債の一括償還が伴うなどクリアする課題も多く存在しています。議員からのご提案につきましても、実現の可否を含めまして今後情報収集してまいりたいと考えております。この海洋大学等の誘致というのは、非常に何というか、おもしろいといったらおかしいんですけれども、実際問題、東海大学さんなどが今こちらに来ていろいろと子供のあれをやっております、学習というか。そういう形の中でもう少し東海大学などとのコラボができれば、もしかすると大学の施設の誘致というようなことも考えられるかもわかりません。ただ、やはり事が壮大な話になりますもので、そういうことを含めまして、今後なるべくアンテナを高くしてそういう接触を図っていくようにいたします。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　やっぱり大学といいますと、今言われたように大変簡単にはいかない問題がたくさんあると思います。何としても私が海洋大学というのは、大学ではなくてもいいんですけれども、今言われたように、筑波大学や東海大学またはマグロ等の養殖で今盛んに海のほうの研究をしている近畿大学です、そのような海洋にすぐれた大学の分校や出張校としての誘致ができれば町のためになる。町のためというのが、先日町長がおっしゃられました水産業を海業として捉えていきたいというお言葉がありましたけれども、その水産業の後継者の育成も兼ねてぜひ、方向性がそういう方向で行ってくれるとありがたいなと思います。その中には今現在ヒジキやテングサをとる方が減っているということで、漁業者も減っているんですけれども、そちらの海藻等をとる方もやはり減っているということで、テングサなどはとればとるだけまた生えてくるということなので、とらないと製品に影響が出てくるということなので、そういうテングサをとる人を含めて人材育成漁業に、水産業に携わる人をふやすという意味でも、何とかこういう方面が解決策になると思います。

また、ことしも大分話題になりましたけれども、ドローンが、今度海中ドローンというのがあるそうで海の中を撮影できるということで先日お話を伺ったんですけれども、そういう、

もし学生らしき人たちにお願いできて撮影することになれば、海の中のいろいろな見えない部分が見えたり、また、それがきれいな南伊豆の海のＰＲになるかと思いますけれども、そちらのほうも検討はしていただけないでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、漁業後継者の問題、そして農業後継者の問題、非常に頭の痛いところです。高齢化していく社会の中で農業後継者をどうするか、そういうことの中で耕作放棄地を何とか活用していくとか、漁業に関しても今言ったような形で漁業後継者をどのようにしていくかという問題、非常にこう悩ましい問題でありますが、何しろ今、先ほども議員から話がありましたように、ＣＣＲＣ事業の中には大学を含めたＣＣＲＣという考え方も確かにあります、アメリカには。そういう形の流れをつくっていく、いろんな意味で今職員にもアンテナを高くしながらいろんな情報を集めて、いろんな形を模索していくという状況の中にあります。そして、私は常々漁業に関しては、海に関しては先ほど議員が言われたように海業という考え方がいいんだろうと、そういう中でどのように海業というものを成立させていくか、やはり働く雇用のというか、働く場として例えば年間100万円とか200万円とかという収益ではちょっと厳しいなと、それをどうしても最低でも500万円とかできれば1,000万円ぐらいの所得が取れるような就業形態、漁業にしても農業にしても、本来はそういう形を模索していかなければならないのかなとは思っております。そういう形の今、いろいろと模索をしているわけでして、ぜひまた議員のほうからもいろいろな提案をいただきながらこの件も進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　もしその大学というか、学生を誘致することができれば住まいに空き家を提供したり、空き家対策の一環にもなるかと思いました。ぜひ、これからどうなるかわからないですけれども、少しずつまたこういう方面でも進めていただきたい、漁業者を守るということも今町長が言われたように、ぜひご検討していただきたいと思います。

続きまして、地元の業者が経済低迷の中、いろいろな形で頑張っているんですけれども、現在当町の公共入札制度についてはどのように行われているかお教え願いたいです。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町では建設工事及び建設関連の業務委託は電子入札にて執行し、物品及び建設関連以外の業務委託は紙方式の入札にて執行しております。入札方式については全体の約７割を制限つき一般競争入札方式で実施し、それ以外は指名競争入札方式にて実施しており、落札方式では価格競争落札方式及び総合評価落札方式にて実施しております。

なお、総合評価落札方式に関しましては、公共工事の品質確保促進に関する法律、いわゆる品確法及び入札契約適正化法、いわゆる入契法に基づく指針や県からの要請に基づき毎年１、２件程度実施しております。

次に、落札者の決定方法でありますが、予定価格が130万円を超える工事及び総合評価落札方式の適用を受ける工事については低入札価格調査制度、それ以外の入札案件は最低制限価格制度を適用し落札者を決定しております。

なお、入契法で定められている入札の発注見通しや入札結果及び契約変更等の公表については、町のホームページ等で随時公表しており、また、品確法で定められている予定価格の公表につきましては、事後公表とし、法律に定められている事項については、全て適切に対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　最低制限価格についてですけれども、設計価格がありまして最低制限価格を設定します。それを下回って落札できるということであると思うんですけれども、私にはちょっと理解できないんですけれども、適正価格、設計価格があって、最低落札価格ですか、最低価格があるけれども、それよりもまだ下回ってでも落札ができるという、値段がどんどん下がっていくというそのシステムについてのそのメリットというのは何があるのかお教え願いたいです。

○議長（稲葉勝男君）　副町長。

○副町長（松本恒明君）　お答えいたします。

低入札の、最低制限価格を割った場合ですけれども、安くなればいいというものではなくて、先ほど町長申し上げました品確法、品質の確保、それに基づいて長寿命化であるとかと

いうような昔とは考え方が違った中で今動いておるところではございます。昔は品確がなかったということではないんですけれども、そういった中で最低制限価格を割ったとしてもいろんな条件、技術者がつけられるだとかそういった条件で、その工事が確実に執行して品質が確保できるというようなことが確認できた場合には大丈夫ですよと。ざばっと概要を言いますとそういった制度でございます。ですから、その最低制限価格を割ったからといって、一概に失格だとか無効だとかいうことではございません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　今お話にありましたその技術者ですけれども、通常ですと主任技術者と現場代理人という形で２名配置するようになっているらしいんですけれども、低入札の場合は補充技術者を１名つけるということらしいんですけれども、それは１人ふやすということはどういう理由があってふやすのか、その辺がちょっと聞きたいんですけれどもお教え願いますか。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

今副町長も話をされましたけれども、品質確保のためです。技術者１人で補えないもの、低価格でとった分の品質の確保が技術者補充、２人でものを見なさいという形で２人をつけるということになります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　どうも僕が思うには、低入札をしたということは当然会社にとっても利益は余り出ない、薄いんではないかと。そこにまた新たに１人人件費をつけるということは、なお利益率が悪いんではないかと思うんですけれども、それはやっぱりこれからもそういう制度でやっていくという方針でありますか。

○議長（稲葉勝男君）　副町長。

○副町長（松本恒明君）　お答えいたします。

究極の目的というのは品質確保で、公金に基づく工事ですので町民の負託に応える、町民の利益に何が一番合っているのかということでございます。当然今はほとんどコンピュータ

ーで積算しますので、どこが利益の分岐点かというのは当然わかった中で入札してくるはずです。なおかつそれを最低を割ってくるということは、自分の意思で入札してくるわけでございますから、そこら辺は認識した上で入札してきているものと思います。それと品質確保をどうやって整合させていくかというのが我々の求めるものです。ただ、ただし利益が極端に低い、体力消耗戦のような入札が正しいとは私はなかなか断言はできません。ですから、その、今がいいとか悪いとかという判断はなかなか即答はできない部分があるんですが、やっぱりある程度の適正価格で、それが何かというのはなかなか申し上げられませんが、落札していただければなというのは片方にはあります。ただ、片方には予算の適正な執行ですとか、コストパフォーマンスを最高までに持っていくだとか、いろんなバランスの中で入札というのが執行されていくものだと私は認識しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　確かに入札というのはその会社の度量といいますか、自分たちが企業努力をして少しでも安く工事ができるという企業努力があってのものかと思いますけれども、やはりある程度の利益を確保しないと会社にとっても会社の経費、また従業員の給料、その他のものに響いてきますし、従業員の家族にさまざまな影響が出てくると町内の消費もやはり影響が出てくると思うので、その辺のところは今後少しでも値段を上げるというのはそれぞれの競争ですのでこれはなかなか難しいですけれども、いろいろな方策を考えていただいていい方向に向かってくれればいいと思います。

ではまた、次の質問にいきます。

姉妹都市交流について質問します。９月定例会、10月の予算委員会でも質問させていただきました姉妹都市塩尻市との交流について、今後どのように交流していただけるのかお答えください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

塩尻市とは昭和40年代から、塩尻市役所及び市内小中学生などのグループが西子浦の民宿を介した交流を始め、年とともにその交流の輪が広がっていたことから、昭和53年７月20日に教育文化産業経済及び観光などの交流を通じて、相互の理解と親善友好を深めようと姉妹

都市提携を締結したものでございます。同提携締結後においては、災害応援協定の締結、町民号や市民号による相互訪問、少年野球やソフトボールなどのスポーツを通じた交流、フェスタ南伊豆及び塩尻市・イー・ライフ・フェアでの相互出展のほか、広報みなみいずでは隔月による姉妹都市紹介コーナーの継続掲載など、数々の交流を深めてまいりました。今後もこれらの交流事業のみならず、地方創生などの新たな要素も加味しながら姉妹都市としての交流を進化してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　先日もこの話の中で、グラウンドゴルフのほうもぜひ進められればというお話をさせてもらいました。それで、南伊豆町のグラウンドゴルフ協会の渡辺会長にお話をさせてもらったところ、意欲的に塩尻のほうに行くのは構わないと、協力すると言われました。何にしても当町だけで騒いでいてもしようがないので、先方の塩尻市のグラウンドゴルフ協会の後藤会長にお話をさせてもらったところ、ぜひ協力をさせてくださいと言っていただいています。今後この双方が交流の意思があるということにつきまして、どのように交流を進めていっていただけるのかお答えをお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

今後においてもこれまでの姉妹都市交流を継続するとともに、体育協会や文化協会等による組織的な交流を促進するほか、町民参加型の新たな姉妹都市交流事業の創出に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、以前には頻繁に行われた両市町の職員間交流などについても、機会を捉え交流促進を図りたいと思います。さらに、両議会における交流事業等につきましてもご尽力を賜りますようお願い申し上げる次第です。それとまた民間ベースでは、議員もいろいろと塩尻市と交流をしていただいているみたいでありまして、お互いがいろいろな意見を出し合いながらどのような形の事業を進めていくか、交流事業を進めるかということを積極的に町民レベル、市民レベルで出していただけるほうが、行政としてはいろいろと助かるなと。そこで行政がどのような形でサポートできるか、そのような検討の仕方が一番よろしいのかなと、このように思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　その塩尻市の後藤会長にお話をさせてもらったときに、塩尻市は新潟の糸魚川市とも姉妹都市を締結していまして、うちは糸魚川とは10年来グラウンドゴルフで交流しているんだよと言われて、はっきり言って大変恥ずかしいんですけれども、10年以上も前からそんなにグラウンドゴルフが盛んにやられていたということも僕は知らなかったんですけれども、塩尻市が姉妹都市の糸魚川市と10年以上も前から交流していたと、当町においては余りここ最近では民間レベルの交流は余り行われていないということで、やはり、これは観光においても、もっと姉妹都市ということで交流をし続けてもらって、また深い意味で交流をして、グラウンドゴルフだけでなく、芸術的な面も塩尻市の絵を描いたりするグループの方からも南伊豆町と交流をしたいというお話がありまして、先月11月１日から４日まで、南伊豆町の湯の花ホールで南伊豆町芸術祭が行われまして、その中で鈴木会長に、実は姉妹都市の塩尻市のほうからこういう話が来ている、文化的な交流、芸術的な面での交流をしていただけますかという話をしましたところ、ぜひ協力させてください、できることは協力しますというお答えをいただいています。これも含めて、早急に皆さんが興味を持ってやりたがっているというか、前向きに考えているので早急に、できれば新年度に形になればと思うんですけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

交流が始まるのは非常にいいことではありますが、具体的な交流事業をやるについて民間レベルでもっともっと煮詰めていただいて、その上で、例えば行政側にこのようなサポートはできないのかと、予算の例えば補助とかそういう提案があった、なければ例えば行政が全てを、例えば向こうの芸術家協会とこちらの芸術家協会をこうやってコラボして何とかしてくださいよというようなところまで行政が今かかわるのは、非常に難しいものがあろうかと思います。やはり民間が積極的にお互いの間で、その交流の一つの形をつくる。グラウンドゴルフもそうです、そういう形をつくって、例えば予算的にこの辺をサポートできないのかとか、そういう形のお話のほうが我々としてはくみしやすいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　双方の関係者とまたこれから協議しながらまた提案させていただきますので、またそのときはぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどの行政報告書の中にもありましたけれども、３ページの５番の杉並区との自治体間連携についてということで、11月６日、地方創生交流自治体連携フォーラムが開催されたという、この９区市町村ですか、区市町村が集まってのフォーラムがあったことの流れかと思いますけれども、11月21日、当町のママさんバレーといいますか、バレーの愛好者、女性の愛好者たちが、９区市町村が集まってのバレーボール大会交流に行ってきたということです。その中で選手宣誓の言葉がちょっと僕のところに入ってきたので、これをちょっと今読んでみます。「私たち選手一同はスポーツを通じて交流自治体との親睦を図り、友好の輪が広がることを願い、明るく楽しくプレーすることを誓います」という、こういうごく普通の宣誓なんですけれども、この中の交流自治体との友好の輪が広がることを願い、明るく楽しくプレーをすることを誓いますということが、やはり、関係ない自治体とまた違ってこういう親睦を持ったことによって、また違う意味でお互いが意識し合うということだと思いますので、ぜひ、今回はバレーボール大会ですけれども、この９区市町村が集まって今回は杉並区でやられたんですけれども、ぜひ何とかこれも南伊豆町でやれたら、いろんな意味での観光面でもプラスになると思いますので、これについてもぜひ、新しい形で取り組んでいただければと思います。

先ほどの公共工事のことについての質問の中で、ちょっと申しわけありません、私、ちょっと飛ばしてしまったんで、もう一回そこをやらせてもらってよろしいですか。

今年度の実績ということで、これを出していただきましてありがとうございます。ちょっと私が見たかったのは、もっと額の小さいやつだったんですけれども、学校関係で出た公共入札工事の中で金額とか、僕も調べたけれどもちょっとわからなかったんですけれども、町外の業者が受注したと、落札したという入札があったらしいんですけれども、電子入札ですから町外の業者が入ってくることも当然あり得るわけだと思うんですけれども、そういう町内にできる業者がいるけれども、工事件数、会社の数とかも事業所の数にも制限があると思うんですけれども、どのくらいの件数で町外の業者が、金額が少ないにしても工事を落札しているかというのが、今わからないですか。学校関係ですけれども、そういう実績があったということは把握していないんですか。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

ちょっと数字のほう、今つかんでいないんですけれども、町外の業者さんが、今年度のお話ということでよろしいんですか。ちょっとその辺、また調べて確認をしてきます。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　ちょっと余りにも抽象過ぎて大変申しわけなかったですけれども、ちょっと私が聞いたところによりますと、そのメーカーさんからの話なんですけれども、なぜ南伊豆町の工事を町外者がやるんだということでメーカーのほうから言われたんですけれども、入札だからということを言ったら、ちょっといろいろとメーカーとしても腑に落ちないという話をされて、確かに入札なのでどこの業者が入ってもそれは構わないのかもしれないですけれども、町内の業者がいて町内で落とすべき工事は、やはり町内でそれは消化していただきたいと思います。東伊豆町においては、町内の業者ができるものに関しては町内でやるというふうに町長がこだわっていらっしゃるということなので、できればそのように町内の業者が工事をするということによって、消費や納税や地域のコミュニティを町民はしているわけですので、ぜひそれをやっていただきたいですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

制限一般競争入札をやっております。だから、ほとんど制限一般競争入札は町内の業者という形でやっております。町内の業者が事業できないものについては一般競争入札という形でやっているから、特別町内の人たちを排除したようなというか、町内の人たちに不利になるような形はやっていないと思います。東伊豆とほとんど内容的には変わらないと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　その辺のところは入札ですので、やはりそのとおりだと思います。ただ、実際に学校の関係で電子入札ですか、ですから富士のほうの業者が入札をしたと、落札したということを聞きましたので、それに関しては今後私もちょっと調べてみますけれども、

できればそういうことがないようにお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

議員、例えば富士の業者というのがどういう工事を落札したのか、例えば具体的に建設工事とか土木工事を落札したのか、それとも学校の教材とかそういうものの競争入札に入ったのか、その辺のところをちょっとわかればいいんですけれども。例えば富士の業者のお名前がわかれば、非常にどういう落札だったのかがはっきりわかると思いますけれども。多分そのような形というのはないですよね、多分ないと思いますけれども。一応議員のほうもよく調べていただいて、我々のほうもまた調査をいたします。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　多分昨年度だと思うんですけれども、学校のカーテン工事ということで、今までは町内の業者がそのカーテン工事をやっていたようなんですけれども、それに関して入札で差が出たので落とせなかったということを、本人ではなくメーカーのほうから聞いたんですけれども、それについての質問でした。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔「暫時休憩をお願いします」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時３６分

再開　午後　１時４０分

○議長（稲葉勝男君）　それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　では、暫時休憩いたします、再度。

休憩　午後　１時４０分

再開　午後　１時４２分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

副町長。

○副町長（松本恒明君）　お答えいたします。

議員ご指摘のその富士のほうの業者と思われる入札案件がちょっと、私26年度の入札の一覧を持っているんですがちょっと見当たらないようで、もしかしたらその下請関係の可能性もありますので、再度調査をして最終的な資料を教育委員会経由で提出させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　私のほうもまたしっかりと調べさせてもらって、またご相談させてもらいたいと思います。すみません、よろしくお願いします。

それでは、ちょっと早いですけれども、これで私の質問を終わらせてもらいます。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（稲葉勝男君）　それでは、次に５番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　長田、よろしくお願いを申し上げます。

通告に従って質問をいたします。私は観光へのおもてなしの考え、ふるさと納税の問題、上下水道の町の考え、いじめの問題と４点の点で質問をさせていただきます。

初めに、観光客へのおもてなしの考えということで伺います。

町長のこの行政報告にもありました、ことしの夏の入り込み状況は昨年より増加をし、少しずつでもありますけれども、よい方向に向かっていると思います。そこで、おもてなしということで伺います。町として観光客に対して、おもてなしへの考え方はどのような考え方をしているのか。町長また観光課長等に伺いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　観光客へのおもてなしは、やはり来ていただいた観光客がいろんな意味で南伊豆町に満足して帰っていただく、それは接客の方法もあろうし、また町民の観光客に対する交流の仕方にもあろうかと思います。自然景観とかそういうものはもう既にあるものでありまして、これは当然感動していただくおもてなしの一つの、この景観を維持していく、きれいにしていくとかいうのもおもてなしの一つかなと思います。それに含めまして先ほども言いましたように、人がどのように対応してあげるかということが大きなおもてなしの要素かなと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

先ほど町長もお話ししましたように、来町していただいた方に気分よくというか、南伊豆町にお越しいただいた中で、後で気分よく帰っていただくことだと思いますし、例えば、それとか料金を払った中で、その対価以上のものを感じていただいた中でお帰りになっていただくということが重要かと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　そういうことですよね、お客様に対しておもてなしにもいろいろな考え方があると思います。私も今町長がおっしゃったように、町に来てもらった人が気持ちよく帰ってもらう、これが一番ではないかなと私も思っております。そこで、ことし中木のヒリゾ海水浴場に来ましたお客さんで、駐車場の問題で、駐車場の中のほうに入れなかった人たちが路上に駐車し、また、ジオパークセンターですか、そういうところにとめてありました。その中でも路上にとめてあった車に駐車禁止のマークが、張り紙がありました。そういう点でおりますと、やはり気持ちはいいものではないのではないかなと思いますし、これは町当局のほうとか直接は関係ないと思いますが、中木区観光協会、また当局等の話し合いを持って、ほかの場所にご案内をしたらよいのではないかなという頭もありまして、そういうものに対しての、やはり町としての結局対応はどのように考えているのかなということを伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

中木のヒリゾ浜につきましては、その美しさを称賛するインターネット上の口コミなどのように非常に高い人気のある観光スポットとなっております。一方、受け入れ態勢を見ますと地区内の駐車場枠に限りがあり、早朝から駐車場確保に長い車列ができるほか、満車時においてはジオパークビジターセンターへの駐車や路上駐車などの問題が発生しております。またビジターセンターから中木までは徒歩での移動となり、道路は狭小の上、トンネル内は暗く歩道整備も不十分であるため、大変危険な状況にあります。この解決策といたしましては、地元中木区で新たな駐車場を確保し、距離のある場合は送迎体制を確保する必要があると思われますが、地区内で確保可能な駐車場枠のキャパシティに合わせ、ヒリゾ浜への入場制限なども考える時期に来ているのではないかとも思料するところであります。町といたしましても、来年の海水浴シーズンに向け、来訪者の方々に安心して楽しんでいただける環境整備が必須であることなどからも、中木区の意向も配慮した上で効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。シーズン前に中木区と町で、具体的にこの問題をどのようにするかという対策会議みたいなものも開くような方向で考えます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ぜひともそういう考え方を持ってお客様を迎えてもらいたいと思っております。また、今この点で今、妻良地区ですか、谷川ですか、渡しが始まって、今海上アスレチック等々やはり駐車場は大分混んでいるということも聞きます。また、行った皆様に聞きますと、まだちょっとスペースがほかのほうにもあるからという話を聞くんですが。また、これも中木の地区と同じようなことがないような、ないようなというか、結局そういうことがありますと、観光客もやはり嫌な思いをして帰るのではないかなと思っておりますので、この点もやはり町当局のほうも妻良区ですか、話し合いを持ってもらって、ほかのほうへの駐車場の確保等も考えてほしいなと思っております。それはそれで、今後のことですからぜひともよろしくお願いを申し上げます。

また、この間、町内視察をしました。それで、公衆トイレのことなんですが、今町には公衆トイレは幾つあって、その公衆トイレの考え方をどのように考えているのかを、ちょっと伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

公衆トイレというのは、やはり環境を保護していく上で非常に大切なものだと思っております。そして、観光客に対しても、大切な施設と思っております。本当に気分よくそのトイレが使えるような状況の公衆用トイレを用意しなければいけないなと思っております。数とかそういうことに関しましては担当課長から答えを……

〔「数はいい」と言う人あり〕

○町長（梅本和熙君）　数はよろしいですか。石廊崎のトイレの関係……。よろしいですか。

一応そういうことで、詳細については観光課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

公衆トイレの数につきましては、ちょっとお手元に資料がないものであれなんですが、ほぼ各地区に一つぐらい、海岸地区は主に多いです。管理につきましては、基本は地元の自治会というか自治会に委託はしてあります。ただ、数カ所は観光協会が委託を受けてやっている部分もございます。すみません、あとシルバー人材センターのほうでも管理委託しています。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　この間、ちょっと町内査察があったときに、ジオパークセンターですか、あそこに観光バスが２台ほど入りました。そのときもやっぱり女性のお客さんがたくさんおいでになりまして、長い列をつくっておりました。こういう点におきまして、できればジオパークセンターですか、今ほかのほうに、ジオパークのセンター以外は余り観光バスがとまってトイレを使うというところが今ないです。結局その前はジャングルパークの上に観光バスがとまって、トイレを使っておりましたよね。その関係で、そっちのほうには大きなトイレがあるわけなんですが、今使用できません。このジオパークセンターにも、場所的にちょっと無理な点もあるかもしれませんけれども、女性トイレをもう一つぐらいふやしてもらえればなと思っておりますので、その点はいかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

ジオパークセンターにトイレを１つふやすというのは検討させていただきますけれども、現実的には観光バスが伊豆を周遊するときに、やはり石廊崎を拠点にできるような石廊崎にしていくと。そこにはやはりトイレ休憩ができるようなトイレが必要でしょうし、そういうことを将来的というか何年か先には考えていかなくてはならない。そういう中で、もう少し検討の余地があろうかと思いますもので、そういうことでご了承ください。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　余り早くというか、できていれば待てるものでもないだろうし、やっぱり石廊崎は観光に対して早いあれができればいいんですけれども、その中で結局、町内のこれも管理ではないと思うんですけれども、今先ほど言った石廊崎の駐車場にあるあのトイレなんですが、結局この間ちょっと町民の人から聞きました。これでは入る気はしないよと、どうにかしてくれと。これは町のほうの管理なのか、石廊崎の管理かはちょっと私も把握していませんけれども、やはりそういう点におきますと、これもおもてなしの一つではないのかなという気がしましたので、それをちょっと伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

石廊崎の駐車場のトイレにつきましては、石廊崎の売店関係者が管理してきたものと認識しています。私もあのトイレが、観光客が使うにはちょっと使いづらいような状況のトイレになってきているなということは承知しております。ただ、今トイレ１つつくるにも5,000万とか１億とかというようなお金がかかるわけでありまして、やはり県の過疎債とか観光整備事業費とか、そういうものを利用しながらやります。その上で考えたときには、やはり石廊崎のジャングルパークの跡地との一体整備ということで考えていかないと、いろんな整備事業をやっていく上で、あそこは石廊崎のトイレはもうやったじゃないかとか、ここはどうだとか、だからどこにトイレが必要なのかということを含めまして、もう少し時間をいただきたいなと思っております。

少なくとも、29年には事業着手をしようと思っております、石廊崎は。そのあたりを目安に上も下もトイレとか、いろんな観光地としての整備を進めていきたいと思っていますもので、そういうことでご了承ください。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　正直言って私たちが使うものではなくて、お客様たちが使うものでありますので、これは私がどうこうという話はできませんし、感情的にもお客様を迎えるのにはもう少し考えて、そういう点におきましては石廊崎の区の人たちとこれもちゃんと話し合いをしながら、もう少しきれいに使えるように維持管理をしてほしいということも伝えておいてほしいと思います。この点はよろしくお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税ということで伺います。

今日も朝、テレビでやっておりました。ふるさと納税に関しての放映をしておりましたけれども、災害のあった常総市だとか噴火のあった地区なんかは、何もなくともふるさと納税というか義援金みたいな形で来ているよという話もありましたよね。そうではなくて、結局今この町はふるさと納税ということをうたってやっておりますよね。その点において、今何人ぐらいのスタッフでやっているのか、またそして、その点においてメリット、デメリットがありましたら、どのように考えているのかちょっと伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

ふるさと納税制度は、町の名を全国的に売り出すよい機会の場であると捉えております。当町に興味を持っていただく入り口として極めて有効であり、これらを機会として初めてご来訪いただいた観光客の方々が、さらに南伊豆町のファンあるいはリピーターになっていく大いなる可能性を秘めていると考えています。

また、ふるさと納税のスタッフは、企画調整課に責任担当を１名配置し、臨時職員１名を加えて２名体制で対応しております。本年度からは、クレジット決済システムを導入したことなどから、４月から11月末までに6,120件、１億1,198万2,000円の納付をいただいている状況でありまして、当初予算に計上いたしました１億1,000万円を超える成果となっております。これからもふるさと納税には力を入れていきたいなと、商品をいろいろ開発していくとか、やはり納税者に対して魅力のあるものを用意していきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　わかりました。

今、礼品の問題等がいろいろと話題になっておりますよね。それで南伊豆町ではポイント制度はしていないのか、それと今どのくらいの品目を用意してあるのか伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるポイント制度ですけれども、これもテレビで私も見ました。いい形だなと思いますもので、担当職員にこのポイント制度も検討させたいと思います。

ふるさと納税に際しましては、寄附者と直接に対面しお話しする機会がありませんので、返礼品の質そのものが町のイメージそのものになってしまいます。また、よい品というだけではなく、期待したタイミングで期待した返礼品が届く、あるいは期待に沿わないといったことも影響いたします。現在約140品の返礼品メニューを用意しており、そのうち約20品がソフト商品、いわゆる旅行商品や宿泊助成券等であります。また、返礼品の質については、約25の参画事業体に最大の配慮を指導しているとことでありますが、取り扱う品数の増加に伴い、野菜等の品質などでクレームが発生し始めているのも事実であります。

これは町の全体像、町の全返礼品に対するクレームであると言っても過言でないため、たび重なる個別指導等によっても一向に改善されない事業者等への罰則措置として、町のホームページからも削除いたしました。今後も同様の事案等に対しては、厳格に対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　今、町長が言いました礼品に対する苦情、これは私はもうあってはならないことではないかなと思います。というのは、町が勧めているものに対して、礼品に対して苦情が来るということは、町全体の品位を汚すとか、そういうものになってくるのかなと思いますので、これはぜひとも課のほうも、もう一度見直しをするとか、ちゃんとした審査をするとか、これは考えてもらわなくてはいけないなと思っています。

先ほど町長が言いましたように、結局南伊豆町を全国に売り出すよい機会だと先ほどの町長が述べましたよね。それに対して苦情があるということは、変な話ですけれども、逆効果

なんですね。まして今、インターネットの時代ですから、結局こういうことが１つでも起きると、南伊豆町からもらった返礼品はだめだよという問題になってくるのではないかと思います。ここの点も十分考えて、今後対応してもらいたいと思っています。

また、ふるさと納税を今後どのように進めていくのか、また新たな活用法がありましたら、町のほうでどのような活用法を考えているのかがありましたら伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

ふるさと納税は、町の宣伝とかコマーシャルには非常に大きなお金が必要となりますが、ふるさと納税はその必要はないということで非常に効果的な方法であるなと、このように思っております。

このような中で、ふるさと納税制度は宣伝効果に実益が伴う地方の自治体にとっては極めて有効な仕組みであると考えております。また、地場産品などの返礼品は、事業効果に伴い地域産業の振興に直結してまいります。このためふるさと納税に対する取り組みを強化し、タウンプロモーション、観光振興、その他産業振興につながるような事業推進をしてまいりたいと考えております。

一方、返礼品の選定等については、悪評、風評のもとになることから、品質と信用の維持確保に向けて、町を挙げて臨んでまいりたいと考えておりますので、本議会から情報提供も合わせましてご支援を賜りますようお願い申し上げます。

どちらにしても、今全国でこのふるさと納税は競争になっております。やはり財源を確保していくという意味では、私たちの町にとっては非常に大きなプラスになっていくものと思います。まだまだ、いわゆる返礼品をふやしながら、地場産業の育成につながるような形をとっていければと、このように思っておりますもので、また町民の皆様からの新しい商品の提案や、そしてまた議員の皆様からもこのような商品をつくったらどうかというような提案をいただけると非常にありがたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　このふるさと納税のいい点はそういうところですよね。また、デメリットとすると、町民も返礼品を目当てにほかの市町へと税金をというか、ふるさと納税を

するということもありますよね。そうしますとやはり町へ入る、そちらのほうの税金が減るということということですよね。あんまり競争が過熱して町民がほかの市町へ税金を納付するということのないような施策も考えてほしいなと、私は思っております。

今後はそういうことも考えながら、このふるさと納税を進めていってもらいたいなと思っていますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　ふるさと納税してもらう場合とされてしまう場合、されてしまう場合も何件かあるみたいですもので、ただ、今南伊豆町は、全国的には逆に非常にふるさと納税を町民とかいろいろ市民がして、自分のところの税収に大分影響が出たという町もあるみたいなことを聞いておりますけれども、南伊豆町の場合はまだそこまでは行っておりません。具体的には担当からその辺のところを答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君）　お答えいたします。

９月議会の決算の委員会のときに数字を出しました。ちょっとうろ覚えなんですが、13件から15件程度、控除額として35万円前後だというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　その点も考えながら進めていってもらえたらと思っています。

次に、上下水道への考えということで伺います。

この間、町内視察をしました。水道施設は建物が大分老朽化をしているというのを実感してまいりました。その点で、やっぱり今地震が騒がれております。ライフラインの維持ということで、町の今後の考え方を伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

石井の浄水場は、昭和53年度建築の管理棟と１系の薬品沈殿池のほか、平成16年度建築の２系の薬品沈殿池から構成されております。このうち昭和53年度建築の管理棟と、１系薬品沈殿池につきましては、今年度耐震診断を実施しているところであります。今後、同耐震診

断の調査結果を踏まえた上で、耐震補強による施設の長寿命化または事業規模のダウンサイジング化も含めた更新整備など、効率的な施設運営及び安定的な経営戦略等の検討を進めながら事業推進してまいりたいと思います。

どちらにしても、人口減少社会の中で、そして老朽化した施設をどのように維持していくかということは非常に大きな問題となろうと思います。特にこういうライフラインとなります水道とかということになりますと、やはりこれをとめるわけにはいきません。この辺のところを慎重に検討しながら、将来どのようにするかということをまた議会のほうに提案していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　今の水道の問題というのは、料金の問題にしてもほかの地区よりは少し高いんじゃないかなというご指摘も受けております。そうしますと水道料金、こういう施設が老朽化してくるとまたそれにお金がかかるというになりますよね。結局まだ石綿管の件もありますよね。そうしますと、また水道施設にはまだまだ相当お金がかかるのではないかなということも頭の中にありますが、ぜひともライフライン、広い南伊豆町ですからぜひとも、これがなくなってしまっては困るので、耐震化のほうを進めていってもらいたいなと思っております。

その点で、水道料の問題等はやはり先ほどの同僚議員も言われていましたけれども、下水道への加入率や何かの問題と直結してくるのではないかなという問題もあります。その点で、今現在残っている下水道の環境の布設工事がどのぐらい残っているのかなということをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

整備につきましては、南の方面と日野に向かった方面、約500メートルぐらいが現在残ってございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　それはあと何年ぐらいで全部布設が終わるのかなということと、結

局今先ほど言ったように、加入率を今後どのようにして上げていくのかなということを伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

加入促進につきましては、下賀茂地区を重点的に行ってまいりたいと考えてございます。

工事につきましては、29年度末となってございますが、諸般の事情がございまして32年度を予定してございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　この点も、下水道というのもライフラインの一つですから、できたら早急に、29年度が32年度ということになりますと、やはり３年間のブランクがあるということ。できたらやはりこういうものは早く進めて、一定の料金等が皆さんと平均化するようなものにしていかないと、なかなか加入率も上がらないだろうし、また水道料の面もあるだろうし、そういう点をもう一つ考えながら工事を早急に進めていってもらいたいなと思っております。これはお願いをしておきます。

最後に、いじめの問題で先ほど同僚議員も伺いました。重複する点があると思いますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

３年前に私は質問をしました。教育長のほうに質問したときには、まだ県内4,436件ということでした。この10月の新聞を見ますと、小学校のいじめが全国で最多の12万件というのが載っておりました。その点、静岡県は県内の公立高校いじめ4,527件、小学校186件の増ということにこの新聞紙上ではなっておりました。また、中学校、高校は微減ということで、町はこの点をどのように見ているのか、教育長に伺ってまいりたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

先ほどの漆田議員への回答と重複いたす部分があるわけですが、対策ということで町としてのいじめ対策につきましては、昨年度において南伊豆町いじめ防止等のための基本的な方針、これを設置いたしまして、３月の定例会で南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等の条例をご承認いただいた、こういうことでございます。

先ほども申しましたように、町内の小中学校におけるいじめの状況でございますが、学校

から報告をいただいております。これによりますと平成25年度が小学校14件、中学校６件、計20件。平成26年度、昨年度ですが小学校11件、中学校10件、計21件。本年度ですが、これは27年度は10月末までの集計ということでございます。小学校で現在までに９件、中学校で11件、約20件と、途中経過でございますが、ございました。ご案内のとおり今見ていただいて毎年小中学校ともに10件程度を推移しているのではないかと思います。

そういうことからも委員会のほうとしては、いじめは絶対に犯罪にもなりかねる、犯罪であると同時にいじめを許さないという強い姿勢で今後も対処していくとともに、何といっても未然に防止する、早期に発見する、早期に対策を進めていく、こういう所存でございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　また、これはいじめが原因か家庭内が問題かはちょっとわからないんですが、不登校の子供等があるということを伺っております。この点について教育長はどのように考えているのかを伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

いじめと不登校というかかわりになるかと議員ご指摘のことではないかと思います。現在、不登校でございますが、不登校のほうは小学校で現在、今の時点でございません。

その前に、不登校というのは30日以上の欠席を有する、そういうことでございますのでご認識をお願いいたします。中学校のほうで７件ほど不登校と、そういうことを含めまして不登校ぎみである場合、それから特別登校というのがあります。いわゆる保健室へは登校すると、だけど教室へは行けない、そして今言ったように30日以上の不登校という３段階ぐらいに分かれているわけです。

議員が言われているいじめによって不登校ということになる、そういう子は小中学校とも現在おりません、30日以上いじめによってそれが原因で。ただ、いじめがきっかけとなって不登校ぎみになると、こういう欠席はそこまでいかない、結局学校を渋るとか、なかなか行きたくても行けない、そういうのはあろうかと思います。ただ、不登校になりますと１人のお子さんが今言ったように幾つもの理由を複数に抱えて学校不登校と、こういうケースが多いものでして、一応ご報告はしておきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　いろんな事情があって不登校というか学校に行かないという事例だと思うんですが、なるべくやはり義務教育でありますので、学校の先生方にも協力をしていただいて、義務教育の間はちゃんとした勉強をしなさいよということを伝えておいてもらいたいなと思っております。

また、これを今ここで解決するというわけにはいかないでしょうから、今後も細やかな目配りをしていただいて、そのような事案のないようにお願いをして、私の質問を終わります。本当によろしくお願いを申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで午後２時35分まで休憩します。

休憩　午後　２時２０分

再開　午後　２時３５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで、生活環境課長が先ほどの長田議員の質問の内容について、一部訂正したいとの申し出がありましたので、発言を許可いたします。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　先ほどの長田議員の下水道事業の町の対応ということで、下水道事業の完了年度についての問い合わせがあったと思います。

こちらのほう、先ほど29年度の完成予定を32年度と申しましたが、年度を間違いまして28年度と31年度に訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田議員、よろしいですか。

○５番（長田美喜彦君）　はい。

◇　比野下　文　男　君

○議長（稲葉勝男君）　それでは、３番議員、比野下文男君の質問を許可します。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　改めまして、比野下文男です。

それでは、通告書に従い質問いたします。

私は４つの件名を持ちました。１つ目は町議会の活性化について、２つ目は遊休町有地の有効活用について、３つ目は再生可能エネルギーについて、４つ目は自治体間連携によるワープステイについてです。

それでは、１つ目から質問させていただきます。

まず、町議会の活性化についてです。私は選挙に当たり防災、町議会の活性化、女性の積極的参画を訴えてまいりましたが、先般の９月定例会では防災関係の質問をさせていただきました。今回は、夜間・休日の議会開催と女性模擬議会の開催についてであります。

議会と町民意識が乖離しているとの指摘も多く聞かれます。この２つの質問については、先輩、同僚の議員の皆さんと全員協議会や特別委員会等で議論し、方向性を決めなければならないことは承知しております。議会の状況は定例会の後で発行される議会だよりや町のホームページによる議事録、ケーブルテレビによる町内の一部の放映であります。これだけでは町民の皆さんの興味を引くことには至ってはいないのではないでしょうか。そのためにも多くの皆さんに議会の傍聴をしていただきたく、身近に感じていただくための提案でありますので、ご理解をお願いします。

そこで、夜間・休日の議会開催について質問させていただきます。住民を代表する幅広い人材を確保するため、また勤労者や若い人たちが議員として活用できるよう兼職を可能とするためであります。議会事務局長からの過去３年間の資料によると、議会傍聴者数は１日当たり平均6.3人でありました。今日も傍聴の方々はお見えになられておりますが、夜間・休日に議会を開催すれば多くの方が傍聴できると思います。町長のお考えをお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議会の活性化等については、総じて私が申し上げる立場にないというのが基本的な考えではございます。しかしながら、このような地方議会を夜間・休日にという考えは、2005年12月の第28次地方制度審議会からの答申内容であったと認識しております。何よりも住民を代

表する幅広い人材を確保できるようにという位置づけのもと、地方議会を休日・夜間等に開催し、普通の勤労者が兼職で地方議員になれるというものであったと思います。この当時の総務大臣は竹中平蔵氏だったと思いますが、議会改革の流れはこのころからだったのかなと感じております。

また、第29次地方制度審議会では道州制の提案などが出され、地方分権の抜本的な推進が求められるようになってきたものと思われ、地方分権が進めば国からの権限移譲も進み、地方議会の重要性はさらに大きく高まることになるということでありましょう。本議会においても、議会改革調査特別委員会が設置されており、適宜委員会報告されることと解していますので注目を持って報告を待ちたいと考えているところでございます。

私も議員時代に議会改革調査特別委員会の委員長をやらせていただきました。そしてやはり休日・夜間議会というのも一つの選択肢だなというような感じは持っておりました。議員がおっしゃるようにやはり勤労者が議会に参加しやすいとか、傍聴の方たちが傍聴しやすいとか、そういう意味で議会が活性化していく、また当然それに刺激されて行政もいろいろと質が向上していくということはあろうかと思います。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　なかなか休日・夜間というのはやはり費用もかかることですし、いろんな点で問題はあると思いますけれども、前向きにまたこれも検討していただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　確かに議員がおっしゃるとおり、例えば職員に休日出勤とか夜間の出勤を強いるわけでありまして、いろいろと行政サイドにおいては負担がふえることも事実です。しかしながら、議会が例えばこのような形はどうだというご提案をいただけば、当局側としては当然検討をしたい、このように私は思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございました。

２つ目に、女性の模擬議会の開催について質問させていただきます。この質問は、議会の活性化と女性の積極的社会参画に絡めての質問です。

歴史ある南伊豆町議会では、女性議員が町村合併して間近の昭和30年から34年までと、34年から38年までの２期にそれぞれ１名ずつ在籍され、それから半世紀以上誕生しておりません。

９月５日には災害ボランティアコーディネートの会主催の講演会とタウンミーティングが開催され、女性ならではのきめ細かい意見が出されておりました。先般の南伊豆町教育大綱の基本方針で、誰もがいつでも学べる社会の中で男女共同参画社会実現の推進とあります。女性の持つすぐれた潜在能力を発揮していただき、高齢化社会に幅広い活躍を望み、女性による女性のための声を発言できる討議の場を考える時期に来ているのではないでしょうか。町長のお考えをお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

平成26年４月１日の調査基準日としておりますが、静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課から静岡県市町女性の参画マップという資料が公表されております。

この中に、同調査基準日における県下35市町の市町議会議員に占める女性の割合が示されており、全市町での割合は10.3％、市部で11.2％、町では7.3％でありました。その後、市町選挙もございましたので直近の数値は把握しておりませんが、賀茂圏域では東伊豆町、河津町以外は女性議員はおられないと認識しております。

同調査資料には議会議員のほか、市町の審議会等の委員、地方公務員管理職、自治会長、公立小中学校のＰＴＡ会長の割合などもございましたが、審議会委員等の37％を除けば総じて10％に届かない状況であり、女性参画の実態としてはまだまだ厳しい状況にあるということが見てとれます。

このような中、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みとして、女性が政策、方針を決定する場へ参画し、その持てる能力を発揮し、住民のまちづくりに関する関心や意識を高め、町政、市政に女性の声を反映する機会として女性による模擬議会形式の女性議会を開催する自治体が数多く見られるようになりました。

私も常々思っておりますが、いわゆる社会の中でこの社会を形成していくときに女性が見る目、これは非常に大切だなと、女性の見る目をやはり大切にしながら、新しい施策とか社

会の形成をしていくということは非常に重要であると。そのような中で、先ほど議員がおっしゃったように南伊豆町はもう三十数年女性議員が出ていない。公職選挙法による議会でありますけれども、参加できないような形、これは南伊豆町だけに限らず、全国各市町同じような状況の中にあろうかと思います。そのような中で、やはり女性のためのというか、女性だけの議会というのがあってもいいのかなと思います。

そして、聞くところによりますと神奈川県の葉山町は女性議員が逆に多いと、全体の数が多いと、こういう話も聞いております。いずれ男女比がやはり50％・50％、フィフティー・フィフティーになるような社会、そういう社会を目指すということも南伊豆町にとっては必要なことだと思います。私はこのような取り組みは大変有意義なものであると考えておりますもので、ぜひこの方向性を進めていきたいなと思っております。

以上です。

ごめんなさい、葉山ではなくて大磯町だそうでございます。認識不足でございました。

失礼しました。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございました。

すぐれた女性が町内にはたくさんおります。将来、女性議員の誕生が復活するよう、議会と一体となり環境整備等に取り組み、前向きに検討していただきたいと思っております。

次に質問させていただきます。

遊休町有地の有効活用についての質問です。

１つ目は、遊休町有地について、大規模な面積の箇所として差田グラウンド町有地と伊豆急不動産から寄附された吉祥町有地があります。

初めに、差田グラウンド町有地について伺います。静岡県は内陸フロンティア推進区域として13市町13区域を第４次に指定し、内陸のフロンティアを開く推進会議で公表したと新聞記事で拝見いたしました。その中に南伊豆町は差田地区産業拠点推進区域として指定されております。平成26年度決算では、差田グラウンド隣接地の取得が完了したことを確認いたしました。先般、全員協議会において民間企業より工場建設予定地として土地を取得したい旨の報告がありました。町は冒頭で述べた内陸フロンティア推進区域として、どのようにこれから活用計画を持っていますか。それと、民間企業とのかかわりの考えをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町営差田グラウンドの用地につきましては、平成３年ごろから総合グラウンド建設構想のもとに買収を開始し、平成26年度中に議員がおっしゃられたように隣接する平地、山林を含む約９ヘクタールの用地買収を完了いたしました。

しかしながら、この総合グラウンド構想については、現在の社会情勢、人口動向などからも現下の状況にそぐわないものとなってまいりました。このような中、平成26年度以降に海岸部から内陸部に工場等の移転を模索している民間企業から、当該町有地購入の打診をいただきました。このため、同グラウンド用地の買収に協力をいただいた地権者の皆様に新たな公有地の利活用についてご協議をいただき、総合グラウンドの建設にはこだわらないので有効活用してほしいという回答をいただいたところであります。

海岸部からの内陸部への施設等の移動については、静岡県が提唱する内陸フロンティア構想とも合致することから、県所管課に内陸フロンティア認定を打診いたしましたところ、11月５日付をもって約５ヘクタールの認定をいただきました。

このため、現在5,000平方メートルから１万平方メートル程度の工業用地売買の調整を進めているところであります。今後も広域避難地を含めた災害拠点整備のほか、内陸フロンティア構想を踏まえた企業誘致の拠点として活用してまいりたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ぜひこの企業誘致のことについて進めていただきたいと思います。これによって工場誘致が完成するというか、それが実現できれば新たな雇用が創出できると思います。地域の活性化のためにもぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、２つ目です。

吉祥町有地についてお伺いします。昨年、第１回の吉祥町有地利用計画策定ワークショップが行われ、多種な意見が出されたと聞きましたが、これらを踏まえた今後の具体的な利用計画をお聞きしたいです。

町長、お願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

吉祥町有地につきましては、自然体験型共有スペースとしての活用を旨とした計画書の答申をいただいたところでございます。

具体的な事業計画は未定でありますが、現在バイオマス、木質チップ発電用地としての活用などに関する打診を受けているところで、この事業計画が成功すれば、同地内に5,000平方メートル程度をチップの加工工場及び発電所として開発、整備し、残りの面積を燃料供給林として活用できることとなります。

今、バイオマス発電、何度も私言っていますけれども、オーストリアのギュッシングモデルでやっていきたいというようなある企業からの提案がありました。これは、ギュッシングというのは木質バイオマス、いわゆる山林を使ってエネルギーをつくる、いわゆる電気をつくる、こういう形の中で域内経済を成立させた。何度も言っておりますけれども、南伊豆町に4,000戸の世帯があるわけですけれども、１世帯大体5,000円の電気を毎月使ったとして2,000万、年間で２億2,000万の電気料を払っているわけです。それがこの南伊豆町から流出しないような形で、域内でエネルギーを回せるようなまちづくり、スマートシティーができるとまたすばらしいものになっていくなと、このように考えているわけであります。そういう構想を持ちながら地熱発電も含めましてこれを進めていきたい、このように思っております。

ただ、どちらにしても、地熱発電に関しましても、このバイオマス発電に関しましても、事業が非常に大きな事業になります。１億、２億という話ではないもので、なかなか具体的な事業化となりますと、時間もかかりますし協議の時間が相当かかってまいります。そのようなことを着々と進めながら新しい町、南伊豆町がどのような形の町になっていけばいいのか。先ほどお話ししましたＣＣＲＣと絡めてそういう流れをつくっていきたいなと思っているわけであります。

どちらにしても、この吉祥町有地については、地域産業の活性化とか雇用の場の創出にも直結する土地でございます。そういう事業提案を受けながら、また我々も事業計画をしながら、いろいろとこの吉祥町有地の活用を図っていきたい、このように思っている次第であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　この次にバイオマス発電についてまた新たに質問をさせていただきますけれども、先ほど町長がおっしゃったように、私も全議員で現地を視察してきました。入り口の道路がやはり狭い、いろんな面でまだまだ難問的なものがあります。そして今も言ったようにコストもかかる、設備が二十何億とかかるよというようなことも聞いています。これからいろんな面で企業の誘致を、バイオマス発電に限らず遊休町有地を利用していただけるよう、また前向きな姿勢で頑張っていただきたいと思います。

それでは、３番目として、再生可能エネルギーについて質問させていただきます。

国は、東日本大震災での福島原発事故以来、原子力エネルギーでの発電を将来ゼロとし、再生可能な自然エネルギーである地熱、太陽光、風力、木質バイオマス等の低炭素で環境にも優しい発電に変換するよう推奨しております。先ほど町長の行政報告でもお聞きしました。ちょっと重複しますけれども、地熱発電事業について詳しくお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、3.11以降、福島原発事故以降、自然再生可能エネルギーの開発については、国が大分力を入れてきたなと思っております。それは、まず地熱発電に関しましては、5,000キロワット以上の地熱発電所をつくる場合は、少なくとも周りに影響があった場合は国が再掘削とかそういうこともしますというような国の支援というか、そういう形ができてまいりました。いろいろな意味で国のほうもそういう方向性を目指しているなと、やはりここでＣＯＰ21でしたか、いわゆる低炭素社会、地球温暖化、そういうことに対してもこれから考えていかなければならないという状況の中で、やはりこの再生可能エネルギーを生かしていくまちづくりというのは、非常に有効なまちづくりになっていくのかなと思います。

具体的になりますが、今地熱発電に関しましては、再解析をしているわけでありますが、11月中に中間結果の報告を受けておりますが、中央からの調査のため詳細な結果についてはまだ出てきておりません。しかし、加納地区、下賀茂地区の２カ所には有望な地点が絞られております。地熱理解の調整を続けることにあわせて、来年２月までにはコンピューター解析を継続し、候補地を１カ所に絞った上で、次年度には噴気を伴う調査性のボーリングを実施したい、このように考えております。

詳しくは担当課長から説明させます。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

来年度に向けましてのボーリング調査の計画でございますが、現状といたしましては静岡県温泉保護対策要綱という規制要綱がございます。この中で下賀茂地域、加納地域、上賀茂地域については、新たなボーリングは一切許さないということになっておりましたけれども、11月に町長とともに静岡県庁のほうに調整、交渉に行ってまいりました。その結果、現状で３本の休止井を廃止井とすることによって、１本の調査井を掘ることを可能とするという回答をいただきまして、要するに域内の噴出量等のバランスをとりながらであれば、調査の井戸を掘ってもいいという回答をいただいたところでございます。

ただ、休止井といいましても財産権の一部でございますので、ただで皆さんが廃止してくれるという状況にはならないと思いますので、そういった金額との調整をしながら、今後、現在120本の源泉が下田保健所に許認可を受けておりますので、この数としても地域としては異常に多いということでございますので、この数を適正に、半分ぐらいに戻していくためにも、若干お金がかかりましても３本を１本にしながら、調査も進めながら最終的には生産井の掘削にまでたどり着ければと思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　それでは次に、２つ目に先ほどとちょっと重なりますけれども、町長のご回答と重なりますが、バイオマス発電についてお伺いします。

静岡県では平成18年度から森林づくり県民税を財源として、森の力再生事業により県内の荒廃森林の整備を行っております。町内でも一部事業体により間伐等の森林整備が行われております。しかし、里山整備は高齢化が進み、町内の山々は雑木林に覆われ、鳥獣被害により荒廃し、豪雨等により保水力が弱く、土砂災害危険箇所が多くなっているのが現状と思われます。

平成24年７月には再生エネルギーの固定買取制度が施行され、間伐材、未利用材等を燃料として行うバイオマス発電は、発電所からのCO_2排出ゼロとして注目されております。町長にバイオマス発電についての考えをお伺いしますが、なかなかこの事業は大変だと思いますが、一通り町長の考えをお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

バイオマス発電については、現在数社から事業提案をいただいているところでありますが、新年度に向けてバイヤーについても規制緩和が加速していることから、地熱、バイオマスのエネルギーミックスを視野に実現性の高い具体的な事業として取り組んでまいりたいと考えております。

今、提案してくれている企業といろいろ具体的な事業の施策を、方向性を検討しているところであります。この木質チップ等を燃料とするバイオマス発電所については、地熱発電所と同じく時間2,000キロワット発電級のものを考えており、国の環境アセス必要基準7,000キロワット未満で温泉湯量の安定供給の調査、調整も必要としないため、可能であれば３年後ぐらいには稼働開始といった時間軸を考えているところであります。

ただ問題は、やはり燃料とする木質チップを日量30トンとか50トンとか必要になるということが非常に大きな課題となります。ただ、この木材を集めるということの中に雇用も生まれてきますし、いわゆる電気も発電することもできるとか、例えば里山の整備がそこでできるとかという形で何か一石三鳥の発電方法かなと、鳥獣被害にもいろいろと益するだろうと、このようにも考えております。

また詳しい具体的な流れ、計画については担当課長から説明させます。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

バイオマス発電につきましては、現在、実は地熱の調査も一緒に行っている事業体、かなり大きな事業体でございますけれども、からも提案をいただいているところでございまして、これについてはバイオマス発電自体ではなくて、バイオマス発電所と地熱発電所、できれば２つぐらいずつをつなげた上で、町内への安定的な電力供給ができないかということで考えているようで、来年度から売電の企業だけでなく民間、個人のお宅でもどこから電気を買うかということを自由に選ぶことができますので、という法律になりますので、それに向けまして、できることであれば町内に売電事業所も設立したいというお話をちょっといただいているところでございます。

ただ、先ほど町長も申し上げましたとおり１日50トン以上の燃料を供給できるか、これが非常に問題となってまいりまして、二、三年はできるけれども、これが30年できるかということでちょっと突きつけられておるところですが、今声を下田、松崎のほうにまで広げまし

て、幾つかの林業者連携で何とかめどが立ってきているところではございます。

ですので、そうしますと地熱の場合は温泉の湯量調査だけで３年、５年かかってくるわけですけれども、バイオマス発電所はこれが必要ないということでして、本当にこの供給量の問題さえクリアできれば、３年程度で工場、発電所が建つということでございます。これに向けて今、調整をしているところです。

ちなみに、企業採算、まきを買ってもらう側、林業者側としましては、トン当たり7,000円程度の買い上げであれば何とか成立するということでありますけれども、ちょっと大手企業のほうは4,000円ぐらいでということで、若干開きがあります。この4,000円というのが、そもそもほかの地域では針葉樹を材木にして余った部分を使うものですから、その4,000円が破格の金額なんですけれども、当町につきましては、もう広葉樹を一から使わなければなりませんので、約7,000円がかかってきます。

ただそれで、ベンチャー企業のほうで小ぶりなところに聞きましたところ、7,000円程度で買って、売電法でキロワット当たり40円で売ることができれば、基本的には赤字は出ないはずですよと言っておりますので、そこに向けてちょっとお金を出す側とまきを集める側の調整をこれからしていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　今のを聞いていますとなかなか事業も大変で、費用等のいろんな面で採算ベースになかなか合うというのは、長期スパンを考えなければならないと思っています。これからいろんな面の企業誘致を図っていただきたいと思っています。

最後になります。

自治体間連携によるワープステイについてお伺いします。

新聞を開けば毎日のように地方創生の記事が目につきます。どの市町も人口減少対策に基づくビジョンと総合戦略の策定であります。我が町においても、雇用先を求め若者の流出に歯どめがかからないのが現状と思われます。町長は移住、定住としてワープステイいわゆる里山留学を提唱しております。具体的には、杉並区民を対象に移住交流ビジターセンターを開設し、町内の旧ホテルをリニューアルし、お試し移住を来年から展開する予定と聞きました。伊豆最南端の我が町は東海道筋に比べアクセスにハンディがあります。あらゆる媒体を使い情報発信を推し進めていただきたいと思います。

以上は、私が理解しているところでありますが、このワープステイの具体的な計画と進捗状況をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

ワープステイという言葉でございますが、非常に新しい言葉でありまして、これは私が町長に就任したときにある企業の取締役というか重役をやられた方が、このワープステイいわゆる定住、移住促進を町でやったらどうかという話をしてくれました。その考え方はいわゆる昔「プラチナタウン」という小説があったわけですけれども、いわゆるそういう高齢者を町に呼んで町を活性化するという考え方に近いものです。その方といろいろと話をしてまいりました。どちらにしても、その方の提案する規模が物すごくでかくて、実現できるだろうかと、ただ、実現できればすごいことになるなというような認識をしていました。

そして、このワープステイの基本的な考え方はどういうことかといいますと、いわゆる都市部の高齢者に南伊豆町に来ていただいて、５年間住んでいただいてまた東京へ帰っていただく。この東京へ帰っていただくということはどういうことかというと、アクティブシニアの方たちは、大体東京でストックを持っている、自分の家屋を持っている方が多い。大体、家屋を５年間定期借地権にして、こちらに来てこちらでいろんな田舎暮らしを体験する。そして５年たったら、帰る人は帰っていただく、ここで定住する人は定住していただくというような、そういう大ざっぱな話をその方としてまいりました。その中で、議員が言われたように地方創生がいろいろと叫ばれてきて、このワープステイが、いわゆる新しい国の事業に絡むような、ＣＣＲＣ事業に結びつくような形になってまいりました。

このワープステイにつきましては、杉並区ではお試し移住のこととしておりまして、特にワープステイを話す流れの中でも杉並区との連携、いわゆるその方と話していたのはもとは横浜市のある区ですけれども、そこをターゲットにしたらどうかというような形でやっていたんですけれども、杉並区が一つの連携する、事業を進める連携自治体としてどうだろうかということで、杉並区にお話をしたら杉並区のほうでこういう方向性を了承してくれたというのが事情であります。

そして、現在までの進捗状況ですが、空き家バンクとしてのストック物件については、町が借り上げるための準備を進めるとともに、さらなる充実を図るため、各区長への協力依頼などにより地域の空き家状況を調査し、活用可能な物件と不可能な物件を区別するとともに、

活用可能なものについては空き家バンクに登録を促してまいります。

今後は、お試し移住や移住を希望するアクティブシニアの健康づくりを推進するほか、町内で観光事業として実施している体験型事業や農林漁業等の就労体験、観光や福祉などの地域の奉仕活動などを中心としたボランティア、さらには健康的な食事メニュー創作など、町内に点在するさまざまな活動を線でつなぎ、データベース化し、パンフレットなどでのＰＲ、健康づくりに視点を置いた新たな顧客の受け入れ態勢を構築するため、事業者を対象とした研修などを実施しつつ、これらを複合的に取り組み、長期間滞在での健康づくりを実践するためのヘルプアップステイプログラムを策定してまいります。

また、11月５日には積極的な事業への取り組み体制として、地方創生係を設立いたしました。利用可能な仕組みづくりのための事業計画や例規整備などを進めるとともに、杉並区内での移住相談会を来年１月23日に開催し、本町での現地セミナーツアー等を３月下旬に予定しております。

具体的なＣＣＲＣ事業、いわゆる地方創生の上乗せ交付金等につきましては、担当から詳しい説明をさせます。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

ワープステイとＣＣＲＣという言葉自体は、微妙にニュアンスが違う部分もございまして、ワープステイにつきましては、元気なアクティブシニアの方々を対象とするようになります。そしてＣＣＲＣのほうは、ＣＣＲＣと言ってしまいますと、そこをついの住みかにするということになりますので、お試し移住、ワープステイという形にはなってまいりません。

ただし今回については、実のところはアメリカ型ＣＣＲＣというものは一旦ちょっと破綻をしている形の状態もございまして、日本版ＣＣＲＣと呼ばれるもの、これが有名なのは金沢のほうでコミュニティネットという会社が経営しております「ゆいま～る」といったようなところ、また那須で経営しております「ゆいま～る」といったところについては、七、八十人の移住者が「サ高住」というサービスつき高齢者住宅、そこでちょっと料金は高いんですけれども、周りの世話をしてくれる方々がついた住宅に住んで、最後までそこで生活をしようというものを成功している会社がございます。

そういったところの意見を聞きながら、まずは今回につきましては、六、七十人の移住村が、昨今お話をしております弓ヶ浜の杉並と一組の位置でできるか。そして、そもそもの町長構想、また町長のところに以前５年前にお話を持ってこられた方の構想につきましては、

2,000人の移住、そして町長構想でも1,000人は移住させたいという最終的な希望がございます。このためにはついの住みかにするだけではなく、やはり定期的に動き回ってくれる人たち、そしてそれに伴ってそれのお世話をする人たちも一緒にもう関東地方から来てもらう、こういう形をまず杉並区とつくっていきたいと思っております。

そして今、杉並区のほうで既に実施しておりますエコマネーという言葉ではなくて、健康マネーという考え方があって、そういった制度が杉並区のほうでは動いているようです。ボランティアをすると福祉施設を無料で、区有施設というものを杉並区民と南伊豆町民が相互乗り入れで使えるような仕組み、そういったものを今杉並区とも連携でやっていけないかという調整もしているところでございまして、まずは本年度末に向けまして、六、七十人が弓ヶ浜に移住するための計画書をつくって、狙いはここから先にありまして、新型の新年度以降の創生交付金が総務省の手持ちが1,000億円、そしてその他各省庁の手持ちが7,200億円あるということでして、8,200億円、約１兆円の創生資金が来年度以降動くことになります。この計画書がよいものがつくれれば、一組の病院跡地の解体整地から事業計画までモデルケースとして採択ができれば、金額を言うとまたちょっと言い過ぎだと言われる部分もあるんですが、そうしますと50億から100億円ぐらいのお金が必要になってくるということで、今真剣にそれを狙うために地方創生係もつくっていただいたというところになっておりますので、創生係のほうは必死で、２日間こっちにいたら３日間は杉並に行っているとか、そういう生活をしております。ぜひ、皆様のご協力、ご支援などもいただきたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　大変すばらしいお言葉で、本当に希望が持てました。

これで私の質問を終わらせていただきます。これからも町民のニーズを幅広く受けとめていただき、南伊豆町の発展のため期待しております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

なお、３時35分より３階の会議室において全員協議会を開催いたしますので、集合いただきたいと思います。

散会　午後　３時２２分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　稲　葉　勝　男

署名議員　　長　田　美喜彦

署名議員　　清　水　清　一

平成27年12月定例町議会

（第2日　12月3日）

平成２７年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２７年１２月３日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

日程第　３　諮第　２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第　４　議第７１号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について

日程第　５　議第７２号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について

日程第　６　議第７３号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について

日程第　７　議第７４号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について

日程第　８　議第７５号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について

日程第　９　議第７６号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について

日程第１０　議第７７号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について

日程第１１　議第７８号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第１２　議第７９号　南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

日程第１３　議第８０号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第１４　議第８１号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

日程第１５　議第８２号　南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第１６　議第８３号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第１７　議第８４号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定について

日程第１８　議第８５号　南伊豆町個人番号の利用等に関する条例制定について

日程第１９　議第８６号　南伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例制定について

日程第２０　議第８７号　南伊豆町道路線の変更について

日程第２１　議第８８号　平成２７年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）

日程第２２　議第８９号　平成２７年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第１号）

日程第２３　議第９０号　賀茂広域消費生活センター共同設置規約の制定について

日程第２４　議第９１号　静岡県及び南伊豆町に係る連携協約の締結について

日程第２５　議第９２号　下田市及び南伊豆町に係る連携協約の締結について

日程第２６　議第９３号　東伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について

日程第２７　議第９４号　河津町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について

日程第２８　議第９５号　松崎町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について

日程第２９　議第９６号　西伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について

日程第３０　発議第３号　少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書の提出について

日程第３１　発議第４号　南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

日程第３２　発議第５号　再生可能エネルギー利活用に係る規制緩和等に関する意見書の提出について

日程第３３　発議第６号　南伊豆町健康福祉センター整備に係る財政支援に関する意見書の提出について

日程第３４　各委員会の閉会中の継続審査申出書

日程第３５　議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第３５まで議事日程に同じ

追加日程第１　議第９７号　工事請負契約の変更について（平成２７年度銀の湯会館施設整備工事）

出席議員（１１名）

１番	岡　部　克　仁　君	２番	渡　邉　　哲　君
３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君

１１番　横　嶋　隆　二　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	橋本元治君
企画調整課長	菰田一郎君	建設課長	鈴木重光君
産業観光課長	齋藤重広君	町民課長	渡辺雅之君
健康福祉課長	黒田三千弥君	教育委員会事務局長	大野孝行君
生活環境課長	飯田満寿雄君	会計管理者	鈴木豊美君
総務係長	山本広樹君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主　幹	渡辺信枝

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成27年12月南伊豆町議会定例会本会議第２日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

５番議員　　長　田　美喜彦　君

７番議員　　清　水　清　一　君

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君）　これより日程第２、一般質問を行います。

◇　清　水　清　一　君

○議長（稲葉勝男君）　７番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、町内の医療、福祉についてお伺いいたします。これにつきましては前議会でも質問したんですが、時間の都合上、短くなってしまいましたので、もう一度質問させていただきます。

まず、高齢者福祉、医療環境の整備についての考えという形でございます。

南伊豆町としても、やっぱり高齢者のことをいろいろ考えて事業を行ってきているというのは十分知っております。その中で、この高齢者等の医療福祉、また医療環境をどう考えていくのかと。いつも地域包括ケアシステム等でやっていくんだという話も聞いておりますけれども、この状況等を詳しくお教え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

９月定例会でも同様の質問があり、答弁の重複するところがありますので、ご了承願います。

高齢化進行の中で、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加、介護者の高齢化など、高齢者を取り巻く課題は多様化し、高齢者を支える体制づくりは急務となっております。

そこで、特別養護老人ホーム待機者解消を目的とし、東京都杉並区との自治体間連携による特別養護老人ホームの整備を進め、８月31日、建設・運営法人に社会福祉法人梓友会を選定し、平成30年１月の開所を目指しております。

さらに同施設は、短期入所10床、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、地域交流スペースを整備し、在宅サービスの充実を図りつつ、同時に、健康福祉センターを建設することにより、健康福祉、子育て支援の拠点、地域交流拠点としてまいります。また、施設整備のみならず、介護予防、在宅医療介護連携、認知症対策等を推進し、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

医療環境の整備につきましては、町内の入院する医療機関がなく、整形外科、産婦人科などの特定診療科についても周辺町村への受診を余儀なくされておりますが、賀茂圏域唯一の公的病院下田メディカルセンターの二次救急機能の充実、地域医療体制の整備については、

賀茂圏域自治体や県とともに広域で検討し、三次救急医療機関との連携強化、ドクターヘリによる24時間対応の救急体制構築及び産科医療の確保充実に努めてまいりたいと思います。

なお、もう議員もご承知でしょうけれども、今、地域医療振興協会、今井浜の病院でありますが、天神原と伊浜で月に１回ずつ診療を行ってくれております。昨日も小田先生がたまたまこちらのほうに診療に来られたということで、私のところへ寄ってくださいまして、診療者もふえてきましたと、７名とか８名とかというような人数になってきましたよというお話がありました。

そういう辺地の医療とか、そういうことを支えていきたいと思っております。また、財政事情が許したら、将来的には、この南上、三浜、三坂地区、あちらの方面にできれば診療所的なものを用意できればなと、このようなことも考えております。またいろいろとご意見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろ言っていただきました。これは実際うまくいけばいいわけですけれども、いってほしいわけですけれども、これを考えたときに、中央公民館の跡地に健康福祉センターを、今、町長が言われましたけれども、今、建設したいんだよという形で鋭意動いているわけですけれども、この基本設計、あるいは実施設計は今後どのようになっていくのかと。流れ的なものをまず確認しておいてから話をしたいなと。全員協等で少しは話してありますけれども、そういう詳しい話等をもう一回お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

８月31日に自治体間連携に基づく特別養護老人ホーム等建設・運営法人を社会福祉法人梓友会に決定し、記者発表いたしました。また９月24日には、杉並区、社会福祉法人梓友会とともに、地元加納地区の皆様に事業計画に関する説明会を実施し、加納区の皆様からは事業計画へのご賛同をいただいたところであります。

27年度末までには、選定法人、静岡県、杉並区と特養本体の基本設計、実施設計に関する協議を進め、杉並区からの入所者支援策のほか、入所者に関して新たに静岡県及び南伊豆町に負担が発生しない対策などについても細部調整を進める予定となっております。

詳しいことは健康福祉課長から説明させます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　お答えいたします。

すみません、こちらからの質問の確認をさせてください。

今、町長は特養の関係で答弁させていただきましたが、議員のご質問ですと、健康福祉センターというご発言にとれましたですけれども、両方ですか。では、特養については、町長の申したとおりでございます。

若干、特養について補足させていただきますが、きのうもちょっと全員協議会でお話しさせてもらいましたが、まだ特養については基本設計をしている最中でございます。それにつきましては、私ども、杉並区とも打ち合わせをすることによって基本設計の固めをしていきたいというふうに捉えております。

設計業者さんは、社会福祉法人梓友会さんが公募いたしました、東京に本社のございます松田平田設計株式会社でございます。健康福祉センターにつきましては、実は今日は、補正でお願いをしている予算を計上させていただきました。ご可決いただいた上は、早々に入札をさせていただきます。入札の方式につきましては、きのうもちょっと議員からの質問があったかと思いますが、総合評価落札方式一般競争入札により行います。契約ができましたら、基本設計、実施設計等を行います。要は、それが相整いましたら工事業者さんを入札をさせていただきまして、特別養護老人ホームの開所とあわせた健康福祉センターの開所というスケジュールをもって今後進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。よく、特養と健康福祉センターを一緒にやっているものですから、前後ごちゃまぜになってよくわからなくなるところがあるんですけれども、その話を聞くと、健康福祉センターについては松田平田設計にお願いしてやっているというふうに解釈したんですが。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　特別養護老人ホームの設計のほうは松田平田設計でございます。

繰り返します。健康福祉センターにつきましては、入札はこれから行います。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　はい、わかりました。その特養老人ホームについては、今設計をやって、今度は入札するという形であると。その中で、今度、健康福祉センターについてはこれから行っていくという話でございますけれども、この健康福祉センターの話については、資金計画等はどのようになっていくのかと。要するに、健康福祉センターについては、国の制度等でありますけれども、健康福祉センターについての資金計画はどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　すみません、問題の整理をさせてください。

特養の建設につきましては、社会福祉法人が入札を行いまして建設業者を決めます。財源につきましては、県の整備費補助金、杉並区の整備費補助金、社会福祉法人独自の資金等で整備を進めてまいります。本町におきましては、整備費につきましての直接的な補助等は考えてございません。敷地につきましての無償での貸与というところで対応させていただきます。入札につきましては、これはちょっと流動的でございますが、県の補助内示が出なければ入札できませんので、それ以降になります。予定では来年８月ごろの入札になるのではないかというふうに考えております。

なお、健康福祉センターにつきましては、きのうも全員協議会でお願いをいたしましたところでございますが、健康福祉センターという全体のメニューでの補助事業はもう既にございません。ですが、若干の個別メニュー等の補助事業がございますので、それによって補助適用をお願いしたいというふうに考えてございます。金額的には、大きな金額にはならないと思います。なお、財源的には、当然、町財源での整備ということになりますが、有利な地方債等の適用をお願いしたいというふうに考えてございます。

設計等で、今後の流れにつきましては、入札を来年の９月ごろを予定してございます。と申しますのは、先ほど申しましたように、30年１月同時開設を考えてございますので、特養との整備が、同じ敷地等でございますので、そのようなスケジュール感でやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。そういうふうにうまくやっていただきたいんですけれども、その中で、健康福祉センターの内容等の話が余り出てきていないような、ただ建てるという話。老人、あるいは高齢者包括ケアもやるとかという話もありますけれども、もう一回この内容について、福祉センターの内容等の計画みたいなものが、そこが大事ではないかなと思うんですけれども、そこについてのお話をお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　お答えいたします。

今、町長がご質問への最初の答弁で申しましたように、健康福祉センターにつきましては、健康、福祉、子育て支援の拠点、地域交流拠点としての整備というのが基本的な考えでございます。また、それと併設しまして図書館等の整備もしてまいりたいというふうに考えてございます。これにつきましては町の整備方針として考えておりまして、大体、健康福祉センターで900平米程度、図書館の共同職務を含みますが、町立図書館として400平米程度を考えてございます。位置的には、特養を敷地内の奥側、健康福祉センターを手前側への整備という考えで持っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　はい、わかりました。ありがとうございます。よくいいものをぜひともつくっていただきたいなと思います。

それで、３つ目の共立湊病院の跡地利用はどうしていくのかという形でお伺いいたします。

共立湊病院跡地は、一部事務組合で一部の用地を売却して整備していくという話も今聞いておりますけれども、町としてこの病院跡地をどう利用していくのかと。ＣＣＲＣという話もございましたけれども、この内容等をもう一回、どういうふうに考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町では、旧病院等の老朽化、敷地内の荒廃が顕著となっていることから、同敷地内の建物の早期解体撤去の要望書を一部事務組合に提出し、現在に至っております。

病院組合では、同跡地に隣接する旧院長官舎跡地の売却と、その後の旧病院棟施設の解体を含めた事業計画について、８月の一部事務組合全体協議会において承認を受けたことから、10月22日、公有財産売却に係る一般競争入札を実施いたしましたが、この入札は不調となったため、再入札を執行する予定と伺っております。

これに加えまして、この売却の前に、南伊豆町としての敷地に関する提案は一部事務組合のほうにしてあります。この件は既に全員協議会で議会のほうにも説明していると思います。

このような中で町は、地方創生に伴う広域連携事業として、同病院敷地及び健康学園跡地を活用した日本版のＣＣＲＣ事業を推進することとして、病院組合からも承諾を得た上で、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事業分、いわゆる地方創生交付金広域連携上乗せ分を活用し、アクティブシニアへのヘルスアップ・ステイ及び広域連携による日本版ＣＣＲＣ事業の展開の場として活用するため、計画の策定に着手したところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　このＣＣＲＣ、一定期間、お試し事業をするという話がありました。昨日の一般質問の中で、この居住権付一般高齢者住宅という話がございましたけれども、その居住権付高齢者住宅というものは、今、答弁で特別に言われたわけですけれども、そういうものをつくっていきたいのか、そうであるとすれば、このサービス付き高齢者住宅というものの内容等をお伺いしたいと思いますが。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　ＣＣＲＣの全体的事業の中には、いわゆるサ高住、いわゆる高齢者のサービス付き住宅というか、そういうものも含まれるということです。このサ高住の場合は、いわゆる住所地特例が適用されるということで、地元自治体に負担が生じないというようなこともあります。それ以外にもＣＣＲＣ事業の中でいろいろと検討しているわけでありますが、詳しいことは担当課長のほうから説明させます。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

日本版ＣＣＲＣでございますけれども、弓ヶ浜地域で展開したいと考えておりますのは、

先ほどから出てまいっておりますサ高住、サービス付き高齢者住宅の建設、さらにその中に、そのスペースだけではなく、もう単純に南伊豆町にお試し移住をしてみたい方の居住スペース、そういったものも取り入れていきたいと思っております。

また、特別養護老人ホームのほうも加納にできてまいりますけれども、その際に、70人、80人のヘルパーの確保も必要になってまいりますので、そういった方々の居住スペース、そういったものから、できることであれば、その方たちが新たなヘルパー技術を学んでいけるような学術・学習スペース、そういったものも含んだ上での地域ということで、一部事務組合の土地に加えまして、杉並区の健康学園跡地ですね、こういったものもお借りした上で、３ヘクタールから４ヘクタールの広い面積での開発を考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　大体わかりましたけれども、このサービス付き高齢者向け住宅という形は、これはよくほかのところで調べた場合、市町村が、あるいは自治体がサ高住をやっているという話は聞いたことがないんです。それで、民間がやっているという話は聞いているんですけれども、そうした場合、住所特例が使えるのかどうかと。そういうものをまた考えていかないとおかしくなってくるんではないかなと。サ高住、サービス付き高齢者住宅をつくった場合、住所特例を考えておかないことにはまたおかしな形になってくると思いますが、それについての考えはどうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

これは、いわゆる特養の関係で厚労省へ行ったときに、特別養護老人ホームの住所地特例、そしてさらに、後期高齢者になったときにこれは住所地特例の適用がなくなるという、長期に施設に入っていた場合、それも住所地特例オーケーだよというような法律改正をしてくれるという話で、それが現実になりました。

それと、さらにそのときに厚労省のほうから話があったのは、いわゆるサ高住にも住所地特例を適用いたしますと。これは、民間であろうが何であろうが。

そして、私たちが今考えているＣＣＲＣ事業の中で、我々が、南伊豆町がＣＣＲＣの中にいわゆるサ高住をつくるという発想ではございません。詳しいことは担当職員から説明させ

ます。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　サ高住について若干補足をさせていただきますとともに、今後の整備についてです。

議員おっしゃったように、公設の公営のサ高住というのは私も聞いたことはございません。サ高住は、恐らく厚生労働省ではなくて国土交通省のほうの所管になりますかね。ほとんど株式会社がやっていられると思います。賀茂圏域にはサ高住はないと思います。一番、議員が懸念されているところで、こっちにお住まいになった場合に、住所を持ってきました。そうすると介護保険は南伊豆に加入するのか否かというご質問、当然起きると思います。

従来、27年４月１日だと思いますけれども、法律改正がございまして、町長が申したように、住所地特例の適用になりました。賛否はございました。ですから、仮に東京都何々区の方が、南伊豆町にあるサービス付き高齢者住宅に入居されました。そうすると、入居前の住所地の介護保険のサービスの適用になります。町長が申したような住所地特例制度の適用になりますので、議員等がご心配されるような、介護サービスが、南伊豆がふえて保険料にはね返るのではないかというようなご懸念は、法律改正によりなくなりました。

若干、要は、住所はこっちに来ますので、保険者は向こうになりますから、そうすると、こちらの介護予防の事業とか何かを受けられるのかどうかというのが議論されたことがございますが、その辺も多分通知が来ていると思いましたので、サービスは、住んでいる方も不利益を受けないような格好になるんではないかと思います。

私からは以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議員がご懸念の、いわゆる高齢者が移住することによる地元負担がふえるという問題ですけれども、これに関しても、私たちは今、ＣＣＲＣ事業の中で、杉並区と一緒に連携して、杉並区の高齢者をということで考えております。そういう中で、具体的に杉並区の高齢者が例えばサ高住、それ以外にも移住してきた場合に、例えば地元負担が、ごみとかいろんなことでもふえるわけです。そういうことに対しても、杉並区と今調整をしております。少なくとも南伊豆町に財政負担がふえないような形での、杉並区との、今、そういう日常一般的に発生するいわゆる行政サービスですか、そういうものに対する部分も、杉並区の負担部分とか南伊豆の負担部分とか、そういうことも含めて今検討をしております。

どちらにしても、高齢者が来たから万歳という世界ではないようになるように、少なくとも南伊豆町に高齢者が来て負担がふえてしまったなというようなことは避けるように頑張ります。

またいろいろと、具体的な状況はまだ決まっておりませんから、具体的な内容が決まり次第、また議会にもいろいろと、こういう状況です、こういう状況ですというご報告はしてまいります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　一生懸命やっていただきたいんですが、それで、これまで高齢者住宅について行政がかかわっていないという形があるわけですけれども、では、これをもしやる場合、運営をどうするのかと。基本的には株式会社のところが多いと。要するにこれは、国交省のいう一般住宅、一般の賃貸住宅としての扱いの施設なわけですから、この運営をどういうふうに考えておられるのか、まず基本的にそこを聞いておきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

今回の弓ヶ浜跡地再開発に関しましては、そこの上物ですね、上で展開されている事業ということに関しましては、町立町営ということは今のところ考えてございません。現在、国内で日本版ＣＣＲＣ事業というものを成功させている事業者というものがございます。これも数少ないわけなんですけれども、株式会社でございます。現在、そういったところからの事情聴取も行っている状況でして、今後、現地等も見ていただいたりしながら、その上で、民営的な運営ができていかないかということを事業者さんと調整を始めたところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　はい、わかりました。うまくできてもらって、だけれども、これは住むのはやっぱり人間なわけですよ。杉並区の方がいっぱい来られるという話もいい話なんですけれども、でも、こっちに５年住んでみたけれども、最後まで南伊豆に住みたいという人が出てくると思うんです。それも悪い話ではないと思います。ですが、そういうときにどう

いうふうに町としては考えていくのか。それもきちんとした町民として扱わなきゃいけないわけですから、そういうのもうまく考えておいていただきたいなと思いますが、それについての当局のほうの見解はどうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

今回、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生交付金の広域連携上乗せ型と言われるもので、追加でいただきました約4,700万円の内訳でございますけれども、弓ヶ浜の跡地再開発に係る計画書の策定につきましては、その4,700万円のうち約1,500万円弱、その他の補助金につきましては、項目が何項目かあるんですけれども、まず１つ目として、健康づくり・生きがいづくり・まちづくり参加型長期プログラム開発ということもやってまいります。続きまして、健康指標の策定、広域的な健康ポイント制度の研究事業、３つ目としまして、プログラム参加者が滞在するための施設の掘り起し、これにつきましては、弓ヶ浜を再開発することにあわせて、その他の地域にございます空き家等も掘り起こしまして、そちらにも広域で住んでいただこうということを考えております。

また、プログラム実施のための人材発掘及び育成ということで、特養の件を考えますと、100床程度の特養で80人前後で、移住してくる方の約８割ぐらいのそれのサービスをする方というのがついて回ることになります。すなわち倍ぐらいの人口がついてきますので、その方たちをどう確保していくかということについても、今から年度末までに計画を立ててまいります。そして加えまして、広域に対する広報及びマーケティング調査も実施していきます。

こういった事業を全部合わせて4,700万円弱となっておりまして、これが全部相互にリンクした中で、新たに弓ヶ浜にできていくお試し移住村、ＣＣＲＣ村というものを支えていくとともに、今度30年にできます特別養護老人ホームが、また以前から姥捨て山論というものが何度も出たり消えたりしてまいりました。町内ではございませんでしたけれども、都心では特に活発にされてまいりましたけれども、そういったことが再燃しないように、地域全体の福祉度と申しますか、そういったものを上げていく計画を年度末までにつくっていく予定でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　大体一生懸命やっていただけるという話なんですけれども、こっちに

住んでいる方が出てくるわけですけれども、こちらへ住んでいただいて、５年過ぎたから、あなたは帰って、出ていってくださいよという話ができるのかどうか。あるいはまた、もっと住みたいよという話も出てくるだろうし、そこの株式会社であるサービス付き高齢者住宅を出てでも別のところへ行きたいという話が出てくるのではないかなと思います。そういうものに対してどう考えておられるのかというのを聞きたいわけですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

少なくとも憲法に、住所というか居住の自由というか、それがあるわけで、我々が、５年たったから出ていけということではなくて、我々の施策の中では、ワープステイという考え方は、できれば５年間ぐらい住んで、元気になって杉並へ帰っていただくというのも一つのコンセプトですよと。そして、南伊豆町が気に入ったらそのまま住んでいただくのもコンセプトですということで、我々がそこのところを強制的に帰れとかということはまずあり得ないと思います。そういう流れで今やっていることも事実です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。５年間お試し移住という形がある中で、これは帰れといったって、人間だから帰れないよなとずっと思っていたんです。不思議だなと思ったわけですけれども、それからきちんと住んでいただくと。

その中で、今、課長のほうは、健康ポイント制度という話がございました。昨日の一般質問の中でも、健康マネーをつくっているのが杉並区であるよと。健康マネー制度があって、それをまた南伊豆町でもやってみたいという話もございましたけれども、その健康マネー、健康ポイントの形はどんな形なのか。大体、私も調べてきましたから知っているんですけれども、どんな形なのかを説明していただいて、それを町にどういうふうに発展させていくのかというのをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

健康ポイント制度でございますけれども、杉並区のほうでは既に導入、稼働しておりまして、これにつきましては、地域ボランティアに参加していきますと、参加時間等によりましてポイントがたまっていく形になります。そしてこれを、区内の福祉施設等を活用する場合

に、ポイントによって無料、また半額、そういった形で利用できるといったような仮想マネー制度という形になりまして、今回、この適用を杉並区内、杉並区民の皆様だけにとどまらず、南伊豆町内、南伊豆町民にも適用ができないかということで、今回の創生資金等も使いまして、このポイント制度の開発事業の関係の委託料に約1,000万円程度を投入いたしまして、形に仕切りたい、つまり、稼働できるプログラムにつくり上げたいということで、補正予算のお願いもするところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いいものをつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、町民の下田メディカル病院までのアクセスをどのように考えているかということでございます。やっぱり今、南上、あるいは三坂地区については、メディカルまでの直通バスがないという状況の中で、これを、町民の方がそういう病院に行くときに、どうしても下賀茂で乗りかえなければいけない。それを考えたときに、面倒だからという形で、隣近所のお父さん、あるいはお姉さんをお願いして病院に通っているという形を、私もメディカルに通っているものですから、行くと、どうやって来ましたと聞きますと、何とかさんに連れてきてもらいましたよという話をたくさん聞くわけです。ですから、そうやって考えたときに、こういうメディカル病院までのバスの足がなかなかないという中をどういうふうに考えているのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

平成24年５月の下田メディカルセンターの開院に伴い、同病院での受診に限りますが、町民の負担軽減と早期治療の促進、町民の健康を守り、安心して生活できる環境整備を目的として、南伊豆町高齢者通院バス料金助成事業実施要綱を整備いたしました。同事業では、路線バスを利用した通院に対し、65歳以上の者及びそのつき添い者１名を対象として、バス料金の半額自己負担が１通院1,000円を超えないよう助成するものであります。ご利用者からもご好評をいただいておりますので、今後も事業継続してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　よろしくお願いいたします。うまく考えていただいて、メディカルに行きやすいような状況をつくっていただきたいと思います。

続きまして、産業拠点推進地域についてお伺いいたします。

県の内陸フロンティア推進区域指定を受ける目的、あるいは内容についてお伺いいたします。

これは、産業拠点推進整備という形で、静岡新聞に載っておりました。私も初めて見て、静岡新聞を見て、あ、こんなことをやっているんだという形でわかったわけですけれども、それについてこれからどう考えていくのかと。それで、県のホームページを見ましたら、申請概要調書というものがありました。県のホームページに載っておりました。それで、内陸フロンティア推進区域設置要綱というものも載っておりました。これは私が出してきたんですけれども、こういうものは今、議会に話が一つもなかったなと。こういう地図も出ているわけです。話もしましたけれども、こういう地図があったんですけれども、そういうことについてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

以前、全員協でこの内陸フロンティアの件は、差田の用地を含めてご説明申し上げたと思っておりますが、県内陸フロンティアの指定を受けた区域内に、新たに事業所、工場等を開設しようとする事業体に対しては、用地買収費の５分１程度を県が、また、これに伴って５分の１程度を市町が負担することになり、起業を考えている者にとっては有利な条件と言えると思います。また、中小企業借り入れ金利の補填を県が実施することにもなりますので、指定を受けた自治体にとっても、企業誘致、就業先の確保といった観点からも極めて有効な制度であると考えています。現在、差田町有地において企業誘致計画が進行中でありますので、これを追い風と捉え、指定申請に至ったものであります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　はい、わかりました。あのときは土地の売却だけの話であったものですから、内陸フロンティアまでは考えていませんでしたけれども。

それで、この中で、残りの土地は災害拠点整備地区にすると、災害住宅の用地とするという話がございましたけれども、この残りのところを防災機能のために更地、あるいは平らで住宅用地としていくという形がございましたけれども、では、そこの災害拠点地とするならば、河川にふたをしてあそこを平らにしていく必要があるんではないかなと考えますけれども、それについてはこれからどう考えていく考えなのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

残地につきましても、例えば企業誘致があるなら企業誘致ということも考えております。それと、やっぱり災害のときのヘリのいわゆる着陸というか、場所として非常にいいということを自衛隊のほうで言ってくれております。そういうことも含めて今後検討していくわけでございますが、細かい点に関しましては副町長のほうから答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　副町長。

○副町長（松本恒明君）　お答えいたします。

差田の残地につきましては、たしか９月議会でもお答えしたと記憶しております。上流側の川が蛇行しておりますので、非常に使い勝手が悪いということで、建設課長等と協議しまして、地方創生等でうまいその交付金とか補助制度があれば、ボックスカルバート等で非常に使い勝手をよくしていこうという計画はあるんですが、現状では町単等でなかなか着手できない状態でございますので、そこら辺の状況を見きわめながら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　状況を見きわめながらということは、なかなか難しいという話だと私は解釈したんですけれども、でも、５年以内、あるいは10年以内に、そういう、あそこをボックスカルバートでふたをして整備していったほうがいいんではないかなと。ヘリポート用地については、グラウンドと今回売却する土地の間が、ヘリポートという計画なわけですから、埋め立てていないほうのところをどうやって埋め立てていくのかというものが必要にな

ってこようかと思いますので、それをうまく考えてやっていっていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

新しい過疎計画についてという形で質問させていただきます。

これまでの過疎計画は平成27年度で終わると、現在の過疎計画は終わってしまうと。28年度からのまた５年、あるいは６年、７年度の計画が必要になってこようかと思います。この過疎計画をつくりに当たり、町としてこの過疎計画をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

これまでの過疎計画については、地域の振興が見込まれない過疎地域であり続けることの認容、容認だという議論もございましたが、今後30年を鑑みて、現行のままでは縮小傾向に歯どめがきかない現状にあります。また、中央集権体制は限界を迎え、地方が元気になることで国家の存立が問われているときでもあります。地方の小規模自治体である当町にとっては、過疎債の借り入れは極めて重要な財政運営の礎となるものでありますので、綿密な庁内調整を進め、精度の高い過疎計画を策定するとともに、総合戦略との整合性を図りながら地方創生に取り組んでまいりたい、このように考えている次第であります。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　一生懸命それでやって、過疎計画で町をよくしたいという形がございますけれども、全体の過疎計画についてのときは、これは６月、要するに次年度から始まる、前年の６月、７月、８月、それで９月議会で過疎計画は可決しているわけですよ。６月に説明会をやって、議会に７月もやって、それで９月議会で議決しているわけですよ、過疎計画を。次年度のものをね。

ですから、そうやって考えたときに、今回、今、12月議会で、過疎計画の概要等、あるいは議員さんから、この過疎計画についてどう思うかという話の全員協等もまだないというふうな形を考えたときに、この過疎計画をどうやって考えていくのか。それはまた近いうちにやっていく必要があろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

現在のところは、健康福祉センターの建設、今般もいろいろお願いしていることがございますが、ジャングルパーク跡地再生を柱としておりますが、既存計画のローリングを進めるとともに、地方移住に関する項目等の充実についても検討しております。

また、現在事業を進めております再生可能エネルギーの利活用、低炭素社会の実現等に関連し、次年度以降に新たな事業も見込まれることから、適時変更協議を進めながら同計画を策定してまいります。

いわゆる具体的な変更等が、ローリング内容がわかった段階で、議会のほうにもご説明を申し上げたいと思います。ご了承ください。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

過疎計画の28年度以降５年版の確定に当たりましては、申しわけございません、若干編集作業に時間がかかっておりまして、と申しますのも、本年につきましては、総合戦略の策定、また低炭素社会実現事業のプランニングの稼働、また石廊崎等の調整もろもろあったものでございますから、そういったこと、また、当然のことながら地熱関係のことも動いております。そういったものに加えまして、各課の今後やっていくべき施策のヒアリングも、実際のところ、11月には町長ヒアリングは行ったところなんですけれども、ある程度活字にしたものを、これから年をまたいで県庁のほうに、ヒアリングと申しますか、これが過疎債等の適合になる内容のものであるかというヒアリングの時間をまた若干置かなければなりません。

その中で、県のほうは、集落機能の集約化といったものに重きを置くことと。過疎地域の中にあっても、人口密度を部分的にどう上げていくかに重きを置きなさいということなんですが、これについては、またその地域内にあっての辺地の切り捨てにもなりませんので、微妙な部分がございまして、調査に時間がかかるかと思います。

したがいまして、決定、可決のお願いは、３月議会というぎりぎりのところになってこようかと思います。ただ、最終版を３月議会で可決くださいでは、ちょっとお話にならないものでございますから、この間、１月から３月議会までの間でどのように皆様のほうに中間報告をしていくかといったことも考えて進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　今、企画調整課の中は大変忙しいのは承知しているわけですけれども、前回平成22年のときは、やっぱり９月議会で次年度の過疎計画を議決する前の５月から６月、７月という形で、県のヒアリングを受けながらやってきたという形がございました。ですから、そうやって、ほかの議員さんもいっぱいおられると、いい提案等もあると思うものですから、そういうものも一緒に受けながら、いい過疎計画をつくっていただきたいなと思いますので、県のヒアリングでこれは過疎計画に入るか入らないかという問題よりは、まず、町はこういう形でやりたいんだという形の中でやっていったほうがいいと思いますが、そういうものを12月中にやるのか、あるいは１月の頭にやるのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

本年度につきましては、過疎計画という名前ではございませんでしたけれども、総合戦略策定の件で百人委員会等もつくらせていただいた中で、住民の皆様の声も、どういうことをやっていきたいといった思いもいただきながら進んでおる状況です。

実際のところ、過疎計画の28年度版の策定につきましては、５月ぐらいから係のほうではいろいろな準備を始めていたところではございますけれども、やはり何にしましても、ことしについては特に総合戦略策定の件が大きなことでございましたので、それに内容を合わせていくということも必要でして、なおかつ、それを県に上げた上で、県と今度は国のほうが過疎債を各県に割り当てる関係のヒアリングもございますので、そういった調整も踏まなければなりませんで、ことしについてはちょっと後半に流れてしまったところでございます。申しわけございませんでした。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　忙しいのはわかりますけれども、大変ですけれども、お願いいたしますけれども、今、話の中で、ワークショップ、あるいは百人委員会のものをうまく活用していきたいという話がございましたけれども、では、百人委員会では、まず回数はどのくらいで、どんなことを話されてきたのか。あとそれで、百人委員会の結果、内容も過疎計画に入れていくという話でございますけれども、内容等をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

百人委員会については、現在２回ほど終了しておりまして、次の回は12月５日ですかね、

この土曜日に開催を予定しているところでございます。

１回目につきましては、東京大学の大学院名誉教授、大森彌先生の、地方自治、地域の生き残りに関する講和をいただいた形で、町制施行60周年記念式典にあわせて実施させていただきました。百人委員の委嘱もその日に行ったところでございます。

２回目につきましては、11月に開催しておりますけれども、この際には、６つ程度のワーキンググループに分かれまして、観光、福祉、総合的な地域づくりといったような話題を各ワーキンググループが持った中で、どのようなことを具体化していきたいのかということをワークショップ形式で１回、勉強会を開催させていただきました。さらに12月５日には、その結果等も踏まえた上で第２回目を開催する予定でございまして、その件の吸い上げといいますか、そういったことも過疎債に反映させていくことで考えておりますので、申しわけございませんが、少しずつ後ろにタイムテーブルが流れていっている状態でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　実質、12月５日で２回目という形になろうかなと思いますけれども、それでやっていくとどんどんおくれていくわけで、そういうのは、百人委員会でいいものはどんどん上げていくと、また、議員さんの中からも話が出てきて、そういうものがあったという形でやっていったほうが、本当にいいものが、課長、あるいは当局のほうから見るといいものだと思っていても、また人が見るメニューとは、こういうものが足らなかったというものがあるかもしれませんので、そういうものをうまくやっていただいて、過疎計画を、これから５年間のものですから、これはやっぱり町の財政も絡んでくるものですから、これで財政が絡まるということは大変いいものですから、それをうまく考えて、過疎計画のほうも考えておいたほうが、この創生総合戦略についてもうまく活用できるんではないかなと。要するに、過疎計画をうまく出すことによって、まち・ひと・しごと創生総合戦略もきちんとうまく回っていくんではないかなと思いますので、過疎計画もいいものを、議会と一緒に、あるいは百人委員会、町民の皆さんと一緒に過疎計画をつくる必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、町内インフラ整備についてでございます。

町内の国・県道の整備計画をどう考えておられるのかと。また、町道にかかる橋梁等の長寿命化計画の状況という形でまずお伺いいたしますけれども、道路、町道については、立木

が大分障害になってきているんではないかなと。こういうものをどういうふうに整備していく考えがあるのか。

また、伊浜の通行どめに今なっている状況でございますけれども、そこについてもどういうふうに考えてこれから整備していくのかをお伺いいたします。

時間もないものですから、もう一つ、情報・通信回線の向上に向けた取り組みという形でございますけれども、昨日の一般質問でも光ファイバーの話がございました。約10億円ぐらいかかるんではないかなという話がございましたけれども、その中に、やっぱり若い世代、50代ぐらいまでの、あるいは60代の頭ぐらいまでは、ネット環境でやっぱり商売したいという方も、定住で来たいという方もおられます。そういうことを考えたときに、この光ファイバー整備は大変必要かなと思いますし、どうやって町としてＮＴＴ西日本に協力していけるのか、どういうふうに考えておられるのか、そこについてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

現状における道路整備事業につきましては、国道では136号線青市新井沢橋かけかえ事業、県道では波勝崎線・下田石廊松崎線・手石湊線道路拡幅事業、弓ヶ浜大橋耐震補強事業となります。町道では、石井区内14号線及び７号線の道路拡幅事業、宇留井大橋修繕及び落橋防止事業、橋梁の修繕事業、石廊崎線登山道防災事業などが主な事業となっております。道路に関するインフラ整備に関しましては、各地区からの要望を踏まえ、財政状況や費用対効果を鑑みながら町民の安全安心な道路整備に努めてまいります。

また、立木と伊浜の件に関しましては担当課長から答弁させます。

町では、また橋梁については、２メートル以上の道路橋244橋の長寿命化を図るため、平成24年度には橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。同計画では、橋梁の重要度に応じて、修繕を行い長寿命化を図るグループと、損傷が深刻化した時点で新たにかけかえるグループに分けており、修繕グループの橋梁については、事業費の平準化を含め、実施計画を策定いたしました。また、進捗状況につきましては、平成26年から２カ年で宇留井大橋の補修を実施し、平成27年度では中木おみや橋の補修及び町内３橋の塗装修繕を実施するなど、同計画に沿って実施しております。

今後も、本年度より本格的に実施した橋梁点検結果を同計画に反映させるとともに、計画的かつ効果的な長寿命化対策を推進してまいります。

光ファイバーについてでございますが、情報通信、電話、ネットなどの回線につきましては、全国レベルであれば、光ケーブルで100メガバイトの確保が通常となってきております。今現在、当町では、光ケーブルの敷設はなく、ＡＤＳＬ回線で１メガバイトの確保が限界の状況であります。通信速度が速く、安定していることが重要でありますが、町内全域の光ケーブルの敷設工事には約５億円から10億円が必要となります。また、敷設完了後においても、年に1,000万を超える経費を要し、10年後の敷設がえまで考えた場合には、3,000万から4,000万程度の基金積み立てが必要とされております。

このような莫大な事業費では、現状における町財政で耐えうる金額ではありません。このようなことから、事業者が独自事業として展開する可能性があれば、町といたしましては、国・県補助金の活用等により、初期投資による負担金については対応してまいりたい、このように考えているところであります。

あとは担当課長にお答えさせます。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

伊浜線の通行どめに関して、ちょっと長期にわたって伊浜区の住民の方に迷惑をかけていることを大変申しわけなく思っております。通行どめの解除の予定は、12月10日ぐらいをめどに考えております。それで、今後、伊浜線に関しまして、今、のり面が崩壊している状況です。それの補修及び、道路のつけかえまでいかないんですけれども、カーブをショートカットして真っすぐな道にするような計画は今つくっております。来年度に詳細設計をかける予定ではおります。

続きまして、立木の問題なんですけれども、来年も含めて予算を計上しております。区からやっぱり要望がありましたら対応する準備はしてありますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時３１分

再開　午前１０時４５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　渡　邉　　哲　君

○議長（稲葉勝男君）　２番議員、渡邉哲君の質問を許可いたします。

渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　教育基本法第１条、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

４月から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、平成27年度から30年度、南伊豆町教育大綱が他の市町に先駆け９月に策定されました。特に教育委員長と教育長の一本化、教育長へのチェック機能の強化、会議の透明化、また、総合教育会議を設置し、より首長が教育行政にかかわりを深め、大綱を策定することになります。このことにより一層教育行政の向上が図られることとありますが、町長の教育に対する思いをお聞かせください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

今年度から総合教育会議の制度が適用され、自治体の長と教育委員が一堂に会し、教育行政において重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行うことが可能となりました。首長と教育委員が情報を共有し共通認識を持つことにより、教育に関する諸問題に対し迅速かつ的確に対処できるようになったことと確信しております。

今までは、やはり教育は四権分立の中でいわゆる独立性を保って、行政からの口出しというのは余りはばかられたということがありましたけれども、今回はそういう流れになっています。

その成果として南伊豆町教育大綱の策定が挙げられます。この教育大綱については、先般の議員全員協議会の場において議員各位にご披露させていただいたところであります。「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む」という目標実現のため、強い南伊豆っ子の育成、誰もが

いつでも学べる社会、社会変化への対応の３本柱を定め、これに基づき各種施策を遂行してまいります。

詳細な施策につきましては「平成27年度南伊豆町の教育」に記述されており、教育大綱では大枠の説明、「南伊豆町の教育」では詳細説明という２段構えのものとなっております。詳細な施策等は年度ごとで更新が必要となるため、「南伊豆町の教育」については毎年作成いたしますが、教育大綱は平成30年度まで変更はございません。

今後は、教育大綱を指針とし、町の教育行政をより豊かな方向に導いていきたい、このように考えている次第でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　私が申すまでもなく、国家の根幹は教育でございます。そして、この地方創生に際しても、もっともっと教育の問題を取り上げて論議をしたほうがいいという、そういう意見もございます。

その中で、南伊豆町教育委員会自己点検、評価報告書の点検・評価への学識経験者の知見について、このことに私は注目をいたしました。ということは、学識経験者の方々が、より一層教育を向上していただくためにこういうことをお願いしますよという、教育行政にかかわる部署の方々に、これはもうもちろんご意見として言ったことだと思います。

その中で、まず最初に、教育委員会委員の役割が一般町民の皆様によく理解されていない。委員は教育行政に多大な権限を持っているが、委員は非常勤であるがゆえ、事務局案を追認せざるを得ないところがあります。委員会の活動を通じて、今後どのような、町民の皆様に情報発信をしていくのかとありますが、そのことについてお答えを願います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

南伊豆町教育委員会点検・評価に関する有識者委員会設置要綱に基づきまして、点検・評価を実施いたしております。点検内容のうち、教育委員会の活動、そのうちの会議の公開、保護者や地域住民への情報発信と、この点についてのご質問であろうかと思いますが、ご指摘のとおり、教育長を除きまして教育委員は非常勤でございます。事務局側の提案内容、これを委員会の時間内でなかなか掌握し切れない、こういったケースも危惧されることから、案件によりましては、事前に審議内容を各委員に配付して、見てきていただくと、そういう

ことの中で説明、相談等を行ってやっているわけです。

また、情報発信につきましては、毎月開催しています教育委員会、これを傍聴できます。あるいは会議録もあります。こういった公開も可能でございます。また、委員の活動内容等につきましては、今後、広報紙、またホームページ、これで広く町民の皆様に周知するとともに、ご理解を得られるよう努めてまいりたいと思っています。

なお、教育委員会の点検・評価の内容につきましては、もう既に委員の皆様の報告、あるいはホームページ、こういう形で掲載しているわけですが、このような場で有識者の知見を広く知っていただくと、こういうことは、教委の活動内容をご理解いただく上でも、大変、一つの情報発信の機会としてありがたいことであると存じております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　既にやっているんですか。知りませんでした。勉強不足でございます。なかなか、教育長、私も、そう言ってはなんですが、議員になって、こういうものができたって、初めて読ませていただきました。そんなものでございます、町民は。

その中で、余計なことはさておいて、２番目ですけれども、教職員の多忙化が全国的に問題視されております。教職員のメンタルヘルスにも細心の注意を払い、健全なる教育行政運営がなされるように望むものであるとありますが、この件についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

教育委員会が管理、執行する事務についての中のご指摘であるかと思います。町内の学校におきましては、例外もなく、教職員の多忙化はあると認識しております。これも、業務量が増加している、それから教員数が少ないということもありまして、全国的な問題でもある、このメンタル面での体調を崩す教職員、これがおります。見受けられます。スクールカウンセラーなども相談に応ずるなどして対応に現在やっておりますが、やっぱり多忙から来るメンタル面での多忙感というんでしょうか、ほとんどの教員が持っているものと思っております。

学校は、小規模校であっても、教壇での授業、こればかりでなくて、その準備、振り返りのための教材研究、あるいはまた生徒指導、また保護者への対応だとか、中学ではさらに部

活動指導等々、業務は非常に多岐にわたっております。少しでも先生方の本来の仕事、すなわち明日の授業への万全なる教材研究、あるいは子供とじっくりと向き合える時間を確保してあげたい、こういうためにも、教職員の多忙化を解消するための仕組みづくり、これを今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　お伺いしますけれども、先生方は、夏休みは休みではないんですか。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

休みではありません。子供が休みです。教職員は一般の皆さんと同じでございます。研修等に一生懸命頑張っております。特殊な仕事です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　休みはないんですか、夏休みは。でもやっぱり夏休みの半分ぐらいは、先ほど教育長がお答えになったように、リラックスしてリフレッシュする休みをつくってやってください、今度は。お願いいたします。

次に、保育、幼稚園教育については、施設運営のさらなる向上を目指し、臨時保育教員のスキルアップのための教育支援をお願いしたい。また、賃金等の処遇については最大限の改善を求むものであるとありますが、この件についてお答えを願います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

教育委員会が管理、執行を教育長に委任する、この事務のことだと思います。その中で、保育、幼稚園教育についてのご指摘でございます。

現在の臨時保育・教育、これのスキルアップのための研修等は、正規職員と同様に受講させております。よりよい幼児教育実現のため、今言った研修事項のほかに、定期的な職員会議等で情報共有を図っております。

なお、今後、小中学校では行っているわけですが、町教委指定の研究指定校というのが毎年ございます。やっているわけですが、この制度をこども園のほうまで拡大していこうかなと、こういう考えも持っております。

賃金等の処遇に関しましては、平成26年度に見直しを行いまして、保育士の資格のある臨時職員の賃金改善を図ってまいりました。ただ、臨時保育教諭、現在、こういう認定こども園では、臨時保育と教諭と２つの免許があるわけですが、これにつきましては、財政的な制約もございまして、十分な対応とは現在まいりませんが、今後、他市町の状況等も確認しながら対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　町長にお伺いしたいんですが、臨時職員の件です。私の知り合いにもいました。保育園、10年間臨時職員、やっと本採用になれたと。10年間は長いですよ。そして、やっぱり自分の仕事が、仕事というか生活が安定しないと、いい教育はできませんよね。その辺でまず町長にお伺いをします。

財政難はわかりますが、国家の根幹は教育でございます。その辺を鑑み、これはもうお金のほうの執行者ですから、町長、その辺、答弁願いたいと思いますけれども。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、教育は国家百年の大計という言葉がございます。すごく大事だろうと、人材を育成していくということは大事なことであると。その中で教職員の質というものは、非常に重要なスキルというか、そういうものになってこようかとは思います。

ただ、今、少なくとも、県のほうでも、これは教育指導主事等の問題になりますが、今までこういう過疎地域というか、そういうところへは１名ずつ県が配置してくれていたんですけれども、今後、県のほうでそれを引き上げるというような流れも出てきております。非常に行財政というか、そういう部分で教育に対する財政的なものの制約が、国、県と来ている。これは本来、余りよくないなと私も思います。できる限り町でもその辺のところを努力しながら、なるべく臨時でないような形をつくっていきたいとは思いますが、議員もご承知のように、非常に財政が厳しいということはご承知のことと思いますもので、少しずつこれを改善していく方向で検討させていただきたい、このようにお答えいたします。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　教育長、同じ質問でございます。町長はああいうふうに言っていますけれども、もしかしたら教育長の意見が違うかもしれない。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　私のほうからお答えいたします。

少子高齢化が一段と進む中で、地域の連帯意識も薄くなっていく。そういう中で、人口減少が心配されている。きのうも漆田議員の中の答弁にもございましたけれども、地方創生を教育からやっぱり担っていく、これのあり方が非常に求められている時代になりました。私もそういう立場から、非常に、国家百年の計ではない、教育は、本当に100年先を見越して、この町の子供たちがやがてはつくる時代が来る。これを前提にしていない限り、子供の人材育成も、先行投資ということになろうかと思いますが、ぜひ力を入れていきたいと。ただ、先立つ予算面も十分考えながら、町長が言っておりましたが、それを考えながら、できることからやっていきたいと、これが私の願いであります。まちづくりは人づくり、人づくりはまず子供、子供を育てるのは教師である。資質向上を図るために全力で私も教育行政で頑張っていきたいと思っています。

子供たちがふるさとへやっぱり帰ってきたい、ふるさとが大事、ふるさとへ帰ってきたいけれども場所がない、でも、それでもやっぱり頑張れる子、百人委員会も４年生以上から参加しております。先日は南上小でやっていただいたようです。非常にありがたいことです。そういうことで、ふるさとを大事にする子、そういう人づくりを教育大綱でも全面にうたっていますので、教育長の立場としてもアップしてきた。行政側、町当局とも連携しながらひとつ頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　町長にも教育長にもお伺いをいたしましたけれども、やっぱり、ちょっとこんなことを言っていいのか悪いのかわかりませんが、あえて言います。南伊豆の予算というのが、消防費より、教育長、教育費のほうが少ない。このことに関しては、私は、前々からおかしい。それで、これ以上、これからは、より、首長、町長と教育委員会との話し合いができるわけでございますから、課長、遠慮しちゃだめだよ。もっと金くれと、未来を担う子供たちのために使うんだと、お金をくださいと、これはぜひ私は要求してしかるべきだと思います。

そういうことで、次に移らせていただきます。

社会教育全般に関し、高齢化、生涯学習社会という流れの中で事業内容が求められているが、現実は、職員不足により十分ではない。社会教育担当職員においては代休取得もままならないことから、担当職員の増員を期待するとともに、全て正規の職員で対応することをお願いしますとありますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

これは教育委員会が管理、執行を教育長に委任する事務の中の、社会教育全般についてのご指摘でございます。高齢者対象の事業につきましては、健康福祉課、これが中心となって事業を実施しており、教育委員会が実施しているものは、例えばウォーキングイベント、あるいは文化的講演会、文化協会、体育協会の加盟団体への支援等がございます。

教育委員会で実施している事業でございますが、高齢者対象の事業に限らず、事業の大半は土曜日と日曜日に実施しているのが現実です。休日出勤ということになり、平日に休暇を取得する勤務日の振りかえ、これで対応することになりますけれども、実際、月曜から金曜日には、一般的な事務、あるいはイベントの準備等々で、土日に事業を実施する形と具体的にはなっていますので、平日はなかなか、業務を行いながら休暇をとるということは難しい。職員にとって、その分負担が大きくなっていると、このように思われる。

ましてや、この大きな事業を教育委員会が組むとなると、局員全体で対応していることになりますが、今後は、例えば、できるものなら民間委託、あるいは社会教育事業の充実のために、体育協会とか、あるいは文化協会と、こう組織がございますが、こういった各団体に対し、例えば知識経験を有する社会教育主事、こういう人が指導、助言を行ったりしながら、団体の核となる人材を育成してほしいと。そしてその団体が、自主事業といいましょうか、あるいは主催を持つと、主催イベントを奨励していく。そういうことで、自立した組織づくりを一つはしていただければ、成人、高齢者の社会教育活動の改革を少し進めていくことができ、それが必要であると、このように考えているわけです。

とは言いながらも、町の社会教育の充実、文化の振興でございますので、やっぱり町が直接関与しなければならない町主催の事業、これは必要でございます。今後も、生涯学習の対象である子供から高齢者まで全ての町民、これは先ほど言いましたように、教育大綱の中にも、誰もがいつでも学べる社会、これを実現するために、教育委員会の人員数、それから量的にもいいかどうか、質的にもどうか、やはりこの点について厳しい状況ではあるわけです。

でございまして、したがいまして、職員の増員、正規職員の配置、これは望むところでございますが、私どもも、町職員の定員管理、また人事に関することでもございますので、全体の調整も必要であるということから、さらなる協議を今後も重ねていく必要があろうか、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　町長、教育長はあのようにお答えをいただきましたけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

社会教育全体に対し、高齢化、生涯学習社会という流れの中でということで、担当職員の増員をお願いするとともに、全て正規の職員で対応することを求められるとありますがと、これはどういうところから出ているのですか。

〔「知見からです」と言う人あり」〕

○町長（梅本和熙君）　知見というと。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　町長、この26年度、私はこれを読みました。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　実際問題、いろいろな意味で、職員の過重労働というか、そういうことはいろいろ出てきていると思います。これは教育委員会だけではなくて、今、一般職員のほうにも非常に代休とかそういうことをお願いするような状況の流れの中で、今職務をしております。

よく町民の方々は、公務員の人たちは大分ゆっくり仕事しているとかというような感覚をお持ちでしょうけれども、今、私がこう中で見ている限り、職員の方たちは一生懸命働いていると。それで、土日も何かイベントなどにも参加していると。これはあくまでも財政的な問題がありまして、我々も、なるべく代休をとってくださいと、賃金ではなくて代休でとい

うようなお願いもしているわけであります。

そういう中で、今後、どのようにこのようなことを解消していくかというのは、やはり最終的には町自体が財政力をアップしていくしかないんではないかと。これは、今の状況の中で、やはり財政がないところでは、お互いに頑張り合いながら財政力を上げていく。その中で、全体的にいい労働環境というか、ワーク・ライフ・バランスですか、そういう感じのものをつくり上げていくことができるのではないかなと私は考えています。

一応、そのような形で、今後も、何しろ労働条件をよくしていくということに関してはいろいろと頑張っていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　特に最近では、いろんなイベントの中で町の職員の皆さんが頑張っている姿を以前より拝見するようになりました。というと、それを見た町民は何を思うか、町長。では、職員がやっているんだから俺たちもやるぞという気になるんですね、町民としたら。とにかく町の行政に携わる役場の皆さんというのは町民の糧ですから、役場の皆さんがいなければ、よりよい行政をやってくれなければ、我々は生活はできません。そういった中で、本当にそういうことを見ると、我々は力強い思いがします。今後ともより一層の頑張りをお願いいたします。

それで、これも知見の中のことですが、町長は最近、先生方とのミニ集会をやっているということでございますよね。それで、それがすごく評価されているというか、評判がいい、今後ともぜひ続けていただきたいという誰かの意見があったそうです。そのことについて、町長、どういう思いなのかお聞かせ願えますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　いろいろと職員を評価していただきましてありがとうございます。

このボランティア的なことに関しましては、やっぱり町民の皆さんも参加してくださっているし、いろんな意味でいろいろいい評価が出ております。

ただ、やはり皆さん、余り長くやると疲弊していくとかいろんなことがあります。今回もウルトラマラソンに関しては大分いい評価が出ました。18のエイドがありまして、そこにいる皆さんが非常に頑張っていたと。ウルトラマラソンに参加した人たちが、そのような話を

物すごくフェイスブックとかいろんな中で評価してくださっております。これは非常にありがたいことですが、やはり職員も住民も、余りボランティア、ボランティアというのは疲弊していくなと。これに対するどういう形を考えていったらいいのかなということは、今、非常に課題となっております。特に夜桜流れ星なんかもそういうことで、またいいアイデアがあったらその件はお知らせください。

そして、質問の件ですけれども、私は就任以来、「いつでもどこでもミニ集会」ということをやっております。これはどういうことかというと、やっぱり政治というか行政を行う上でどのように自分が情報を共有するか、町民の皆さんと共有していくかということを考えたときに、やはり大勢の会合、たくさんの人たち、例えば30人、50人とか100人とかというようなたくさんの人が参加する会合で、私たちが一方的に例えばしゃべって終わりというか、話をして終わりという形だと、どうしても情報が一方的に流れるだけですね。そういう形の中で、このミニ集会というのは、やはり町民一人一人の情報を聞くことができる。非常にいいなと。

そして、特に私は教育に関しては、非常に今まで、この議員をやっているときもそうですが、私は首長になってからもそうですが、一歩引いていたところがありました。ということは、先ほども言ったように、教育というのは四権分立という考え方が昔からあったわけです。いわゆる三権の中で、やはり四権というのは、教育だけは独立していると、政治が教育の世界に絡んでものを言ってはいけないというか、結構そういう意味では神聖な部分が教育の世界の中にあったのかと思います。

ただ、今度の教育委員会の改革等を考えていますと、やはり行政もそこへものを言っていくのが必要なのかなという感じがいたしました。いろんな意味で意見を言い合うという形が必要なのかなと。

昨年度実施した町内の各小中学校の校長、教頭とのこのミニ集会では、全国一斉の学力テスト調査の結果を受けて、児童や生徒の学力向上の取り組みなどについて意見交換をさせていただきました。非常にこれは県知事のいろんな意見がありまして、センセーショナルな、当時、そういう形が報道の中でもいろいろあったわけですけれども、それに対する、どういう考え方を私が持ったらいいのか、成績の公表とかそういうことに対して。教育長ともいろいろそういうことは話しながら進めてきたわけです。

そういう中で、私自身が、やはり成績を公表するのがいいのか、公表しないのがいいのか、そういうことを判断する一つの情報として、先生たちの意見も聞いてみたかったというのが

あります。そういう形で、教育現場からの生の声を聞いて、町の教育に対する、私たちの教育に対する思いをも伝えていくという、そういう意味ではお互いに有意義なものがあったかなと思います。

今後もいろいろと「いつでもどこでもミニ集会」みたいなことは先生たちともやっていきたいんですけれども、やはり先ほどからいろいろ話があるように、先生たちも非常に多忙です。やりましょうよと言っても、なかなか先生たちも時間がとれませんとか、やっぱり特に、管理職の校長先生とか教頭先生までぐらいなら何とかなっても、一般教員というのは非常に大変な思いをしていて、なかなか時間がとれないというのが実情です。本当はその一般教員の方とか保育園の先生たちともやっているわけですけれども、そういう形を今後も進めていきたいなと。そしてその中で、やはり先ほどから議員がおっしゃっているように、教育は国家百年の大計であると、人材育成していくことがこの国の将来につながるというものの考え方は、私も賛成ですし、その方向性というのはつくっていきたいと思います。

今後も教育委員会とかこども園とか小中学校との情報を共有し、まさに一丸となって、町の未来を担う子供たちを育てていきたい、そのような地方行政のあり方、教育委員会にもお互い一緒にそのような子供の教育の仕方をしていこうという、教育環境というか、そういうものをつくり上げていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　ここで、町長、教育長、私の意見が一致したわけでございます。三位一体として。

それから、通告書にはございませんけれども、１点だけ、議長、よろしいですか。

○議長（稲葉勝男君）　どうぞ。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　ありがとうございます。

認定こども園の小さい子がいますよね。なおかつ、その認定こども園に預けていないお母さんたち、どういう事情でか深くは聞きませんでしたけれども、そういう子供たちを遊ばせる公園がないと、南伊豆には。やっぱり小学校だと大きいんですって、遊具が。それで合わない。そして、一部、あそこにもありますよね、ふるさと公園。あそこもちょっと少ないし合わない。それで、何かあそこは制約があるみたいですよね。

そういった中で、ちょっと担当の職員には、課長、言わせていただきましたけれども、こども園の開放であるとか、また、過去には保育園、幼稚園があった空き地がありますので、ぜひそういった小さい子供を遊ばせる公園、それをつくっていただきたいとお願いします。町長にお願い。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

確かによくその話も聞きます。今後、いわゆる町有地というか、町の持っている町有地ですね、その中にそういう場所に適したところがある場合は、いろいろと検討していくようにいたします。

やはり子育て世代の人たちが安心して子育てができるということは、非常に大切なことで、今、少子化が叫ばれている、そして特殊出生率が叫ばれている。南伊豆町は1.57という特殊出生率を持っているわけですが、これでは本来の形ではないと。本来は2.07だと。国が提唱しているように、2.07、非常に高い数値目標でありますが、本当はその数値目標を達成するためにも、そういう教育環境というか子育て環境、これは充実させていかなければならないということは常々考えております。

ただ、これは本当に議員に怒られてしまうかもわかりませんが、やはり財政とかいろいろな問題が絡む中で、その辺もいろいろと勘案しながらやっていくわけであります。いわゆる行政というのは、例えば財源をどのように用意するか、例えば福祉に係る財源というのはもうリターンがないんです。一応そういうことで考えております。なるべくその辺を一生懸命努力するようにいたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

子供の小さい子の遊び場の件につきましては、前回の議会でたしか横嶋議員でしたかね、から質問の中で、やはり要望という形で上がってきたかと思いますが、その件について、南伊豆認定こども園の園庭につきまして、休園となっている日曜日、祭日等、そちらのほうの開放に向けて今検討を進めているという状況にございますもので、そちらのほうだけ、一応情報提供ということでお知らせをいたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　いろんな事情がございますから、全てができるというわけにはいかないと思うんです。でもやっぱりそういう一つ一つ、例えば遊具が１つふえたとか、町長ね、それで前向きだという見方をするんですよ、町民は。１つふえたことでも。だから全てを整えるというのではなくて、先ほども課長の答弁がありましたけれども、それも一つの前進なんですよね。そういうことを町民としたら期待するわけです。いいんです、まず１つで。よろしくお願いします。

長々とご答弁をいただき、ありがとうございました。

教育行政にかかわる皆さんは、本当にこれからの子育てのことで大変だと思います。特に、私は区長のときに、教育長、入学式へ行きました。あの１年生と６年生の差、あれが６年たつとあれだけになるんですよ。その教育のすばらしさ、あれはおっぽかしておいたらなりませんよね。だからそういうことを見ると、やっぱりその思いがありますよね。

私はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君の質問を終わります。

ここで議事日程上、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時２６分

再開　午後　１時００分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（稲葉勝男君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、通告に従い、私は、南伊豆町住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず第１は、ＣＣＲＣ構想、横文字ですけれども、コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティ、地方創生戦略の一つの目玉の事業でありますが、この問題については、これまで地方創生の概念、全体像について、考え方について２回ほど、何回も質問を行ってきましたが、特にこの構想について詳しく説明をいただいたのはつい11月25日でしたけれども、改めて、私自身もそうだし、町民の皆さんに知ってもらうという意味も含めて質問を行います。

まず、地方創生に、今、申請の事業、構想、計画を進めているということでありますけれども、町長就任早々から、ワープステイ、あるいはお試し移住等々の話をしておりました。もちろんこれは、全国の町長会、あるいは国がその場でさまざまな提案をして、施策を進める上で先行してやってきた中で、そういうことを言ってきたと思うんですが、南伊豆町版のＣＣＲＣ、これについてはどのような観点、基本スタンスも含めて、大まかな内容に関して、どのようなものなのかお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

まず、ＣＣＲＣについてでありますが、この考え方は、アメリカ発祥によるコンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティというものであり、一般的に、仕事の第一線から退かれた高齢者が、健康なうちから、継続的な介護を受けることのできる区域で生活することができるようにするための居住区域で、将来の介護も見据え、健康なうちから新しいコミュニティに移り住むことを想定したものであります。

日本版ＣＣＲＣ構想有識者会議が示した日本版ＣＣＲＣ構想では、東京圏を初めとする高齢者が、みずからの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療、介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すものであるとしております。

この構想の意義としては、高齢者の希望の実現、地方への人の流れの推進、東京圏の高齢化問題への対応の３つが挙げられるとの前置きから始まります。国は、東京圏の人口問題、特に高齢者問題について、このような地方移住を一つの手法として掲げ、現在、東京都杉並区と本町で連携、整備を進めている特別養護老人ホーム計画なども、広域でＣＣＲＣと捉えることができます。

また、議員がおっしゃる南伊豆町版ＣＣＲＣでは、共立湊病院跡地及び隣接する杉並区健

康学園跡地を一体的に活用し、ハード面での整備を行っていくことを想定しておりますが、施設介護が必要となったときの受け皿としての特養も含めた中で、また、健康でアクティブなときにおいては、南伊豆町全域にわたる健康プログラムや体験活動などに参加するなど、町全体をＣＣＲＣの一つのコミュニティと捉え、さまざまな事業活動や地域活動に結びつけながら、退職者の第二の人生を健康で楽しく過ごしていただき、いざ介護が必要となったときには必要なケアが受けられる仕組みをつくっていくといった構想となっております。

現在杉並区との間で進めているお試し移住は、基本的には、健康なアクティブな方が一定期間滞在し、その後はもとのコミュニティに帰ることを想定しておりますので、当該ＣＣＲＣは、一歩前進した型ということになると思います。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　担当からもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。いわゆるＣＣＲＣ、コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティというのを、有識者会議では名前を「生涯活躍のまち」ということで、これを日本版ＣＣＲＣということでしました。

町長の説明で、いわゆる東京一極集中の中で、特に東京の高齢者対策、この一環でこの構想が生まれてきたということも言われましたけれども、その単純に一環というよりは、杉並区の特養の誘致の問題、私も早いうちから話を聞いていましたが、ここまで大きくなってくるものかという、そういう思いもしておりますが、それを、杉並区の特養の問題も、地域での雇用の創出にもつながるということはありましたが、同時に、退職者の第二の人生というか、ここの移住した先でのさまざまな取り組み、どのようなものを考えて、南伊豆町のまちづくりとどう絡めて考えているのか、その点をお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

南伊豆町内、下賀茂地内なんですけれども、杉並区のほうからちょっと移住をしてこられた方がおりまして、その方と話をしてみたことがあります。その際に、杉並区あたりですと、勤めている間の所得水準もかなり高いものですから、年金自体も、普通に生活していけるぐらいの年金はもらえるということでしたけれども、ただ、単純に移住しただけではやりがいがないと。そして、健康だけでは飽きてしまうということで、その方いわくですと、二、三

時間の労働、これがやりがいとか心の張りにつながって、継続ができてくるんではないかということをその方は言っておりました。

それで、今回考えておりますのが、昨日からずっと言い続けております、弓ヶ浜のお試し移住村の整備に加えまして、軽微な仕事の提供はできないかということで、これは町長も再三申し上げております。バイオマス発電の件です。昔で言えばまきを拾ってくる行為ということになりますけれども、これは、１トン分を拾ってこいというのは無理なんですけれども、今、バイオマス発電を提案しているベンチャー企業の方では、そういった方々から１束50円とか100円とかで買うような制度をつくっていってもいいですねということを言っていただいております。そうしますと、しば刈りといいますか、そういった作業が、心の張りと、幾らかでも稼げるという楽しみですね、そういったものにつながってまいりますので、福祉の関係と、あと、当然、ウォーキングイベント等も実施したり、地域の皆さんとの交流イベント等も実施したりということで健康増進も図っていくわけですが、それに加えまして軽微な労働の提供、こういったことについてもあわせて考えていく予定でおります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　質問をもう少し具体的にしますが、いわゆる退職高齢者を迎えるということで、町長も言った、一つはアクティブシニアと、それとお試し移住、一定期間の移住ということとお試し移住の違い、それと、いわゆる共立湊病院跡地と杉並区の区有地跡地を活用したところには、例えば構築物としてはどういう性格のものを考えているのか。

実際にＣＣＲＣというか、全国の事例ではまだそう多くないんですね。ゆいま～る那須とかシェア金沢、これでもまだ10年にも満たない実践の例なんですけれども、具体的に例えばどういう施設を考えているのか、あるいはソフトなのか、その点をもう少し具体的に説明していただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

具体的にと言われますが、まだまだそのような形まで設計ができているわけではありません。確かにゆいま～るはもう全国で８カ所か９カ所、ＣＣＲＣ事業をやっております。その中には、やはり先ほど話したサ高住もあろうし、いろいろコミュニティというか、皆さんが

集まる場所もあろうし、シェア金沢的な、例えば若い世代も入っているとか、そういう形での一つのコミュニティをそこにつくっていくという考え方かと思います。

まだまだ、今、私たちは構想を練っている段階でありまして、その中で、新しい今度の国の創生事業のほうへ提案をしていくという段階でありまして、具体的にどういう形かというのは、まだまだお話しできるような状況にはないと思います。大ざっぱな、そういう抽象的な話しかできないということであります。

大きな意味での構想の内容といいますと、本町におけるＣＣＲＣ構想の内容は、先ほど説明したとおりの概要になります。特徴的な取り組みとしましては、主に杉並区を対象としている点で、これは、杉並区と共通の仕組みを持つ健康ポイント制度の取り組みや、この健康ポイントですけれども、先ほどから言っていますように、地域通貨、いわゆるエコマネーとかタイムマネー、そういうものを取り入れた形で考えていきたいなと思っています。このハード事業に取り組む前段階から行う、お試し移住事業などのソフト事業を展開することであります。町内のさまざまな事業所や地域と健康づくりとを結びつけ、閉鎖的なＣＣＲＣではなく、基本的なコミュニティは設定しつつ、町内全域を一つのコミュニティとして、新たな地域でもう一度活躍していく。先ほど言われました生涯活躍という、こういうキーワードは確かにあります。これは国からも言われております。

やはり移住していただいて、ただそこに移住したという形ではなくて、地域コミュニティにどのような貢献を移住した人たちがしてくれるのか、そういうことも一つの移住者に対する、逆に、南伊豆へ移住する場合は、やはり我々はこういうコミュニティへの貢献をいたしますよとか、そういう意識を持った方たちを選ぶというようなことも考えていかなければいけない。このようなことも考えています。そういう形で、お試し移住の取り組みとか、そういうワープステイ構想を町内全域で並行して進めていく、このような考え方であります。

ワープステイという考え方はどういうことかというと、都市部から移住ということになりますと、やはりハードルが高い。奥さんが嫌がるとか、いろんな具体的な事情があります。そういう形の中で、いわゆるワープステイ、一時的に南伊豆町で生活するよ、しようよという形の中で家族の同意を得ていくとか、そういう内容がそこに含まれております。

そういう形の中で、いろいろな移住の多様性、その中で、つい先日も松本前自治省の事務次官の講演を聞いたんですけれども、二居住制度ですか、いわゆる住民票のあるところとないところに二居住する、そういう形の中でのあり方、これからの例えば国民というか町民がどういうふうに自分の生活の本拠を置くか、そういうのを２つの拠点に置いてもいいんでは

ないかというような制度的な設計もしていこうと、そういうことを含めていろいろとこれから考えていこう、そういう形でございます。まだまだ、具体的なことを今こうですよと示すような段階ではないということをご承知ください。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　まだまだ具体的なことではないということなんですが、先ほどご答弁いただいたサ高住ですね、略語でありますけれども、これについてはどのような中身なのか。私は初めてご答弁いただいたので、これについてご答弁いただけますか。

それと、弓ヶ浜でお試し移住村という言葉も課長から言われましたけれども、断っておきますけれども、私は否定をしていることではなくて、いわゆる特養の住所地特例とか、大森彌先生が介護保険の座長でいろんな計らいをして、こうした対象にサ高住なんかもなっているわけですけれども、いわゆる南伊豆町のＣＣＲＣから「生涯活躍のまち」という、そのことを進める上で、基本的にどういうスタンスでやるのかということです。その辺もまだ、これから決めるのかどうかということはあるんですが、概念としてまだないのか。町長ではなくて担当でも構いませんけれども。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

それではまず最初に、サ高住ですけれども、これはサービス付き高齢者住宅の略語でございます。名前のとおり、サービスつきの高齢者住宅ということで、普通の生活を営むに当たりまして、だんだん、高齢になってまいりますと、ひざ、腰が痛くなっていくというような、簡単な介護が必要になってきたり、また、これはちょっと不謹慎な話ですけれども、生存確認の問題といったようなことも出てまいります。そういった形で、常に特別養護老人ホームのように１つのビルの中にみんなが住んでいくということではなくて、一戸建てのできれば階段等のない平屋の建物、高くても２階建てぐらいの、夫婦と申しますか、２人、３人程度で住めるような住宅を幾つか建てていって、その地域を、区割りを包括的に、サービス・介護の提供をする方たちが回っていくものになります。

基本的には、もう料理を頼みたいということであれば、そこまでお願いをして、そのかわり料金が上がっていくとか、洗濯、クリーニングの件等もということで、自分の選べる形の中で、どこまでのことを手助け、介護をしてもらいたいというような中で住んでいく形のものでございます。

そして、弓ヶ浜のお試し移住村というのは、あくまでも仮に使わせていただいている言葉でございまして、これがなぜ弓ヶ浜サ高住ではなくてお試し移住村かといいますと、あそこにサ高住だけをつくる予定ではなくて、そこに、どちらかといいますとシェア金沢のような感じですね、もう少し若い方々も一緒に住んでいただけるような形もとりたいと思っておりますし、地域住民との交流の場、そういったものもそのエリアの中につくっていきたいと思っております。

先日、アメリカでちょっと破綻した傾向があるといいますのは、どうしてもこれが、ＣＣＲＣの最後のＣがコミュニティで、一つのエリア、区画内の中でのコミュニティだけを考えてしまっていたものですから、閉鎖的になり過ぎてしまったと。地域との交流がない中で、心の張り、そういったものがない中での本当に閉鎖的な地区、コミュニティになってしまったというところが、破綻していると、日本の地方自治関係の学者の皆さんの中ではそういった分析も出ている状況で、完全に破綻しているわけではないんですが、そういったことが、日本版ＣＣＲＣ、また弓ヶ浜版では破綻しませんように努めていきたいということで、私が言っているだけなんですけれども、お試し移住村といったような感じでちょっと考えたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今ご答弁いただいて、少し概要が見えるような感じはするんですが、今、サ高住だけでなくてという話がありましたけれども、全体の規模、何戸とか、決まっていないんだったらあれですけれども、面積にも、敷地や所有も含めて大体決まってきちゃいますけれども、大体どのぐらいのものなのかということ。

それと、サ高住の場合は、賃貸なのか、あるいは買い取りなのか、購入物件になるのか、あるいは、さっきのお試し移住村の場合は違うでしょうけれども、その点はどのように進んでおりますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

まだまだそこまで具体的な検討はしておりません。どちらにしても、今からその構想を練っていこう、そして、国のほうへ申請をしていこうという段階であります。まだ始まったば

かりであります。そこで何戸とか、それとか賃貸であるとか買い取りであるとかという、そういうところまでまだ具体的な話は進んでおりません。ちょっと話が性急な形かなと、このように思います。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　わからないから質問しているので、それと、来年度予算で、来年度というか、10月に上乗せ交付金をもらって、4,000万近いお金でやっているわけですよね。計画の策定委員会と百人委員会というのはあと何回あるんですか。これは進めるプロセスのことですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　地方創生の総合戦略版のほうの策定委員会と百人委員会のほうにつきましては、策定委員会のほうがあと２度ほど、そして百人委員会のほうは、あと２回から、できれば３回開きたい方向で、今のところは２回程度で考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長、決して怒らないで、責めて言っているわけではないので、ぜひ興奮しないで、杉並特養の関係もあるので、私も、最初に杉並特養の打診なんかあったときに、これはということでやりながら、同時に、それからこういうＣＣＲＣ構想みたいのが別個の形で出て、広義で言えば杉並区特養もそれに当てはまる、ワープステイもあると。

これは人口動態の一つの策として否定するものではないし、南伊豆町では、高齢化のピークというか対策というのは、一定程度落ちついていると思うんですが、都会が困っていればそれを受けてやろうというのが、杉並区特養を受ける際の考えだったわけですが、さらに一歩進んでこういう構想が出てきて、今、申請した暁には、南伊豆町にとっても、住民にとっても有効であって、そして、日本でも数少ない例の中で成功例としてやっていく上で、課題をやっぱりつぶしながらやるべきではないかという思いからの、老婆心かもしれないですけれども、質問なんです。そこをご理解していただきたいと思います。

９月の質問でも地方創生に関してこういう質問をしたんですが、あの場所が津波浸水区域だということで、どうなのかという、決してそれだから否定するということではないんです。私も住んでいる弓ヶ浜の地域は、もっと海岸沿いの方で、いわゆる不安も抱えながら生活を

している状態であります。同時に、旧共立湊病院跡地にはなぎさ園もあって、現に高齢者が生活をしております。

こうした点から、当然、津波対策なども必要であろうと思いますし、この点では、杉並区の区有地も一緒に活用するという点で、杉並区の区有地を含めて、なぎさ園の避難地というのは休暇村に設定はしてあるんですけれども、日常は常時フェンスで閉ざされているんですね。下から上に上がるまで、下に到着するまで20分ぐらいかかってしまうという点では、もちろん全体のあそこの対応策としても、津波対応というのはきちんとしておく、そこには地域住民も全部受け入れていくという点で、なぎさ園から杉並区有地、かつて健康学園があった土地、それから、その裏山に続く避難経路を含めた施設対応というのは、ぜひ考えたらどうかというふうに思いますが、そこら辺はまだ進んでいなければ、そういうこともどうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

まさに老婆心というか、いろいろお考えいただきましてありがとうございます。

実際問題、私たちが今考えているＣＣＲＣの場合は、アクティブシニアでございます。だから、早く言えば、逃げ場所とか避難路ということは当然将来的に考えていかなくちゃならない。ただ、あの地域は、少なくとも裏に山があると。当然、避難路というのは確保できるだろうと、このように想定しております。

それともう一つ、よく浸水域とかそういうことを言うわけでございますが、ただ、いわゆる海岸とかそういう部分というのは、非常に人が住みやすい、生活しやすい場所であったということは事実であると思います。そういう意味で、少なくとも、その議論の中で、例えば完全な津波対策とか、そういうことはまず不可能であろうし、最終的に、やはり防災というのは、自分の命は自分で守る、津波てんでんこという部分の考え方が当然あろうかと思います。

ただ、特養に関しましては、やはり動けない人たちが、体の不自由な人たちが多い、そういう中で避難ができないという部分があろうかと思います。だからそういうことは当然我々も考えて今行動しているわけで、公的な例えば施設をつくるについて、そういうことを考えないで行動すること自体が非常におかしいのではないかと思います。具体的に、今後、その辺のところも検討していくわけであります。そういう形の中で、あの地域がやはり最適な場所というか、いわゆる生活しやすい区域だなと、このように考えております。

選定の理由みたいなことなんでしょうけれども、やはりその昔、海軍病院があったということ、いわゆる、あそこは療養に物すごく適した場所だと、そういう地域でもありますし、やはりここを活用していくということは必要かなと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　担当のほうでは、現場ではどんな話をされているか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

その地域につきましては、やはり津波避難の問題、これが一番に上がってくるということで、特養の場所が一旦の決定から変更を余儀なくされたということで、冒頭から考えているところでございます。

昨日、総務課のほうで実施しております津波避難計画の策定に当たりまして、支援事業者のほうが決定いたしました。その提案の中に、弓ヶ浜地域での、くしくも逃げ地図というものが提示された中で、ちょうど今回の想定する地域というのが、逃げられない場所ということでの黄色い色づけがされておりました。なぜかというと、あそこに廃墟があるからということで、なぎさ園から、後ろにせっかく山があるのに向こう側に行けないということで、そのときに指摘もされまして、そして、その支援業者のほうからも、どこから話を聞いてきましたか、この話をある程度知っておりまして、この地域においての避難計画的なものの取り入れについても協力をさせていただきたいというお話をもらっているところでございます。

したがいまして、残念ながら、東北大震災のときに、スーパー堤防と呼ばれる完全防災型というものは津波にもろくも崩れ去ったということで、これからは、やっぱり避難減災、これをどれだけ進めていくかということが重要になってこようかと思いまして、津波避難のほうの支援事業者のほうの意見も取り入れながら、あの地域についての逃げる経路の取りこぼしのないもの、そういう計画を年度末に向けてつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　まさにそれでいいと思うんです。決して、町長、場所を否定しているとかそういうことではないんです。遊休にしておくということも、私もそういう考えはあ

りませんし。

先ほど、なぜサ高住の問題で賃貸かどうかと聞いたのは、町長はあくまでもアクティブシニアということで言われたので、そうした場合、その答弁から質問を行っていきますけれども、アクティブシニアの場合、それとサ高住にもいろいろあって、いわゆるずっと居住してケアまで全部受けるということの場合と、賃貸で、かつ特定施設入居者生活介護を提供していないものは住所地特例というのは受けられないんですね。アクティブシニアであるんだということを断言すると、住所地特例とか関係なくて、元気に来てもらうということであるなら、それはそれでいいと思うんですよ。

町長、そのワープステイ構想の大川さんが言っていることも、住民票を移して一定期間、里山留学とか、年金受給者が一定期間、お試しも含めてやるということであるんですが、そうした場合の課題というのはどのように考えておられるのですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　先ほども、清水議員のときだと思います、お話ししたように、いわゆる高齢者が来るということは、地元負担がふえるだろうという想定のもとに物事を考えております。その中で私たちが、杉並区という一つの連携自治体との、そして杉並区の高齢者ということを想定しているのは、そこでいわゆる日常的に発生するであろう財政負担、いわゆるごみとかそういう問題、それと住所を必ず移すという話でもないんですけれども、そういう形の中で発生する、そういう財政負担を杉並区もある部分で持ってもらう、こういう、今、交渉をしているということです。少なくとも私の認識の中では、アクティブシニアだから住所地特例がないというような認識はございません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この問題ももう少し一歩下がって見て、杉並区の特養の受け入れに関して私も話を聞いたときに、受け入れるべきだという、そういう思いを腹の中に持ったのは、大森彌先生も講演でも言っていましたけれども、都市の高齢化の実情というのは、私たちの町でこれまでこの十数年間対応してきたものと、対応にしても質にしても量にしても、べらぼうな課題がのしかかってくるわけですね。それは国家の人口政策のゆがみのあらわれなんですね。

だもんで、決して町長に対して無理難題を言っているということではなくて、自治体間だけの問題ではなくて、大森先生は座長として、制度、あくまで例外であるけれども、特養の場合のそのいわゆる長いつき合いがある自治体間の中で例外を認めるということであったんですけれども、いわゆるＣＣＲＣということで、「生涯活躍のまち」で、国家が政策として都市の高齢者の対策を地方にやる場合には、単なる特例というのではなくて、もう制度として、国保にしても、国保の問題で議論を重ねていますけれども、高齢化が高い町の中で、制度そのものは、とんでもない、反対なんですよ。ただ、議会の議決で賛成しているのは、いわゆる職員を初めとして関連の方々は、この十数年、南伊豆町が静岡県の中で一番高齢化率が高い中で努力をしてきている。そこが、今、南伊豆町の女性が健康お達者度でも日本で一番、場合によっては世界の地域でも一番ぐらいの、そういう状態になっている。

そういう実例があるからこそ、胸を張って国に対して、アクティブシニアでも何でも受け入れた場合に、国保の対策、都道府県化の構想が進んでいますけれども、国家が、国が、ちゃんとその地方移住したところに厚く、地元負担がふえないように対応する。そういうことも、ＣＣＲＣを進める上で、やはり法整備を逆にこちらから言っていくというね。地方創生を受けてやるんだけれども、受け身ではなくて、それを提案する。来年度の問題に関してはその次の項にあるんですけれども、ＣＣＲＣに関してはそういう観点が必要ではないかということなんです。

それに対する答弁と、もう一つなんですが、提案というか、町長が、お試し移住、ワープステイも含めて、町じゅうＣＣＲＣということでありますが、ぜひこの点では、旧三浜小学校の活用、賃貸なども含めた活用を提案したいというふうに思います。漁村留学などの活動もありましたが、やはり南伊豆町の旧村単位で言うとかなり人口減少が激しい、小学校も統合したということもありますけれども、こういうことも構想の中にも入れていいんではないかというふうに思いますが、この２点、ご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

国に対する、何か議員はいろいろこう問題提起があろうかと思いますけれども、国のほうも大分いろんなことをやってくれております。私は、今、国は、この地方負担を軽くしていこうという考え方がないとは思っておりません。すぐに、国において進められている有識者会議におきましても、医療や介護の地方負担については、国からの保険財政調整交付金にお

いて財政調整を行う一方で、統一した見解が示されてきているわけであります。一方的に国が我々地方を締めつけているとか、そういう考え方は、私は持っておりません。

ただ、まだまだ我々の負担が少なくなっていく方向、そういう方向性は国にも提言していきたいし、今回の杉並区に関しましても、いわゆる都市部の高齢者対策の中で、我々は厚労省へ何度も通いながら、住所地特例の実現を見ていったということも確かであります。そういうことは当然やっていくつもりであります。

その他、医療や介護の供給体制の問題や防災上の問題につきましては、今後策定する構想の中で取り上げ、方向性をまとめていきたい、このように考えているわけで、また、介護人材の確保等の問題についても、対象となり得るターゲットをある程度絞った形で、人口増加政策とか共通課題として取り組んでまいりたい。

また、お試し移住に関しましても、同様の考え方に基づく部分がありますが、人の暮らしを支えるために必要な人材は、非効率であるがゆえに、それだけ多くの雇用をもたらし、アクティブシニア層の定住、交流人口の拡大や高い消費効果をもたらします。これら事業により、第１次産業から第６次産業まで町内のさまざまな産業の振興と、それに伴う生産年齢層の流入など、２次効果、３次効果がもたらされることに期待されるものであり、当該構想の推進については、今後の日本版ＣＣＲＣの有識者会議からの言及、動向等に注目してまいりたいと考えているところでございます。

また、三浜小学校の利用についてでありますが、既に認知症カフェという形で一部利用をしております。そして今、この件も非常に大事な問題だということで、我々もいろいろと施策を練っているところであります。

ただ、確かに三浜小学校はすばらしい施設でありますが、これをいわゆる高齢者住宅とかいろんな方向で例えば使っていくとなると、やはりそれなりの財政措置が必要になるということも事実ですし、できれば民間の力をかりていきたいなというような形で、今いろいろと模索をしているところであります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ、国の問題についてはご答弁されましたけれども、例えば杉並での国保の負担と南伊豆町に来た場合の負担というのは、やっぱりかなり大きく違うので、そういうことが生じて、住所を移す、住民票まで移すとなった場合の障害になりかねない場

合、アクティブシニアの方々が、そういう点での言及なので、やはりこういう国が何もしていないとかそういうことではなくて、現状の制度はそういうことなので、これは答弁はいいです。

２番目の質問で、来年度予算編成に向けた基本方向であります。

いろいろ書きました。予算編成の基本方向なので、全般的でありますけれども、１つは、上の１番目の質問にも関連しますけれども、大きく関連する、いわゆる介護保険制度が、この第６期介護保険が見直しをされて、これが来年度から始まるわけですけれども、要支援１、２の方々が介護保険から市町村の事業にかわるとか、あるいは介護サービス業者が介護報酬が下がる、これが非常に大きな課題になっていると。

一方で医療費抑制の問題では、いわゆる自然社会増の１兆円に対して、国が大幅にこれの伸び率を抑えて、6,700億円になると。このしわ寄せがきて、病床数の削減等々の動きも出ております。

こうした点を現場はどのように対応していくのか。また、もちろん私が指摘した問題は全部網羅しているわけではありませんが、考える対応をどのようにしているのか。その点、対応策をご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

先ほどのまずあれに関しまして、国の関係ですけれども、杉並区とこちらの国民健康保険のいろいろな問題があると言いましたけれども、先ほど答弁したときに私は、杉並区と具体的にそういうことを含めて、住所を移すか移さないかを別にして、そういう負担に関しての話し合いをするというお話をしたような気がいたします。それはそれで置きますけれども。

本題に入りますけれども、本町では平成27年４月１日現在の高齢化率が41.9％となっており、人口減少が進む中、高齢化率はさらに伸び、団塊の世代が75歳を迎える平成37年には47.5％となり、人口の約半数を占めることが見込まれております。

このような状況下、高齢者を支える体制づくりはほぼ急務であり、平成26年６月に成立した医療介護総合確保推進法の医療介護に関連する法律の一部改正において具体化され、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することが、高齢者福祉行政の基本となります。

現在、町では、平成30年１月に開所を目指す、自治体間連携による特別養護老人ホーム及び健康福祉センターの建設整備に取り組んでおりますが、特養では、施設サービス、在宅サービスの供給等地域包括ケアシステムの構築に、健康福祉センターでは、町民の健康と福祉を守る拠点として位置づけ、町民の安全安心を守り、健康と福祉を充実させてまいります。

また、今後進められる国民健康保険の都道府県単位化、介護保険で新たに地域支援事業に位置づけられた新しい総合事業、在宅医療・介護連携事業等が義務づけられることなど、大きな制度改正に対応していかなければならず、事業主体となる団体等の育成、確保及び支援等の課題はありますが、制度改正へのスムーズな移行ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　担当に質問しますけれども、いわゆるサービスの供給体制、それと地域包括ケアの体制の充足、これについてはどうなのかということ。

また、先ほどのＣＣＲＣに関しては、まだ具体的な方策は決まっていないようですが、いずれは、そこに移住して居住した場合に、マンパワーがもっと必要になってくるわけですね。これに対して、実際のサービスは当地から受けるようになるわけで、そうした対応に関してどのように見通しをしておられるのかご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　お答えいたします。

まず、介護保険制度の改正に伴います町の取り組みの考え方でございますが、議員おっしゃるように、要支援１、要支援２の方が、介護給付、法定給付から、地域支援事業といって、多様なサービスを保険者が用意し、自治体が用意し、そこのサービスに切りかえていくという制度改正が、大きな改正がございました。29年４月１日から始めて、30年４月１日には完全移行という期限でやるようにということになっております。

本町におきましては、賀茂圏域の、既にご承知だと思いますけれども、地域包括ケアシステムの運営の専門部会が設立されまして、そこの中で、賀茂圏域、同時に、新しい総合事業という表現を使いますが、28年４月から一部事業所をみなし指定とし、一部施行するという格好に考えております。みなし指定と申しますのは、法に定める介護給付と同じ単価で同じサービスを提供するというところで導入させていただきます。

ただ、多様なサービス等につきましては、準備が若干かかりますので、なかなか苦労する

ところでございます。特に、小さな町でございまして、ＮＰＯ法人や民間団体というもののサービスというのはなかなか確立されてございません。

しかしながら、それを手をこまねいているわけにいきませんので、今のところ、シルバー人材センターさんや、要は、介護ボランティア制度という格好で、先ほどの健康ポイントにもちょっとかぶる部分がございますが、できれば試行的に新年度予算で介護ポイント制度を導入し、住民の皆様のお力をかりて助け合う、共助と申しますか、そういう取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

次に、包括ケアシステムでございます。介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に供給され、要は、介護になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるという仕組みをつくっていくのが地域包括ケアシステムでございます。

それにおきましてはいろんな諸条件がございます。認知症の高齢者が今後見込まれて、地域で生活を支えるためにはどうしたらいいのか。人口が、要は、都市部では75歳以上が急増いたしますけれども、我々のところではだんだんと減っていく。当然、その支える側も減っていくという人口減少をどうするかという地域課題もございます。そうすると、支える側をどう保つのか、どうやってその包括ケアシステムの人材を担保するか、非常に大きな問題もございます。

しかしながら、地域の自主性や主体性に基づき、地域に応じてそれをつくり上げなさいと国は言っていますので、何とか頑張っていきたいと。町民の皆様のお力もおかりしなきゃならないということでございます。

一部その中に、当然、医療との連携というのが非常に大きなウエートを占めてきます。当然、75歳以上の方というのは、慢性疾患等を抱える方が多うございます。そうなると、医療確保をどうするかというのは重要な課題でございます。

そこで、これも、在宅医療・介護連携の推進ということをしなさいと義務づけられました。賀茂圏域におきましては、今のところ、計画でございますが、28年４月から、単独でやるよりも医療機関に委託をして、その業務を担っていただこうと、医療との連携を充実しようという格好で考えてございます。

また、認知症政策におきましても、30年までにやらなければいけないことがございます。初期集中支援チームというものをつくらなきゃいけない。これも専門医がなかなかいません。それもできれば広域で考えたい。しかしながら、本町におきましては、認知症の支援員として27年度から予算化をお認めいただきまして、要は、１人置きまして、初期に対応する格好

でやっておりまして、本年度もそれを継続するつもりでございます。

ただ、事業は山積しておりますけれども、私からの答弁は以上ということでございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ありがとうございます。

担当の課長は直接ＣＣＲＣにはかかわっていないかと思うんですけれども、その質問はまずいかな。サ高住の質問で先ほどしたんですが、企画の課長とちょっと違う専門分野なので、いわゆる高齢者の移住を進めて、ずっと進んだ場合に、閉鎖的ではない空間だということなので、このあり方にもよるんですが、いわゆるＣＣＲＣのあり方によって、そこの住民の皆さんのいわゆる介護サービスの点数ですね、これが減るとかということがありますけれども、そこはご検討されていなければ。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　まず、サ高住、サービス付き高齢者住宅につきまして、ちょっと私の私見になるかもしれませんが、先ほど議員からも質問がございました。賀茂圏域には多分ないと思います。従来、サ高住というのは、住所地に居住した場合にそこの保険者となるということで、財政的に非常に圧迫するケースがあるので、小さな町、受け入れる側としてはちょっと懸念されるという議論がありました。

先ほど答弁させていただきましたように、27年４月１日から、サ高住につきまして、条件的なものですけれども、要は、賃貸の条件で、特定入所者生活施設だったかな、特定入所者生活介護施設の指定を受けていない賃貸借方式に限り、要は、住所地特例ですよというところで、住民票を持ってこられて居住されても、そこで介護サービスを使うという前提ですけれども、そうした場合にも、要は、そのもとの保険者として、南伊豆町には、仮にそこに住まわれても該当しませんよということで、介護保険負担、医療保険負担につきましてももとの保険者で持つということで、大きな負担はないだろうということで自分は考えております。

しかしながら、要は、アクティブシニア等につきまして、元気な高齢者の方が住むということになりますと、多分、住所地特例という概念は今のところございませんので、そうすると、移動に基づいて保険サービス、医療保険、国保になる方が多いと思いますので、その給付費をどう見るかというのは非常に担当としては難しくなろうかと思います。町長が申しましたように、国としては、財政負担を保険財政調整交付金等で対応というお話も答弁されていましたので、私としては、そのＣＣＲＣについて、介護給付、医療給付等をどう把握する

かというのは、正直なところ、まだ担当としても考えてございません。申しわけございません。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、地方創生で検討を始めて計画をつくっているという段階なので、詳しく法改正の中身も含めて介護の質問をしてきましたけれども、そうした国のフロンティアみたいな事業を受け入れという点で、ぜひ国にも制度をつくるような対応を言及していただきたいと。

押し迫っちゃって大変申しわけないんですが、産観の問題で、私は、そうした地方創生の問題と連携をして、産業振興ということが言われておりますけれども、やはりしっかり足腰を根ざして南伊豆町をつくり上げていく、若い人たちも含めた後継者ですね、Ｕターンも含めてやるということをしっかり進めることがない限り、国のいろいろ地方創生の取り組みをしても、時間がたったら町に残らないということがあってはならないもので、この点では、産業振興の、時間が迫ったもので、少ないもので、基本的な観点についてお答えをしていただきたいと。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

国の経済動向では、四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつあるほか、景気は緩やかな回復基調が続き、雇用・所得環境の改善傾向や各種政策の効果も期待されているとしておりますが、当町では、その兆しすら感じられない厳しい状況にあると思われます。

このような状況を踏まえ、まちづくりの指針となる第５次総合計画や過疎自立促進計画のほか、現在策定中である南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体性を図り、産業振興を進めてまいります。具体的には、自然エネルギーや石廊崎ジャングルパーク跡地の利活用のほか、インバウンドを含めた、自然遺産を基軸とした広域化による観光振興、地域資源を活用した、人や企業の誘致促進による地域産業の活性化を推進してまいります。

また、第１次産業分野においては、国・県補助事業の活用を図りつつ、遊休農地の利活用、有害鳥獣駆除等を含め、耕作放棄地対策の強化、各種物産品のブランド化のほか、高付加価値による事業収益の確保を念頭に、町内産業団体のほか、水産試験場などの研究機関、下田高校南伊豆分校を含めた教育機関との連携強化を図り、農林水産業のさらなる振興につなげ

てまいりたい、このように考えている次第でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ご答弁ありがとうございます。

９月の一般質問の際に、町長も島根県中山間地域研究センターの統括監の藤山浩さんの話をされましたけれども、いわゆる人口ビジョンでは、定住は１％増加、それでさらに１％増加をして、所得の１％増加をする、このことを重視して、域内で調達できるものと循環経済を研究して説かれた田園回帰の論が、いわゆる全国町村会の「都市・農村共生社会の創造～田園回帰の時代を迎えて～」という報告書に、これは14年９月ですけれども、まさにこの流れが地方創生のいわゆる一つの基調ともなっているもので、ぜひ足腰を高める、一般論でご答弁していただきましたけれども、地域の産業振興を着実に進めていく取り組みをあわせてしていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで２時10分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時００分

再開　午後　２時１０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎諮第２号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　これより議案審議に入ります。

諮第２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定によって、比野下文男君の退場を求めます。

〔３番　比野下文男君退場〕

○議長（稲葉勝男君）　朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　諮第２号の提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町内において法務大臣から委嘱されている人権擁護委員は５名ですが、うち１名が平成28年３月31日をもって任期満了となります。

候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第６条第３項に、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。

今回任期満了となります南伊豆町手石673番地、比野下富子氏は、これらの諸条件を兼ね備えた方であると思料されますので、引き続き選任していただきたく提案するもので、委員の任期は３年となっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、諮第２号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

比野下文男君の入場を求めます。

〔３番　比野下文男君入場〕

◎議第７１号～議第７７号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第71号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第72号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第73号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第74号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第75号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第76号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について及び議第77号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任についてを一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第71号から議第77号議案までは、南上財産区管理会委員の任期が平成27年12月31日で満了になることに伴います、７人の委員の選任議案でありますので、提案理由を一括で申し上げます。

財産区管理委員会は、地方自治法第296条の２及び南伊豆町南上財産区管理会条例第３条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営を行うものです。つきましては、南上財産区の管理運営に精通しております、蛇石120番地、佐藤利正、市之瀬203番地の１、菊池慶一、下

小野895番地、芦沢清中、青野599番地、鈴木洲二、下小野149番地の３、西辻榮一、上小野35番地、髙橋修一、毛倉野46番地の４、鈴木光一を管理会委員として選任したく、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、履歴につきましては別紙のとおりでございますので、ごらんください。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第71号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第72号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第73号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第74号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、原

案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第75号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第76号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第77号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第71号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第72号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第73号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第73号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第74号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第75号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第76号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第77号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第７８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第78号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第78号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年４月１日から施行されることに伴い、南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に引用している条項にずれが生ずるため、改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第78号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第７９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第79号　南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第79号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第138条の４第３項及び第202条の３第１項に規定する附属機関として、政策アドバイザー及び南伊豆町企業誘致推進協議会を新たに設けるものです。

政策アドバイザーは、南伊豆町の特徴を生かした自主的かつ自立的な政策を展開するため、町政全般に関し提言、助言等を得て、今後の行政運営における課題解決を推進していくためのものです。

南伊豆町企業誘致推進協議会は、人口減少、人口高齢化などの課題を解決し、安定した税収確保につながる地域活性化対策として、未利用の町有地を有効活用し、企業誘致を図る目的で、地元関係者などで構成する協議会を設置し、企業誘致に関する事業を進めていくものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第79号　南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第79号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第80号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第80号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第79号　南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定で規定した政策アドバイザーについて、新たに設けるものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第80号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第81号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第81号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本年３月31日に専決処分し、町議会６月定例会において報告しました、南伊豆

町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年南伊豆町条例第112号）の一部について改正するものです。

主な内容は、第２条第３号、第４号に規定する納付書、納入書の用語の意義の改正規定を削除するものです。

内容につきましては町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　渡辺雅之君登壇〕

○町民課長（渡辺雅之君）　議第81号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、お手元にお配りしてございます資料ナンバー４の新旧対照表により説明をさせていただきます。資料ナンバー４の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文で、アンダーラインを引いてある部分が、改正する箇所となってございます。

今回の改正につきましては、平成27年10月２日に発出されました、地方税分野における個人番号、法人番号の利用についての総務省通知によるものでございます。この通知の中で、納付書、納入書については、個人番号、法人番号は原則記載しないこととされたことから、本年３月31日に専決処分し、町議会６月定例会におきましてご報告いたしました、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年南伊豆町条例第12号）の一部について改正が必要となったため、提案をさせていただくものでございます。

具体的には、新旧対照表にありますように、改正規定中、第２条第３号の納付書、第４号、納入書につきまして、法人番号を記載するとしている部分の改正規定を削除するものが１点目でございます。

２点目といたしましては、この第２条第３号の改正規定を削除した影響により、法人番号の根拠法令の規定がなくなってしまったことから、第36条の２第８項以下、次ページになりますけれども、第149条第１号までの改正規定に法人番号の根拠規定を追加規定し、附則で定めました施行期日につきましては、第２条第３号及び第４号の規定を削除するものでございます。

施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行をさせていただきたいものです。

以上で議第81号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第82号　南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第82号の提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、条文の整備を図るためのもので、国民健康保険税の減免について、減免を受けようとする者が申請書に記載すべき事項に、当該法律の第２条第５項に規定する個人番号を追加するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第82号　南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第83号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第83号の提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、条文の整備を図るもので、介護保険料の徴収猶予、減免について、徴収猶予の申請、減免を受けようとする者が申請書に記載すべき事項に、当該法律の第２条第５項に規定する個人番号を追加するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第83号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第84号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第84号の提案理由を申し上げます。

本議案は、消防体制の充実強化を図るため、平成28年４月１日から、伊豆市、伊豆の国市及び函南町で構成する田方地方消防組合に沼津市、伊東市、東伊豆町及び清水町が加わり、駿東伊豆消防組合に名称変更されたことに伴う規約の変更であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第84号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第84号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第85号　南伊豆町個人番号の利用等に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第85号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成25年５月31日付で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が公布され、住民票を有する全て方に固有の番号（以下「個人番号」という。）が付番され、各種行政手続に利用されることになります。個人番号を利用することにより、国や地方公共団体等が保有する個人情報の照会や提供が行えるようになり、情報連携を行うことで、行政事務の効率化、町民の利便性の向上及び公平公正な社会の実現を目指すものです。

条例制定の趣旨や、番号法に規定された社会保障、税、災害対策分野に関する事務に限定し、個人番号の利用及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供が認められるほか、社会保障、税、災害対策分野に関する事務において、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合、庁内連携、番号法第９条２項の規定により、その旨を条例に規定する必要があるためです。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君）　議第85号　南伊豆町個人番号の利用等に関する条例制定についてご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法においては、マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤とされているところでございます。

同番号法第１条に掲げる法律制定の目的といたしましては、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者は、個人番号及び法人番号を有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができることとされ、このことにより、行政運営の効率化と行政分野におけるより公平公正な給付と負担の確保が図られるほか、便益を受ける国民が手続等の簡素化による負担の軽減、利便性の向上を得られるようにすることとされてございます。

また、同法第９条第２項の規定に基づき、市町村等の基礎自治体の現場で個人番号を用いて手続を行うことができるほか、個人情報を相互に授受することで、国民の利便性の向上、基礎自治体の行政の効率的な運営に寄与することを可能とするため、条例をもって、個人番号を利用できる範囲を具体的に定めることが必須となりました。

本条例制定における経緯、目的といたしましては、この番号法第９条第２項の規定に基づくものでございます。

それでは、議案に付してございます南伊豆町個人番号の利用等に関する条例の条文のほうをごらんください。本町につきましては、全５条から成るものでございます。

第１条では、本条例を定める趣旨を規定したものでございまして、番号法第９条第２項の規定に基づき、個人番号を利用する事務等について規定することを定めたものでございます。

また、第２条では、本条例で用いる用語の定義を定めたものでございます。同条第１号の法第２条第５号に規定する個人番号とは、番号法に基づき、住民票を有する全ての方に付番される12けたの番号のことをいいます。また、法第２条第８項に規定する特定個人情報とは、個人番号を含む個人番号のことをいいます。第３号の法第２条第12項に規定する個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者のことをいいます。第４号の法第２条第

14項に規定する情報提供ネットワークシステムにつきましては、行政機関等が個人番号を他の行政機関などからオンラインで照会、提供できるシステムのことでございます。

第３条では、個人番号を利用するに当たっての南伊豆町の責務を定めたものでございます。個人番号は、個人識別性が高いため、通常の個人情報よりもさらに厳格な処理を必要といたします。本条では、特定個人情報の適正な取り扱いの重要性に鑑み、町の責務として、適正な取り扱いに必要な措置を講ずる義務があることを規定したものでございます。

続きまして、第４条でございますが、個人番号の利用範囲を規定したものでございまして、南伊豆町として、個人番号を利用する事務の情報連携について規定したものでございます。

同条第１項では、番号法別表第２に掲げる他の機関へ特定個人情報を提供できる場合が定められており、この提供に相当する庁内連携を行うことを規定したものでございます。町長及び教育委員会が情報照会者兼情報提供者である場合に、それぞれの機関内において特定個人情報の授受を行い、情報連携できるよう、番号法別表第２の内容を包括的に規定するものでございます。

また、第２項では、番号制度の重要な目的の一つに、国民の利便性の向上が掲げられております。個人番号を利用することにより、各種行政手続における添付書類の削減、手続の簡素化を図るもので、庁内連携により個人情報を利用できる場合は、他の条例等で義務づけられている書類の提出を省略することができるとしたものでございます。

第５条につきましては、委任条項でございまして、条例の施行に際し、各事務から授受する特定個人情報の詳細については規則で定めるものとしてございます。

附則では、条例の施行期日を平成28年１月１日といたしました。個人番号の利用が平成28年１月から開始されることから、本条例の施行日を28年１月１日としたものでございます。

南伊豆町個人番号の利用等に関する条例制定についての説明は以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　７番、清水。

第３条、町の責務でございますけれども、取り扱いを丁寧に行うよという条文でございますが、後段の、個人番号利用に関し、国と連携を図りながら、ここから、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施と書いてありますけれども、この地域の特性に応じ

た自主的または主体的というのは、どのような事業のことを指しているのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えいたします。

これは、条文自体につきましては、地域特性に応じた施策をそれぞれの市町が対応してつくるものというようなことを条文として定めたということでございます。現時点では、特段、その事由といいますか、それについては確認をしているところではございませんが、これについては、そのそれぞれの市町の特性、それぞれあった場合にはこの施策を実施することができるというものを条文として定めていると、そういうことでございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　はい、わかりました。うまくやっていただきたいと思います。

それで、このマイナンバーの通知が１週間ほど前から町内に配られてきているわけですけれども、郵便局で一生懸命今配達してもらっているはずなんですけれども、住所がない人はもう返ってきているんではないかなと考えます。町のほうにはそういう話が来ているのか来ていないのか、あるいはどのくらい配達されたとかと郵便局のほうで話はあるのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君）　お答えいたします。

管轄は、下田郵便局がこの辺の管轄になっております。下田郵便局へのマイナンバーの通知カードは、11月20日に搬入をされました。11月21日ごろから、郵便局では夕方を中心に配達をしています。数的に3,958世帯分ありますので、一般の郵便物の配達もあることから、日数がかかっております。12月１日に町のほうへ第１回目の返戻分が戻ってきました。こちらが、通知カードにつきましては転送不要の簡易書留でありますので、転送の申し込みが郵便局にされていると、自動的にもう配達はされないというものがあります。これが63通。それから宛てどころ不明、これが29通、あと、郵便局が配達をしたんですが、本人の受け取り拒否、これが７通、合計99通が12月１日に返ってまいりました。昨日２日の日が、転送できないものが３通、受け取り拒否が１通、計４通戻ってきております。合計しますと、現状103通、役場のほうで預かっております。

まずは今、返ってきたものをリストアップしまして、今後の方針を考えているところでございます。まずは住民票の記載事項についてそれぞれ確認をしているところでございます。

一定期間、これは３カ月程度というふうに国は言っておりますが、この間、町では、カードを保管した上で、転送可能の普通郵便等によって、本人またはその代理人に、役場の窓口に来庁することを促すような通知も出していきたいなと考えております。

その結果、本人もしくは代理人に来庁してもらいまして交付をするということ。また、来庁できないというような理由がある方は、我々のほうで、行けるところは出向いて交付するということ。それからまた、再度、簡易書留で本人に送付するものも出てくるかもわかりません。

いろいろ、第１回目が100通程度返ってきましたので、今、ちょうど郵便局は不在票のとめ置き期間に入っておりますので、そのとめ置き期間が過ぎますと、また第２段が戻ってくるというところであります。全国的には、返戻率というのが７％ぐらいだそうです。なので、うちでも、そう考えると200通ぐらいは返ってくるのかなという気はしていますが、今後、どれぐらい返ってくるか心配をしているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号　南伊豆町個人番号の利用等に関する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第86号　南伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第86号の提案理由を申し上げます。

本議案は、超高齢化、高度情報化など、消費者を取り巻く環境の変化の中、消費者被害の複雑化、多様化に対応していくため、地方自治法に規定する、機関等の共同設置の制度を利用し、賀茂地域内の市町村の連携だけでなく、静岡県を含めた連携により消費生活センターを設置することといたしました。

消費生活センター設置に当たり、共同体になる賀茂６市町及び静岡県が、それぞれ組織及び運営に関する事項等に関する条例制定が必要となるため、上程させていただくものであります。

詳細につきましては企画調整課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

〔企画調整課長　菰田一郎君登壇〕

○企画調整課長（菰田一郎君）　議第86号　南伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例制定について説明させていただきます。

本条例につきましては、賀茂地域広域連携によります賀茂広域消費生活センターの設立に当たりまして必要事項を定めるため、新規に制定するものでございます。

条例本文をごらんください。本条例は、２条から成っております。

第１条において趣旨を提案いたします。この条例は、消費者安全法第10条の２第１項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営に関する事項並びに消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

これが趣旨となっております。

続きまして、第２条におきまして、消費生活センターの組織及び運営に関する事項６項目を、法第10条の２第１項に規定する条例で定める事項として定めるものでございます。

１つ目といたしまして、消費生活センターの名称、住所、そして開設の日、時間を定めます。

２つ目といたしまして、消費生活センターにおいて事務を所掌する消費生活センター長、消費生活センターの事務を行うために必要な職員について定めます。

３つ目といたしまして、消費生活相談員、資格試験に合格した者またはこれと同等以上の専門知識及び技術を有すると町長が認める者を相談員として置くことを定めます。

４つ目といたしまして、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮すること等を定めるものであります。

続きまして、５つ目といたしまして、消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて、法第８条の２第２項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することを定めるものでございます。

６つ目は、法第８条第２項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを定めたものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成28年４月１日からの施行となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第86号　南伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第87号　南伊豆町道路線の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第87号の提案理由を申し上げます。

本議案は、町道石井区内14号線と成持吉祥線の道路拡幅工事等により、両町道に接する町道の起点・終点地番が変更されました。よって、道路法第10条第２項及び同条第３項の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号　南伊豆町道路線の変更については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第88号　平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第88号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額7,237万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,848万とするものです。

歳出の主なものは、地域づくり推進費に4,711万4,000円を増額し、社会福祉総務費に2,229万4,000円、道路新設改良費に752万円などをそれぞれ追加するものであります。

また、これらの歳出に対応する財源として、地方交付税1,495万円のほか、国庫支出金5,381万円などをそれぞれ追加するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君）　議第88号の内容説明を申し上げます。

平成27年度南伊豆町一般会計補正予算書（第３号）をごらんください。

１ページをお開きください。

第１条により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,237万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,848万円としたいものでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明を申し上げます。

予算書の14ページ、15ページをお開き願います。

２款１項12目地域づくり推進費を4,711万4,000円増額し、２億6,580万7,000円としたいものでございます。これは、13節委託料を3,926万7,000円増額するもので、地方創生先行型交付金の交付決定に伴うものでございまして、右説明欄の67事業、地方創生交付金事業において、健康づくりプログラム等に関する各種業務委託のほか、温泉・地熱資源を活用した南伊豆ブランド創出業務委託として計上するものでございます。

次に、20、21ページをごらんください。

３款１項１目社会福祉総務費を2,229万4,000円増額し、３億7,802万8,000円としたいものでございます。内訳では、13節委託料で、健康福祉センター設計業務委託を増額し、20節扶助費には、自立支援介護給付費といたしまして1,186万4,000円を増額したいものでございます。

続いて、24、25ページをごらんください。

７款２項２目道路新設改良費を752万円増額し、8,048万7,000円としたいものでございます。道路改良事業といたしましては、石井区内７号線測量委託のほか、東ノ谷戸線道路補修改良工事を予定するものでございます。

引き続き、次ページをごらんください。

９款２項１目学校管理費でございますが、1,017万7,000円を減額し、１億3,117万8,000円としたいものでございまして、南中小学校及び南伊豆東小学校の屋根改修工事に伴う契約差金等を更正減したものでございます。

続きまして、歳入における主なものについてご説明を申し上げます。

予算書10、11ページをごらんください。

10款１項１目地方交付税を1,495万円増額し、19億1,427万6,000円としたいものでございます。１節地方交付税は、全額普通交付税でございます。

また、14款国庫支出金につきましては、１項１目民生費国庫補助金を593万2,000円増額し、１億7,079万2,000円としたいものでありまして、全て１節社会福祉費負担金で、障害者自立支援給付費負担金でございます。

また、２項６目総務費国庫補助金では4,787万8,000円を増額し、１億852万4,000円としたいもので、全額、１節総務管理費補助金でございます。内訳といたしましては、地方創生先行型交付金4,776万円のほか、選挙人名簿システム改修費補助金11万8,000円でございます。

予算書８、９ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

歳出の部になりますが、本補正予算の総額7,237万3,000円を加えまして、歳出合計額を53億1,848万円としたいものでございます。

本補正の財源内訳にもお示しのとおり、特定財源を除く一般財源は1,434万6,000円となってございます。

議第88号の詳細説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　この一般会計補正予算で聞いていいのか悪いのか、これは私はちょっとわかりませんけれども、この前の道路の町道路線の変更で聞いていいのかよくわかりませんので、ここで、88号で質問させていただきたいんですけれども、質問というよりも、コミュニティ事業で、町道の管理は、恐らく34区どの区も、町道の場合には区でやっていると思います。草刈り、あるいは材料支給のコンクリート打ち、いろんなものは、その区で町のほうに要望を初年度に出して、初年度で間に合うようにこの12月の時点に出して、そして予算化を、コンクリート支給、あるいは材料支給だとか原材料支給のようなものは出すと思います。

しかしその中で、某区なんですけれども、班でもって町道を、コンクリートを10立米ぐらい打ち直したわけです。そのときにはコンクリートの上へ打つつもりではあったんでしょうけれども、けども、コンクリートをはがして、開きにして道路の管理のコンクリート打ちを

する。そうすると、脇にあるU字溝、そういったものが全てだめになるわけですけれども、しかし、そのコンクリートをはがすにも、素人なものですから、そういう道具もないし、専門家に、土木屋さんに頼むとお金がかかった、そういうものがかれこれ20万ほどかかったわけですけれども、そういったものが最初からわかっていればそういうふうに町の中に出すわけですけれども、後からそういうことに気がついて、しようがなくて、その班で、区から出ないものですから、班で負担をしたと。その負担額が約20万です。

しかし、町道を、私は、その班、気の毒だといえば気の毒なわけですけれども、そういったものが、こういう後からお願いをして、補正の中で組んでいただけないのか。それとも、新年度に新たにこちらから区を通して要望を出せばそれが通っていくものなのか、その辺を私はお伺いしたいなと思いますけれども、いかがなものでしょう。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

建設課のほうでも、区で原材料支給でやっていただくのは本当にありがたいと思っています。本来は工事でやるべき案件なんですけれども。

今、議員がおっしゃられた件なんですけれども、柔軟には対応していきたいとは思いますが、そういうケースに、極力、そこまで壊れるようなことがあったら我々も見に行きますので、本当はそういう早急の連絡が欲しかったかなとか思っていますけれども、今言ったように、柔軟にはちょっと対応していきたいとは思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　素人ですから皆さんはよく気がつかないわけですけれども、コンクリートだけ上に打てばいいやみたいなつもりで、区のほうにコミュニティの生コン支給という形でお願いをして、その生コンはいただいているわけですけれども、しかし、それをやるのに、その上にやれば、当然、はがれてくるのは当たり前のことであって、そのコンクリートを全て取っちゃいました。20メーターぐらいの間。そして、その約10立米も打って、そして周りのU字溝、あるいはその負担になる部分、グレーチング、そういったものをすべてまぜて、そして、素人なものですから、機械はないものですから、土木屋さんに頼んで、そこを１日半とか２日とかかけて、その廃材も何も捨ててもらって、全部で約20万かかっているわけです。

それをある班が全額負担をしてやるというのは、ちょっと私は、町道を管理しているのに、

人足で皆さんがやってくれる、これだけでありがたいのに、そして、ふだんは草刈りも何もボランティアでやるわけですね。これは仕方ないにしても、そういう原材料支給だとか、あるいは班のお金がないのに20万も出して負担していくということでなくて、私は、今、課長が柔軟に対処していきたいと言うけれども、業者に払うのは待ってもらえませんので、買ってくるのにしても、何にしても。ですから、それは領収書、納品書、請求書があれば、次年度に、例えば、今年度は27年度だけれども、28年度にそういうものを区として要望していけば出してくれるのか、出してくれないのかということも、ちょっと確認をしておきたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

まず、相談に来るように言っていただけないでしょうか。それでまた検討をしたいと思います。即答で、出す出さない、今できませんので、相談に一回来ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　町長、どんなものでしょうね。皆さん、労務費はしようがないにしても、そういうボランティアの部分はしようがないにしても、金額を20万もということになってくると皆さんはがっかりするわけですよ。そういったところをちょっと柔軟に、また今、担当課長はそういうふうにおっしゃいましたけれども、そういう考え方が町長にあるかないか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

やはり課長が答弁したとおりに、ボランティアでやっていただくということは非常にありがたいことでありまして、その負担した20万というものに対しましては、やはりよく相談を受けて検討させていただいてから、どうするという結論にお願いしたいと思います。担当課長の答弁どおりにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ぜひいい方向にいくように、その区の区長さん、あるいはそのところの班長さん、そういう人たちから要望書が出ると思いますけれども、そういう感じで受け取っていただきたいなというふうに要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　補正予算書の17ページですが、委託料です。これは今議会を通じて企画課長からいろいろ説明がありましたが、非常に有利な国庫補助金制度を使って、委託料として歳出のほうで対応しているということでありますが、実は２つほどお聞きしたいんですが、先ほど附属機関の設置条例の中で政策アドバイザーの一件がありましたね。それとの関連が委託に対して実在するのかどうか。

そしてあと２つ目は、健康づくりの関係がぽんぽんぽんとありますね。それは単純な委託契約であるのか、そして、その内容はどうなのかをちょっとご説明ください。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

まず、政策アドバイザーについてでございますけれども、今回、年度末までの非常に厳しいタイトな時間軸の中で、4,500万円相当の計画をつくっていかなければならないため、専門的な知識、また広い視野からの応援が必要となってまいります。そのため、公務員経験者でありまして、元杉並区の副区長も務めました方をアドバイザーとしてお迎えしたいと考えているところでございます。

１点目につきましては以上です。

２つ目の件でございますが、健康づくりのプログラムづくりにつきましては、支援事業者への策定委託も視野には入れておりますけれども、それをつくっていく前段といたしまして、健康福祉課とも連携いたしまして、また包括支援の問題等も加えた中で進めていく予定であります。決して事業者丸投げという事業ではございません。

今回、補正予算書の16ページでお願いしているところでございますけれども、まず、政策アドバイザーにつきましては、実質的にはこれから年末までに160万円程度の報酬をお願いすることとなります。お願いいたします。

加えまして、これはちょっと今回の上乗せ交付金の件からは若干外れますけれども、企業誘致推進協議会委員報酬ということで９万円ほどお願いしております。これは、この秋、静岡県の内陸フロンティア認定を当町が初めて受けたことに伴いまして、この委員会を設置する義務も発生してまいりましたので、お願いをするものでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　先ほど委託料のうちの３つの細かい内容についての質問もお願いした

んですけれども、それについてはいかがですか。概要だけで結構です。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

健康づくりプログラム関係につきましてですけれども、健康づくりプログラムの開発業務委託料に約700万円をかける予定でございます。これにつきましては、健康づくりといいましても、体験型といいますか、自然体験をしながら健康増進を図ろうというプログラムを最長５年間の期間の中で、お試し移住の期間と同じぐらいの時間をかけて、健康寿命を延ばすために都会の方がお試し移住をしてきた場合、５年間、このプログラムの中で生活をしていくことによって健康寿命が延びていく、こういったプログラムを、健康福祉の保健師、また専門の事業者のアドバイスも受けながらつくっていくものでございます。

続きまして、健康ポイントシステム開発業務委託料1,000万円、これにつきましては、前段もお答えをさせていただいた部分でもございますけれども、杉並区で既に稼働しております健康ポイント制度の南伊豆町への取り入れ、また、施設等の相互利用のポイントの使い方の協議等をつくり上げていくため、また稼働させるための金額となっております。

続きまして、健康づくりプログラム人材育成業務委託料でございますけれども、この件につきましては、平成30年の特別養護老人ホームの稼働も控えまして、その際に70人からのヘルパーの資格を有した就労者の確保も必要となってまいります。現状で、ただ町内に声をかけるだけでは、その人数をすぐに集めることは難しいと考えておりまして、これから年度末までに、この約200万円をかけまして、これは育成をするための200万円ではございません、育成プログラムをつくっていくための200万円を投資する予定でございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　よく理解しました。

実はちょっと１つ引っかかるんですが、その上の南伊豆ブランドの創出業務とありますね。これは地熱資源を活用したとありますけれども、さきに再解析で数千万の予算をたしか補正で前議会でした記憶があるんですが、そのお金とは全く別のお金になるわけですね。課長でいいです。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

この温泉・地熱資源を活用した南伊豆ブランド創出業務につきましては、前段の地熱理解

促進、地熱調査の事業とは別のものでございまして、どちらかと申しますと、生活環境課のほうで実施をしております低炭素社会の実現と温泉・地熱を結びつけた中で、ドライフルーツ的なものといいますか、温泉熱を使った新しい食品づくり、そういったものを開発していく事業ということになっております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　理解促進事業の中の範疇の一部のという、そういう解釈ですね。今おっしゃったのはそういう意味ですよね。違うんですか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

理解促進とは別のものとなります。全く別の形のものでして、理解促進事業につきましては経産省の予算となっております。この件につきましては総務省の地方創生資金ということになりますので、別でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　同じくやっぱり16、17ページ、あるいは15ページのほうになるんですけれども、政策アドバイザーを、今、杉並の元副区長さんをお願いするという話がございましたけれども、一応これは１人なのか、また２人なのか。予算からいきますと２人の予算がついているんですけれども、これについては何人ぐらい予定しているのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。失礼いたしました。先ほどの件の訂正も含めてお答えさせていただきます。

先ほど１名と申し上げましたけれども、政策のアドバイザー、行政経験のアドバイザー１名に加えまして、大手の企業で社長顧問等を経験したことがある方、そしてワープステイ等についての提唱者である方、こういった方についても顧問として迎えたいと思っておりますので、２名分の予算のお願いとなります。申しわけございませんでした。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　先ほどの特別職の政策アドバイザー、月20万円以内ということですから、４カ月で80万だなと思っていたら、ここに160万が出ていたものですから、これは２名分だという形でわかったわけですけれども、またそれを説明していただければあれだったん

ですけれども、そういうアドバイザーに来た方の、やっぱり議会、あるいは町民に対して、こういうふうな方が来てやるんだよという形は、氏名等も説明しておいたほうがいいと思うんですが、そういう考えはありませんか。説明しておくつもりはありませんか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

議案を可決していただきました施策は、それで予算も可決していただいて、先ほど言った副区長の、これは杉並区の元副区長で、松沼さんと申します。それと、もう一人は大川さんです。大川さんについては、今、コンタクトをその件でとっていないんですけれども、松沼さんに関しましては、今般の10日の日に大森先生に来ていただいて講演会をやる席で皆さんにご紹介をしたいと思って、委嘱するというか、そういう形をとりたいと思います。できれば大川さんにもそういう方向での委嘱状の交付ができれば、そういう形にしたいと思います。その中で皆さんにご紹介していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　そういう形で、よろしくお願いいたします。

それと、今、その後、17ページの生涯活躍のまち構想というやつが、1,050万7,000円というものがございますけれども、これについての説明もよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

この予算につきましては、弓ヶ浜におきまして、共立病院、一部事務組合の病院跡地と、さらに、隣にあります杉並の区有地をお借りしまして、ここでお試し移住構想を実現するためのプランをつくっていく予算となります。平面プランから、立面的な津波避難の問題からを取り入れた計画書、設計書、平面図、そういったものをつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　大変いい話ですから、こういう業務委託でやるということを、３月議会までにはそれなりの結果、あるいは途中経過等のものが出てくるんではないかなと思いますので、それについては３月議会までに出していただくという形で、議会のほうにも教えていただくという形をやっていっていただきたいと思いますが、それについて、町長、どうで

しょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　３月議会に当然出してくる、提案するとは思いますけれども、その事前に策定作業が終わった段階で皆さんに、全員協議会なり何なり、議長と相談しまして、ご紹介する機会は設けたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　27ページの、先ほど総務課長からご説明がありましたけれども、小学校の管理費なんですけれども、南伊豆の南中小学校の屋根の改修工事、それと東小の屋根の改修工事、南中小学校のほうの入札差金が660万、片方が550万、これは予算が幾らでこの差金がこれだけ出たんでしょうか。そして請負金額は幾らになっていましたか、教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

すみません、ちょっと今、契約のほうは、契約書が手元にないもので、申しわけございません、ちょっとお答えができませんもので、後ほどあれしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　これだけ入札差金が出て、町のほうは大変助かるわけですけれども、これだけ余ったということですから随分助かるわけですけれども、これは入札のときに、きのうも一般質問の中で入札制度の問題が出ていましたけれども、これは最低価格を設けてやった入札ですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　暫時休憩。調べてお答えします。

○議長（稲葉勝男君）　では、暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時２９分

再開　午後　３時３５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お待たせいたしました。お答えをいたします。

まず、最低価格は設定されているか否かという部分ですが、２件とも設定をされております。

続きまして、契約額なんですが、南中小学校の屋根の修繕、そちらが2,160万円となっております。これは税込みの金額ということです。

続きまして、南伊豆東小学校分なんですが、こちらについては、当初の契約額は2,052万円です。その後、ちょっと実際に工事に入ってみて、屋根の腐敗がひどかった部分がございまして、そこについてさらに養生を追加したということで、12万705円を追加しております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　17ページです。その前の地方創生交付金事業に関連して、先ほど同僚議員が何回か質問しましたけれども、もう一つちょっと詳しく教えていただきたいのは、温泉・地熱資源を活用したブランド創出業務委託、これは委託の業者というのはどちらでしょうか。

また、その下は、それぞれの委託に関しては、自分たちで含めて検討と言うけれども、あるいはコンサルタントとか、それはいるのか。

それら全て委託に関して答えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

基本的には委託を考えておるところでございますけれども、議会前ということで、議会終了後に事業者を選定していくこととなりますので、これからといったところになります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第88号　平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第89号　平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第89号の提案理由を申し上げます。

本議案は、株式会社横浜国際ゴルフ倶楽部との土地賃貸借契約の変更に伴い財産収入を減額するもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ779万8,000円とするものであります。

歳入については、財産収入を126万4,000円、繰越金を8,000円減額し、歳出については、積立金を143万9,000円減額し、繰出金を16万7,000円増額するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第89号　平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第89号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで議会運営委員会を開催しますので、３時55分まで休憩とします。

休憩　午後　３時４０分

再開　午後　３時５５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎会議時間の延長

○議長（稲葉勝男君）　本日の会議時間は、議案審議の都合により延長します。

◎日程の追加

○議長（稲葉勝男君）　ここで町長から、議第97号　工事請負契約の変更について（平成27年度銀の湯会館施設整備工事）の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第97号　工事請負契約の変更について（平成27年度銀の湯会館施設整備工事）を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

◎議第９７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　それでは、議第97号　工事請負契約の変更について（平成27年度銀の湯会館施設整備工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第97号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年６月11日、制限付一般競争入札により、請負額３億456万円で長田建設工業株式会社が請け負った銀の湯会館施設整備工事請負契約の変更について、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の主なものといたしましては、同施設整備工事に係る単価、設計数量などに変更が生じたもので、平成27年度単価への入れかえのほか、下駄箱、駐車場舗装改修などの数量的変更、防災照明のＬＥＤ化、案内看板等の多言語対応など多岐にわたる変更となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　銀の湯会館はいいものをつくっていただきたいんですが、やっぱり開館は３月になるのか、それとも少し早まるのか、再開の予定はいつごろになるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

正規とか正式オープンにつきましては、一応３月１日を予定しております。ただ、その前に、２月20日の日に夜桜マラソン等も計画されておりまして、銀の湯のあそこの場所をスタート・ゴールで考えておりますので、その前には使えるような形にはなろうかと思います。一般の正式のオープンは３月１日ということで、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第97号　工事請負契約の変更について（平成27年度銀の湯会館施設整備工事）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第９０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第90号　賀茂広域消費生活センター共同設置規約の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第90号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第252条の２の規定に基づき、静岡県並びに賀茂６市町で賀茂広域消費生活センターを共同設置するため、規約を定めるものであります。

規約の内容については、消費生活センターの名称、処理に関する事務、消費生活センターの執務場所、消費生活センターの職員の定数等、センター運営に関する基本的事項となっております。

詳細につきましては企画調整課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を終わります。

企画調整課長。

〔企画調整課長　菰田一郎君登壇〕

○企画調整課長（菰田一郎君）　議第90号　賀茂広域消費生活センター共同設置規約の制定についてご説明させていただきます。

本件につきましては、賀茂地域広域連携によりまして、消費生活センターを共同にて設置運営するために制定をお願いするものでございます。

先ほど議決をお願いいたしました南伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例に基づき、付随いたしまして、条例で定めるべきこととされることについてを定めるための規約となっております。

規約文をごらんください。

第１条におきまして、共同設置する地方公共団体を定めます。下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、当町、松崎町及び西伊豆町並びに静岡県において、消費生活センターを共同で設置いたします。

第２条で名称を定めます。名称は、賀茂広域消費生活センターといたします。

第３条におきまして、処理する事務を定めます。

第４条におきましては、消費生活センターの執務場所及び所管区域を定めます。場所、住所につきましては、下田市中531－１、静岡県下田総合庁舎内でございます。

第５条におきまして、消費生活センターの職員の選任方法を定めます。

第６条におきましては、各組織の負担金について定めます。

第７条におきましては、特定の事務に要する経費についてを定めるところでございます。

第８条では、消費生活センターに関する予算の取り扱いについて定めます。

第９条におきまして、消費生活センターに関する決算について定めます。

第10条におきまして、消費生活センターに関する関係団体の諸規定についてを定めます。

第11条におきまして、消費生活センターの職員の身分取り扱いについてを定めます。

第12条におきまして、消費生活センターの職員の懲戒処分等について定めます。

第13条におきまして、補則、この規約に定めるものを除くほか、消費生活センターの担任する事務に関し必要な事項は関係団体が協議して定めることを定めます。

附則といたしまして、この規約は平成28年４月１日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第90号　賀茂広域消費生活センター共同設置規約の制定については原案のとおり可決す

ることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第90号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第９１号～議第９６号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第91号　静岡県及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、議第92号　下田市及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、議第93号　東伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、議第94号　河津町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、議第95号　松崎町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について及び議第96号　西伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第91号から議第96号議案は、静岡県と賀茂６市町が連携して消費生活センターの業務を処理するに当たり、基本的な方針及び役割分担を定めたもので、静岡県、賀茂５市町とそれぞれ協約を締結するため、提案理由を一括で申し上げる次第です。

同連携協約の内容といたしましては、行政サービスの維持及び向上を図るとともに、賀茂地域に共通する諸課題の解決及び持続的な発展に寄与する目的を達成するため、消費生活相談及び消費者教育と県民相談の役割分担、経費負担などになっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　この連携協約なんですけれども、これまで各町内で、南伊豆町内で心配事相談とか、あるいは行政相談等を行ってきたわけですけれども、これが要するに総合庁舎のほうへこの協定によって移るという形で解釈してよろしいのか、それとも、庁内でそういう心配事相談とか行政相談、月に１回とかこれまでやっていたと思うんですけれども、そ

ういうものはどうなるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

今回、本件につきましては、消費者行政に係る分だけの統合でございまして、行政相談、心配事相談等につきましては、これまでどおりということになっております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この連携協約ですが、消費生活相談に関して、これが関連して出てきたわけですが、そのほかにほかの目的が追加されるとか、そういう可能性というのは、あるいは予定というのはあるのかどうか、その点を教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

本件につきましては、消費生活相談、消費者相談の件とあわせまして、静岡県県民相談もこのセンターにおいて取り扱うこととなっております。ただし、県と連携をいたしますと、本来、市町村が消費生活センターを開設するに当たりましての国費補助金、これを受けられないこととなりますため、その持ち分を確定させるために、この協約において役割分担を明確に定めることとさせていただいたものでございます。

ほかの件につきましては、ただいま賀茂広域連携の中で、もろもろ、協定ができるものについては、協議を進めていきつつ模索しているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第91号　静岡県及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、議第92号　下田市及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、議第93号　東伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、議第94号　河津町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、議第95号　松崎町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

次に、議第96号　西伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第91号　静岡県及び南伊豆町に係る連携協約の締結については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第91号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第92号　下田市及び南伊豆町に係る連携協約の締結については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第92号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第93号　東伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第94号　河津町及び南伊豆町に係る連携協約の締結については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第94号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第95号　松崎町及び南伊豆町に係る連携協約の締結については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第95号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第96号　西伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第96号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　発議第３号　少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案は漆田修君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　説明を申し上げます。

少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書の提出についてをご説明申し上げます。

提案理由は、学級編制標準を引き下げ、35人学級の制度化を早期に実現することと、教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担割合を２分の１に復元することを強く要望する意見書を提出するものであります。

次ページは、本文は記載のとおりでございます。

そして提出先は、衆議院議長、大島議長ほか、記載のとおりでございます。

どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第３号　少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、発議第３号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　発議第４号　南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案は長田美喜彦君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　発議第４号、朗読をもって行います。

南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年12月３日提出。

南伊豆町議会議長　稲葉勝男様。

提出者、南伊豆町議会議員　長田美喜彦。

賛成者、南伊豆町議会議員　比野下文男。以下、記載のとおりでございます。

提案理由。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、条文の整備を図るためといたします。

○議長（稲葉勝男君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第４号　南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、発議第４号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　発議第５号　再生可能エネルギー利活用に係る規制緩和等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案は清水清一君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、発議第５号　再生可能エネルギー利活用に係る規制緩和等に関する意見書の提出についてを朗読させていただきます。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年12月３日提出。

南伊豆町議会議長　稲葉勝男様。

提出者、南伊豆町議会議員　清水清一。

賛成者、南伊豆町議会議員　渡邉嘉郎。同じく渡邉　哲、同じく岡部克仁、同じく比野下文男、同じく加畑　毅、同じく稲葉勝男、同じく長田美喜彦、同じく齋藤　要、同じく漆田修。

提案理由といたしまして、再生可能エネルギーの利活用について、当町内の温泉乱開発を抑制することを目的とした「静岡県温泉保護対策要綱」の見直し及び、再生可能エネルギー利活用の促進に向けて、財政的支援を強く要望する意見書を提出するものです。

意見書の内容につきましては、記載してありますが、最後に記といたしまして、１、「静岡県温泉保護対策要綱の見直し」、２、再生可能エネルギー利活用事業に係る財政的支援。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月３日、静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

静岡県知事　川勝平太殿。

意見書提出先でございますけれども、静岡県知事　川勝平太殿、静岡県副知事　大須賀淑郎殿、静岡県副知事　難波喬司殿、静岡県副知事　土屋優行殿、静岡県知事戦略監　吉林章仁殿、静岡県経営管理部長　伊藤篤志殿、静岡県企画広報部長　白井　滿殿、静岡県健康福祉部長　山口重則殿、静岡県議会議長　吉川雄二殿、静岡県議会副議長　杉山盛雄殿、静岡県議会厚生委員長　東堂陽一殿。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　本案は、昨日、当局から提案があったものでありまして、提案理由にありましたように、目的は、静岡県温泉保護対策要綱の見直しを求めるものであります。これは、本年度の地熱開発事業で、当初の６億8,000万から６億4,000万が減額をされた。これが、いわゆる斜め掘りが多額の費用がかかるという理由でありましたけれども、利害関係者との問題では、地熱発電事業、掘削に関して、これまでも意見というか、そごがありました。

こうした点で、きのうの話でも、まだこれに関して合意をしているわけではない。また、これは南伊豆町だけではなく静岡県全域の温泉にかかわるものであって、慎重な対応が求められます。

よって、現時点で同意のとれていないものに関して、意見を、要望を出すべきではないという見解で反対をいたします。

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

加畑毅君。

○４番（加畑　毅君）　４番、加畑です。私は、この発議に対して賛成の討論をさせていただきます。

現段階で、調査段階ということで、その調査に関して規制緩和が必要だという内容であります。まだ発電所をつくる云々の段階にはいっていませんので、調査に対しての規制緩和であれば、必要な措置だと思って、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第５号　再生可能エネルギー利活用に係る規制緩和等に関する意見書の提出については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、発議第５号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　発議第６号　南伊豆町健康福祉センター整備に係る財政支援に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案は清水清一君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、朗読をもって説明させていただきます。

発議第６号　南伊豆町健康福祉センター整備に係る財政支援に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年12月３日提出。

南伊豆町議会議長　稲葉勝男様。

提出者、南伊豆町議会議員　清水清一。

賛成者、南伊豆町議会議員　渡邉嘉郎、同じく漆田　修、同じく齋藤　要、同じく稲葉勝男、同じく長田美喜彦、同じく横嶋隆二、同じく加畑　毅、同じく比野下文男、同じく岡部克仁、同じく渡邉　哲。

提案理由といたしまして、自治体間連携による東京都杉並区との特別養護老人ホームの整備と合わせて南伊豆町健康福祉センター整備に取り組んでおり、介護サービスの供給、町民の安全安心を守り「健康と福祉」を充実し、地域包括ケアシステムを構築する拠点として健康福祉センター整備に関する補助事業への適用と過疎対策事業債における地方創生特別分の

継続を強く要望する意見書を提出するものです。

要望書。

南伊豆町健康福祉センター整備に係る財政支援に関する要望書と書いてありますが、見ていただきたい。

それと、記といたしまして、１、健康福祉センター整備に関する補助事業への適用、２、過疎対策事業債における地方創生特別分の継続。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年12月３日、静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

静岡県知事　川勝平太殿。

意見書提出先といたしまして、静岡県知事　川勝平太殿、静岡県副知事　大須賀淑郎殿、静岡県副知事　難波喬司殿、静岡県副知事　土屋優行殿、静岡県知事戦略監　吉林章仁殿、静岡県経営管理部長　伊藤篤志殿、静岡県企画広報部長　白井　滿殿、静岡県健康福祉部長　山口重則殿、静岡県議会議長　吉川雄二殿、静岡県議会副議長　杉山盛雄殿、静岡県議会厚生委員長　東堂陽一殿。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第６号　南伊豆町健康福祉センター整備に係る財政支援に関する意見書の提出については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、発議第６号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（稲葉勝男君）　日程第34、閉会中の継続審査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎議員派遣の申し出について

○議長（稲葉勝男君）　日程第35、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に印刷配付したとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成27年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会　午後　４時３０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　稲　葉　勝　男

署名議員　　長　田　美喜彦

署名議員　　清　水　清　一

平成27年12月議会定例会審議結果

No.	議案番号	提　出　議　案	議決年月日	結果
1	諮第２号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて　比野下富子（ひのしたとみこ）氏	12月3日	同意
2	議第71号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について佐藤利正（さとうとしまさ）氏	12月3日	原案可決
3	議第72号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について菊池慶一（きくちけいいち）氏	12月3日	原案可決
4	議第73号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について芦沢清中（あしざわきよみ）氏	12月3日	原案可決
5	議第74号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について鈴木州二（すずきしゅうじ）氏	12月3日	原案可決
6	議第75号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について西辻榮一（にしつじえいいち）氏	12月3日	原案可決
7	議第76号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について髙橋修一（たかはししゅういち）氏	12月3日	原案可決
8	議第77号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について鈴木光一（すずきみつかず）氏	12月3日	原案可決
9	議第78号	南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	12月3日	原案可決
10	議第79号	南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	12月3日	原案可決
11	議第80号	南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	12月3日	原案可決
12	議第81号	南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	12月3日	原案可決
13	議第82号	南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	12月3日	原案可決
14	議第83号	南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	12月3日	原案可決
15	議第84号	静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定について	12月3日	原案可決
16	議第85号	南伊豆町個人番号の利用等に関する条例制定について	12月3日	原案可決
17	議第86号	南伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例制定について	12月3日	原案可決
18	議第87号	南伊豆町道路線の変更について	12月3日	原案可決

No.	議案番号	提　　出　　議　　案	議決年月日	結果
19	議第88号	平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）	12月3日	原案可決
20	議第89号	平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第１号）	12月3日	原案可決
21	議第90号	賀茂広域消費生活センター共同設置規約の制定について	12月3日	原案可決
22	議第91号	静岡県及び南伊豆町に係る連携協約の締結について	12月3日	原案可決
23	議第92号	下田市及び南伊豆町に係る連携協約の締結について	12月3日	原案可決
24	議第93号	東伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について	12月3日	原案可決
25	議第94号	河津町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について	12月3日	原案可決
26	議第95号	松崎町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について	12月3日	原案可決
27	議第96号	西伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の締結について	12月3日	原案可決
28	議第97号	工事請負契約の変更について （平成27年度銀の湯会館施設整備工事）	12月3日	原案可決
29	発議第３号	少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書の提出について	12月3日	原案可決
30	発議第４号	南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	12月3日	原案可決
31	発議第５号	再生可能エネルギー利活用に係る規制緩和等に関する意見書の提出について	12月3日	原案可決
32	発議第６号	南伊豆町健康福祉センター整備に係る財政支援に関する意見書の提出について	12月3日	原案可決